

**第3期**  
**笠岡市子ども・子育て支援事業計画**

**素案**

**令和7（2025）年1月**  
**笠岡市**

# はじめに

市長挨拶が入ります。

## 目 次

---

第1章 計画の概要.....	7
1 計画策定の背景と趣旨.....	7
2 計画の対象.....	7
3 計画の位置づけ.....	8
4 計画の期間.....	9
5 計画の策定体制.....	9
(1) 子育て支援に関するアンケート調査の実施.....	9
(2) こどもの生活実態に関するアンケート調査の実施.....	9
(3) こどもワークショップの実施.....	9
(4) 笠岡市子ども・子育て推進会議の開催.....	9
(5) パブリックコメントの実施.....	9
第2章 笠岡市のこどもを取り巻く現状.....	10
1 人口等の動向.....	10
1 年齢3区分別人口の推移.....	10
2 出生数と死亡数の推移.....	10
3 合計特殊出生率の推移.....	11
4 転入数と転出数の推移.....	11
5 未婚率の推移.....	12
6 婚姻・離婚件数の推移.....	13
7 世帯数の推移.....	13
8 ひとり親世帯の推移.....	14
2 就労の状況.....	14
1 女性の年齢階層別就業率の推移.....	14
3 こども・子育てに関するニーズ調査結果.....	15
1 調査概要.....	15

4	こどもの生活実態調査結果.....	30
1	こどもの貧困に関する状況（保護者調査）.....	30
2	ひとり親のこどもの状況.....	34
第3章	第2期計画の評価と課題点のまとめ.....	39
1	事業の実施状況及び数値目標の達成状況.....	39
1	地域・子ども子育て支援事業（法定13事業）.....	39
2	その他事業.....	43
2	現状と課題.....	47
(1)	こどもが健やかに育つ環境づくり.....	47
(2)	子と親に対する支援体制づくり.....	49
(3)	地域全体で子育てを応援するまちづくり.....	53
第4章	計画の基本的な方向.....	55
1	計画の基本理念.....	55
2	計画の基本的な視点.....	56
	基本的な視点1 すべてのこどもの成長を支える切れ目のない支援.....	56
	基本的な視点2 安心して子育てをするための家庭への支援.....	56
	基本的な視点3 みんなでこどもと親を見守り、支え合う地域社会の構築... ..	56
3	施策の体系.....	57
第5章	施策の展開.....	58
	基本的な視点1 すべてのこどもの成長を支える切れ目のない支援.....	58
	基本目標1 幼児期の教育・保育及びこどもの教育環境の充実.....	58
	基本目標2 こどもの健やかな成長への支援の充実.....	60
	基本目標3 生まれる前からの切れ目のない支援.....	65
	基本的な視点2 安心して子育てをするための家庭への支援.....	68
	基本目標4 支援サービス及び情報提供の充実.....	68
	基本目標5 支援を必要とする家庭への支援.....	70

基本目標6 親の子育て力の向上.....	71
基本的な視点3 みんなで子どもと親を見守り、支え合う地域社会の構築.....	73
基本目標7 子育てを支援する地域社会づくりの推進.....	73
基本目標8 仕事と家庭の両立支援の推進.....	74
第6章 量の見込みと確保方策 .....	76
1 教育・保育提供区域の設定.....	76
(1) 設定の根拠（子ども・子育て支援法第61条） .....	76
(2) 設定の目標.....	76
(3) 設定による効果.....	76
(4) 本市の考え方.....	76
2 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 .....	77
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項... ..	77
4 教育・保育の量の見込み・提供体制の確保.....	78
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期 .....	79
6 事業目標.....	86
1 地域・子ども子育て支援事業.....	86
2 その他事業.....	87
第7章 計画の推進.....	88
1 計画の推進体制.....	88
(1) 計画の推進体制.....	88
(2) 国・県との連携・働きかけ.....	88
2 計画の進捗状況の管理・評価.....	88
資料編 .....	89
1 用語解説.....	89



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年の少子化・高齢化の急速な進行に伴い、核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育てへの不安感や孤立感を抱える保護者の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、国においては、待機児童の解消や子育て家庭の負担感、孤立感に対応するため、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27（2015）年から「子ども・子育て新制度」が施行されました。全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」（平成29（2017）年6月）等に基づき保育の受皿整備が進められ、令和5（2023）年4月現在、全国の8割以上の自治体で解消されています。

令和5（2023）年4月には「こどもまんなか」社会を実現するため、こども家庭庁が新設されると共に、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、こどもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかからず、令和4（2022）年には統計開始以来、初めて出生数が80万人を下回っており、安心してこどもを産み育てられるよう、更なる支援の充実が求められます。

本市では、すべてのこどもの育ちと子育て中の保護者を支援するため、安心してこどもを産み育てられるまちの実現に向けて、令和2（2020）年3月に「第2期笠岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画）を策定し、子育て世帯のニーズ及び市の実情に合わせた子育て支援を推進してきました。

この度、第2期計画が令和6（2024）年度で最終年度を迎えることから、社会状況の変化やこども本人の希望、保護者のニーズに対応しながら計画的に子育てに関する施策を推進するための「第3期笠岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の対象

本計画の対象は、市内のすべてのこども（妊娠期を含む）とその家族、地域住民、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等とします。「こども」とは、おおむね、18歳未満のこども（妊娠期含む）としますが、施策の内容に応じ、こども基本法第2条第1項に基づき、心身の発達の過程にある者を対象とし、一部事業については妊産婦を対象とするなど、必要に応じて柔軟に対応します。

### 3 計画の位置づけ

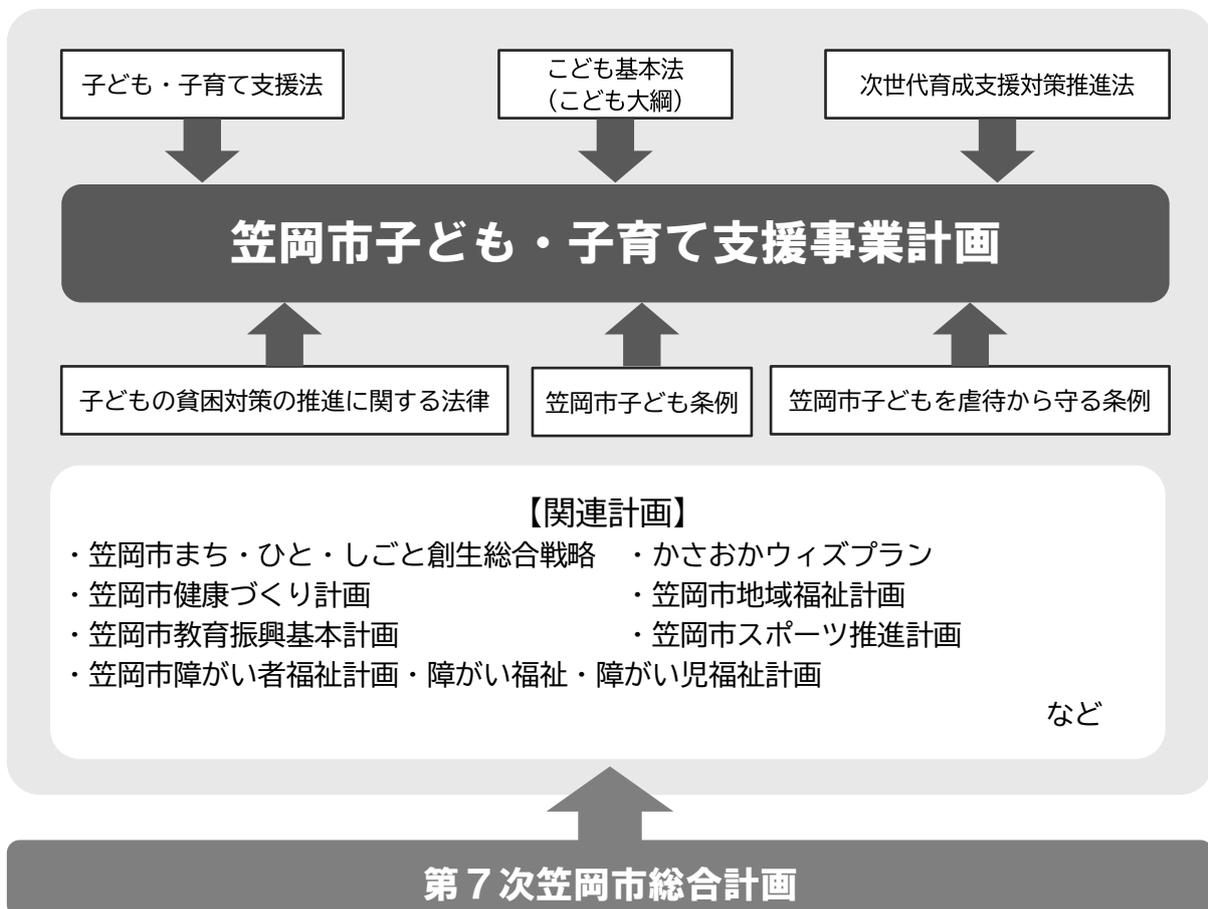
子ども・子育て支援法第 61 条に基づく法定計画としての本計画は、すべてのこどもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、「笠岡市子ども条例」、更にこどもの虐待防止に焦点をあてた条例としての「笠岡市子どもを虐待から守る条例」などに定める家庭の役割、学校園等の役割、地域社会の役割、事業所の役割、市の役割について認識を深め、一体となって、子ども・子育てを推進するための笠岡市の取組として位置づけます。

また、国の「次世代育成対策推進法」による市町村行動計画と「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画として、市の「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を内包するものです。

そして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの貧困対策を推進する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」も内包するものです。

更に、本計画は、笠岡市のまちづくりの方向性を示した「第 7 次笠岡市総合計画」を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図り策定します。

計画名称	市町村計画の名称	根拠法, 根拠規定等	位置づけ
第 3 期笠岡市 子ども・子育て 支援事業計 画 (本計画)	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	任意
	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第 9 条 2	努力義務



## 4 計画の期間

本計画は、5年を1期とした計画とし、令和7（2025）～令和11（2029）年度までの5年を第3期計画期間とします。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
第2期笠岡市子ども・子育て支援事業計画 (令和2（2020）～令和6（2024）年度)										
				見直し	第3期笠岡市子ども・子育て支援事業計画 (令和7（2025）～令和11（2029）年度)					
								調査 ニーズ	次期計画 策定	第4期 計画

## 5 計画の策定体制

### (1)子育て支援に関するアンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、就学前と小学生のこどものいる保護者等を対象にアンケート調査を実施し、地域の子育て支援に関する現状及び要望等を把握しました。

### (2)こどもの生活実態に関するアンケート調査の実施

本市の小学校に通う小学5年生及び中学校に通う中学2年生とその保護者を対象にアンケート調査を実施し、本市におけるこどもの生活環境や家庭の実態を把握しました。

### (3)こどもワークショップの実施

本計画に対しこども本人の意見を反映するため、市内在住の小中学生及び高校生を対象にワークショップを開催し、こども目線での課題抽出や解決策の検討を行いました。

### (4)笠岡市子ども・子育て推進会議の開催

本計画に対し子育て当事者の意見を反映するため、こども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「笠岡市子ども・子育て推進会議」を開催し、今後の子育て支援や計画の考え方について審議しました。

### (5)パブリックコメントの実施

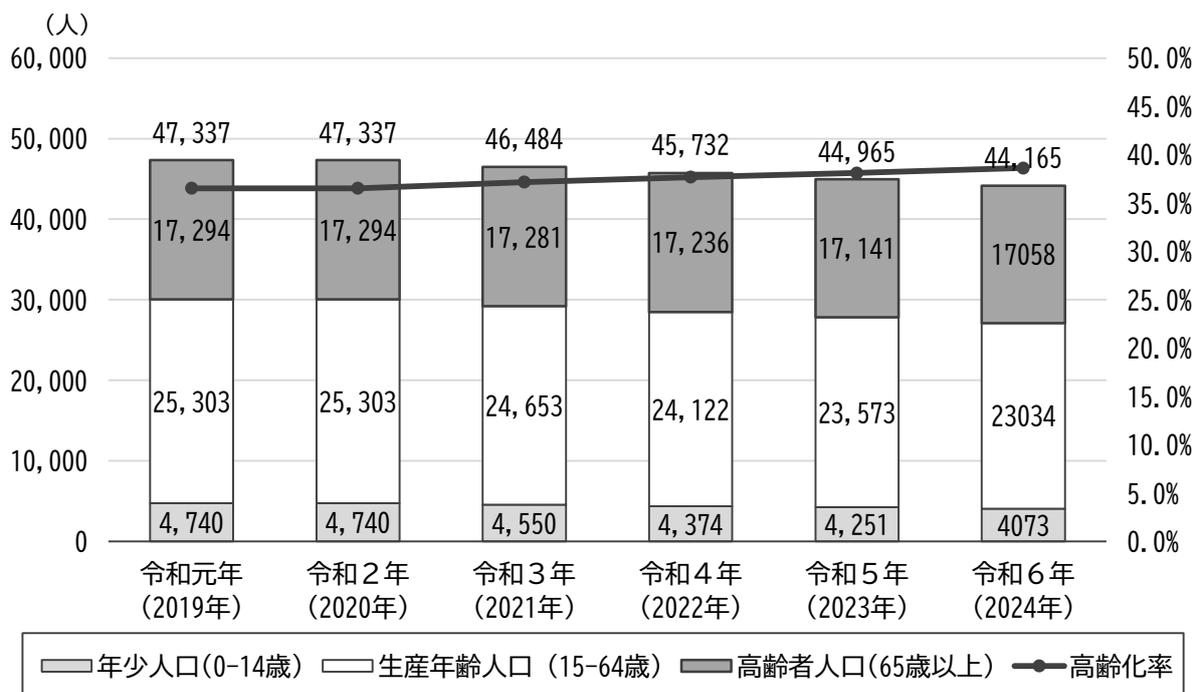
本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

# 第2章 笠岡市のこどもを取り巻く現状

## 1 人口等の動向

### 1 年齢3区分別人口の推移

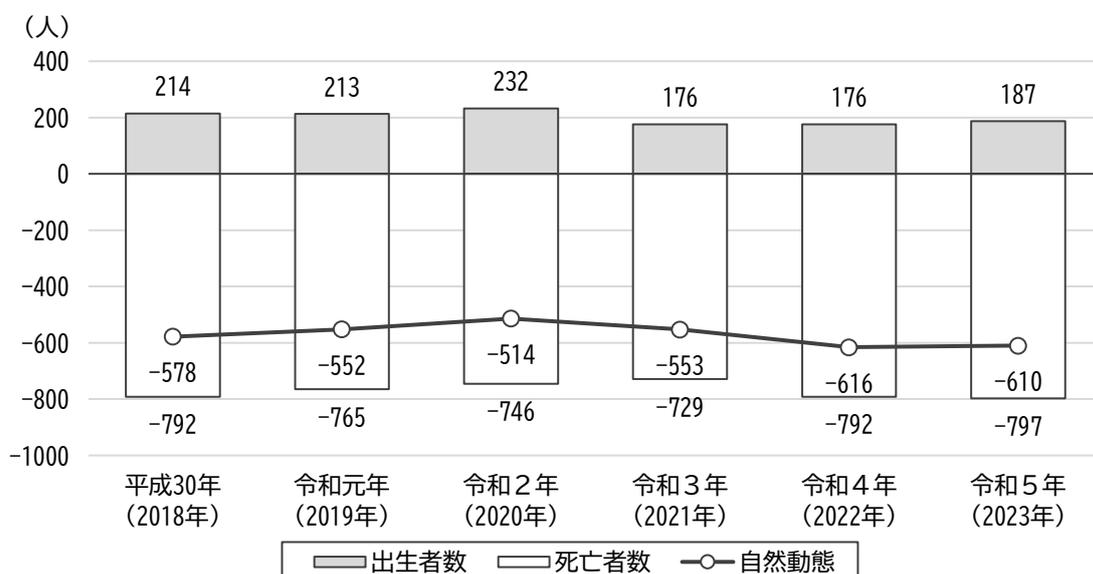
令和6（2024）年10月1日現在の人口は44,165人となっており、年々減少傾向にあります。年少人口、生産年齢人口とともに高齢者人口も減少傾向にありますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は年々高くなっています。



資料：住民基本台帳

### 2 出生数と死亡数の推移

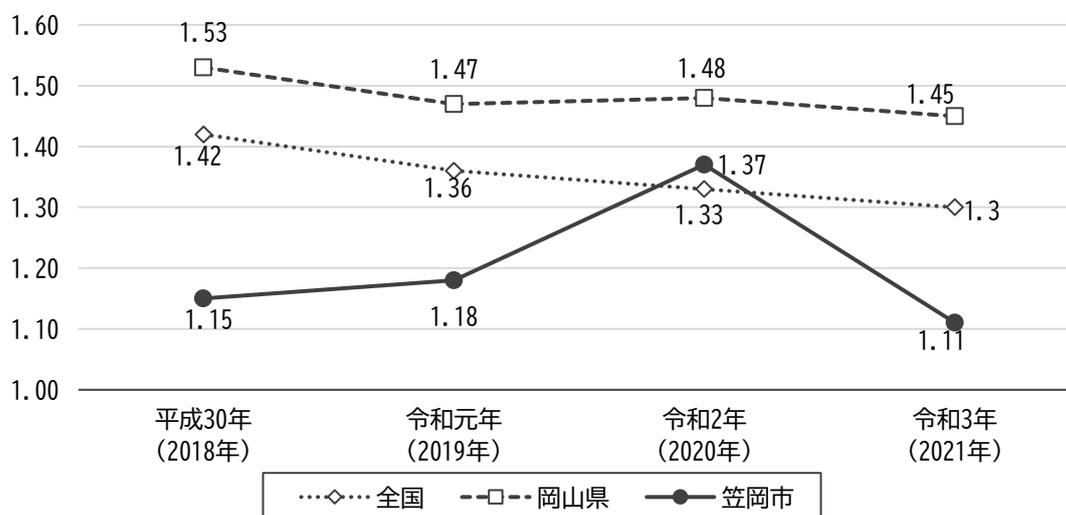
出生数は概ね減少傾向にあり、令和5（2023）年には187人となっています。死亡数は700～800人程度で推移しており、自然減が続いています。



資料：人口動態統計

### 3 合計特殊出生率の推移

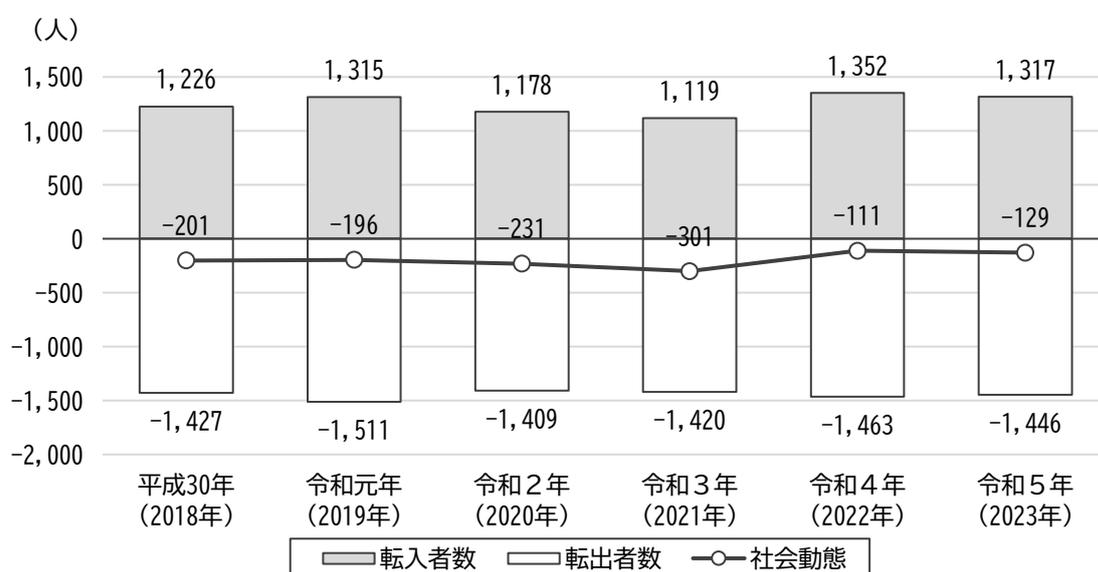
合計特殊出生率は、ほとんどの年で笠岡市は全国、県よりも低い数値で推移してきました。令和2（2020）年は1.37となっており、全国の数値を上回っていますが、その後は、再び全国、県よりも低値となっています。



資料：岡山県衛生統計年報

### 4 転入数と転出数の推移

転入数は令和5（2023）年時点で1,317人となっています。近年は転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いています。

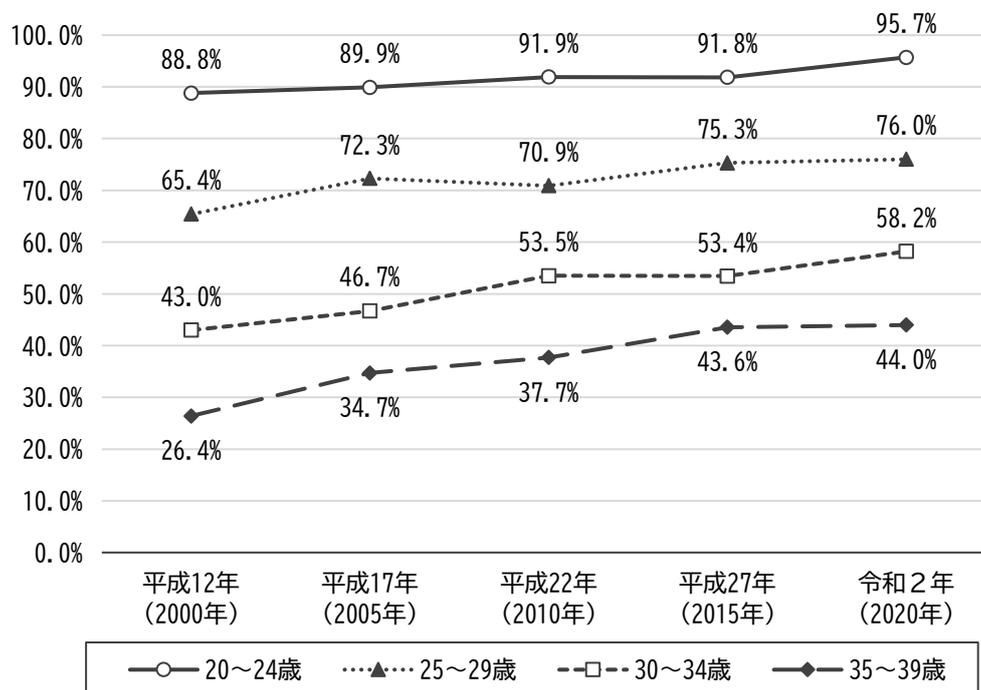


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

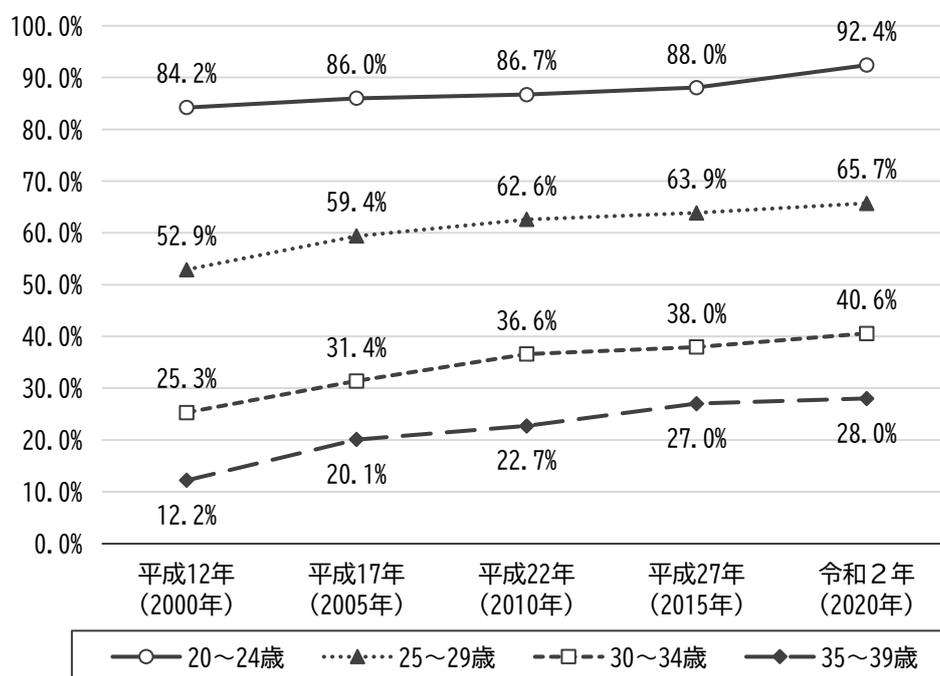
## 5 未婚率の推移

男女どちらにおいても、ほとんどの世代で未婚率が増加しています。

【男性の未婚率】



【女性の未婚率】

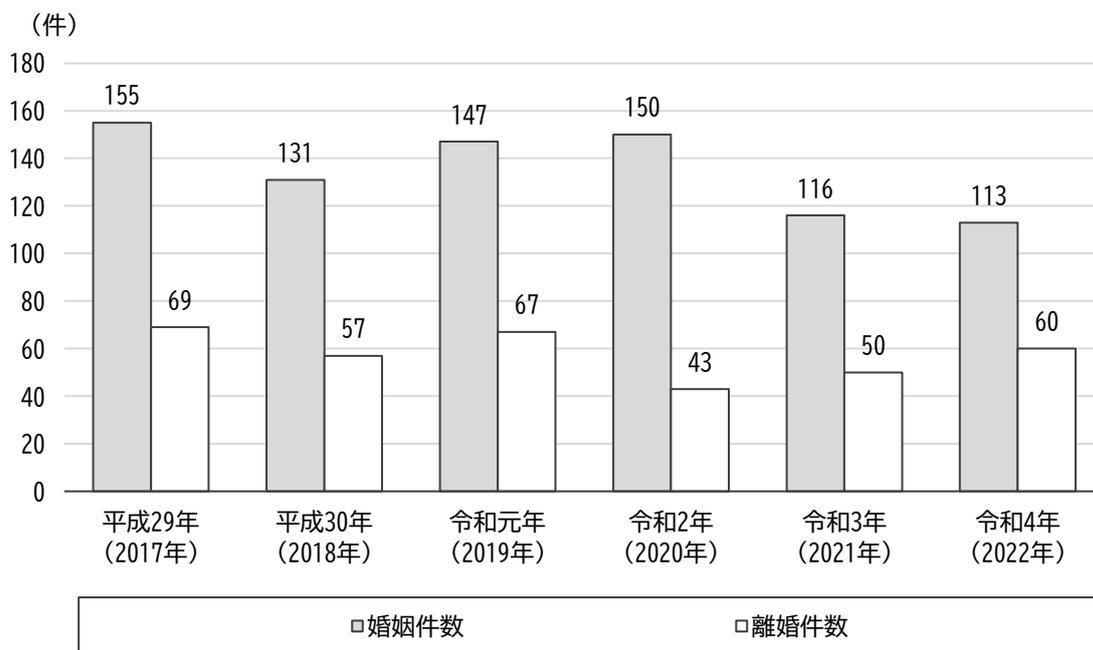


資料：国勢調査

## 6 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成 30 (2018) 年から令和 2 (2020) 年にかけて増加していますが、令和 3 (2021) 年に減少し、116 件となっています。

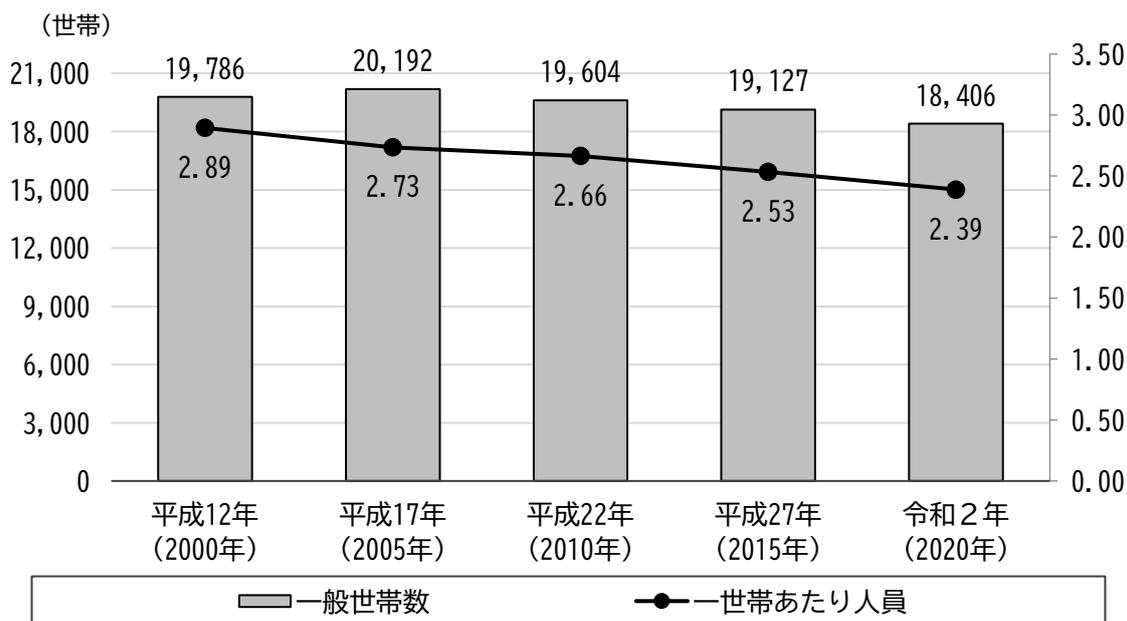
離婚件数は増減を繰り返しており、令和 3 (2021) 年は 50 件となっています。



資料:人口動態調査

## 7 世帯数の推移

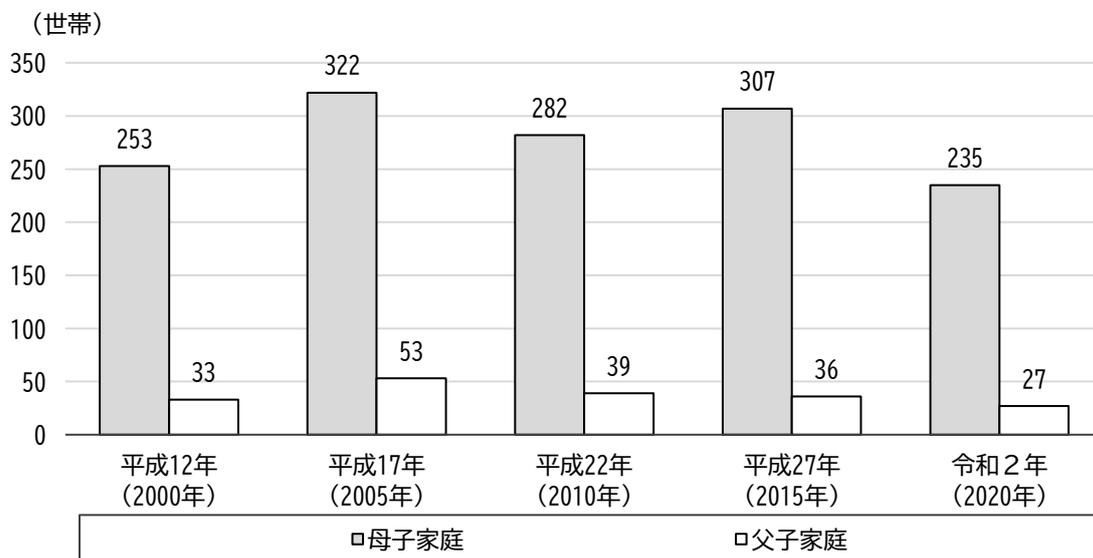
一般世帯数は平成 17 (2005) 年以降年々減少傾向にあります。一世帯当たり人員も減少傾向で推移しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。



資料:国勢調査

## 8 ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子家庭は増減を繰り返しており、令和2（2020）年で235世帯となっています。父子家庭は平成22（2010）年以降減少傾向で推移しており、令和2（2020）年で27世帯となっています。

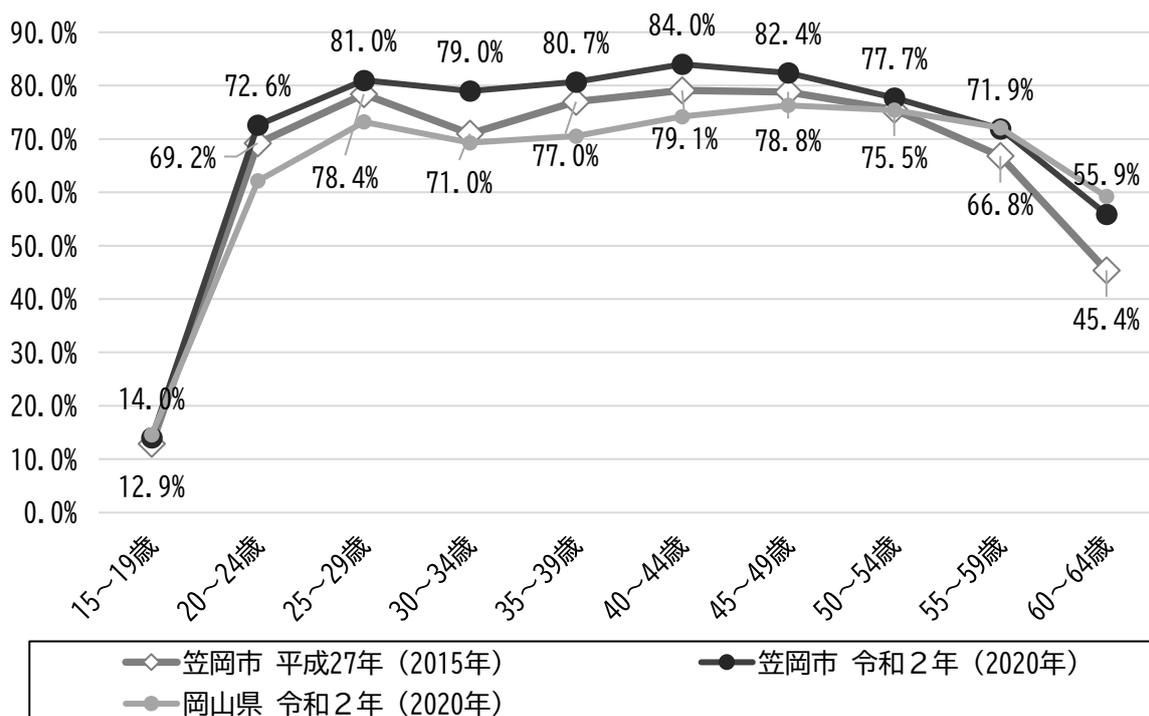


資料: 国勢調査

## 2 就労の状況

### 1 女性の年齢階層別就業率の推移

女性の年齢階層別就業率をみると、平成27（2015）年では、出産・育児により退職し子育てが落ち着いた頃に再就職する女性が多いことを示す「M字カーブ」の状況が見られましたが、令和2（2020）年にはM字カーブの落ち込みは緩やかになっています。



資料: 国勢調査

### 3 こども・子育てに関するニーズ調査結果

#### 1 調査概要

- 調査対象者 : 令和5（2023）年12月1日現在、笠岡市に住んでいる就学前・小学生の児童を持つ保護者
- 対象数 : 就学前児童 1,032 人 小学生児童 1,068 人
- 調査期間 : 令和6（2024）年1月10日～令和6（2024）年1月26日まで
- 調査方法 : 認定こども園等や学校を通じた配布回収及び郵送による配布回収

#### ■回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	1,032 件	756 件	73.3%
小学生保護者調査	1,068 件	690 件	64.6%
合計	2,100 件	1,446 件	68.9%

#### アンケート結果のグラフについて

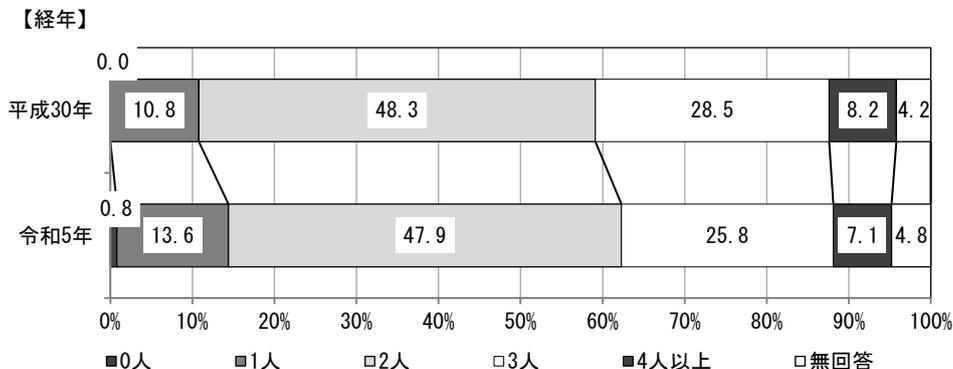
※アンケート結果のグラフ中における「n」「SA」「MA」は、それぞれ  
「n」 = サンプル数（回答者数）のこと  
「SA」 = 単数回答のこと（Single Answer の略）  
「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）  
を示します。

#### ①子育て家庭の状況

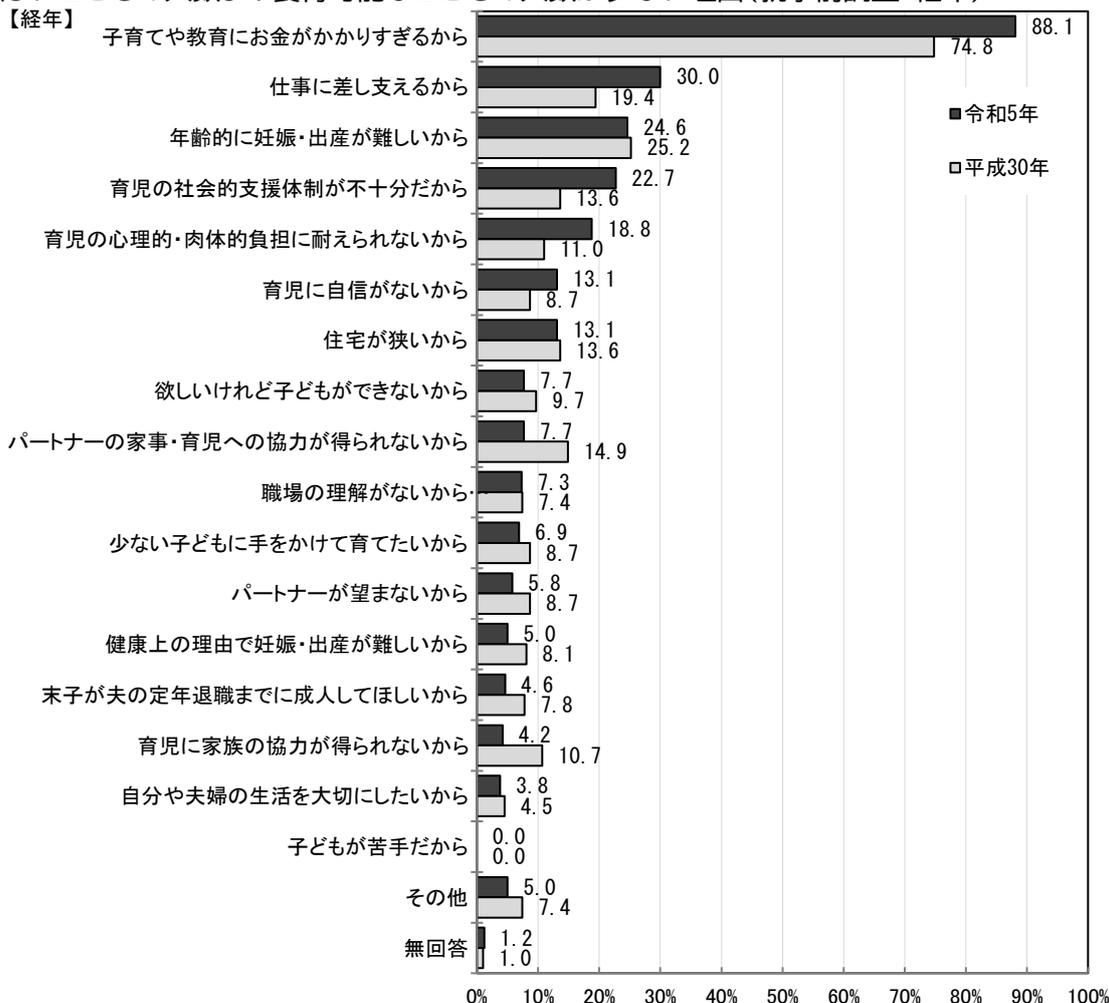
養育可能なこどもの人数について、経年で比較すると5年前と比較して減少しており、原因として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」「仕事に差し支えるから」の割合が高くなっています。

子育てに係る費用の負担軽減や仕事との両立支援など、子育て支援を総合的に推進することで、こどもを産み育てることへの不安を解消することが求められます。

#### ■養育可能なこどもの人数(就学前調査・経年)



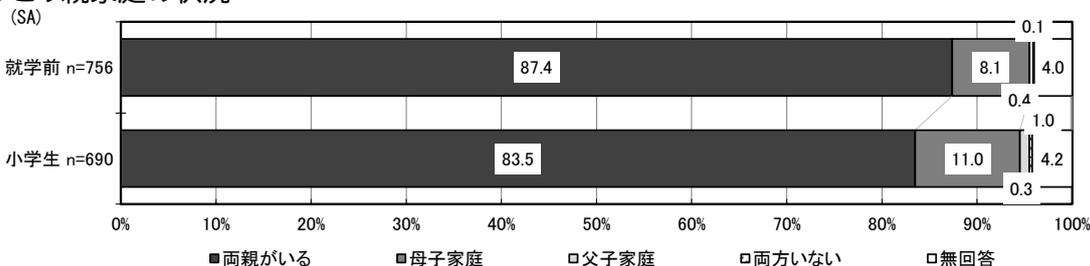
■欲しいこどもの人数より養育可能なこどもの人数が少ない理由(就学前調査・経年)



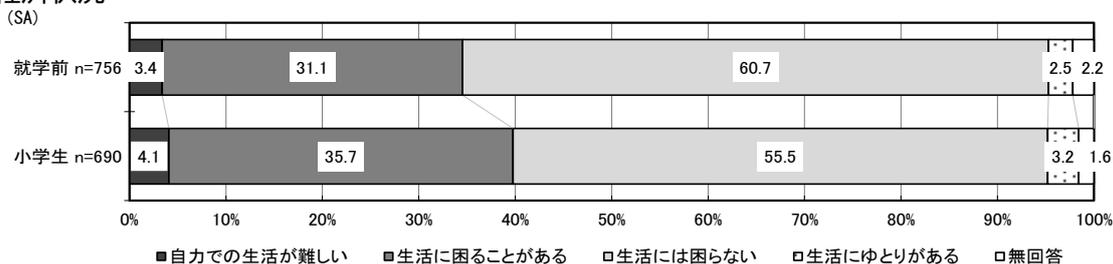
ひとり親家庭の状況を見ると、就学前に対して小学生では母子家庭と父子家庭を合わせた割合が増えており、全体の1割程度を占めています。経済状況についても、就学前に対して小学生では経済状況が厳しい状況が増大しており、「自力での生活が難しい」「生活に困ることがある」を合わせた割合は4割程度を占めています。

こどもが小学校に上がってから経済的な負担を感じる家庭が増加している状況がうかがえることから、負担軽減に向けた支援が求められます。

■ひとり親家庭の状況



■経済状況

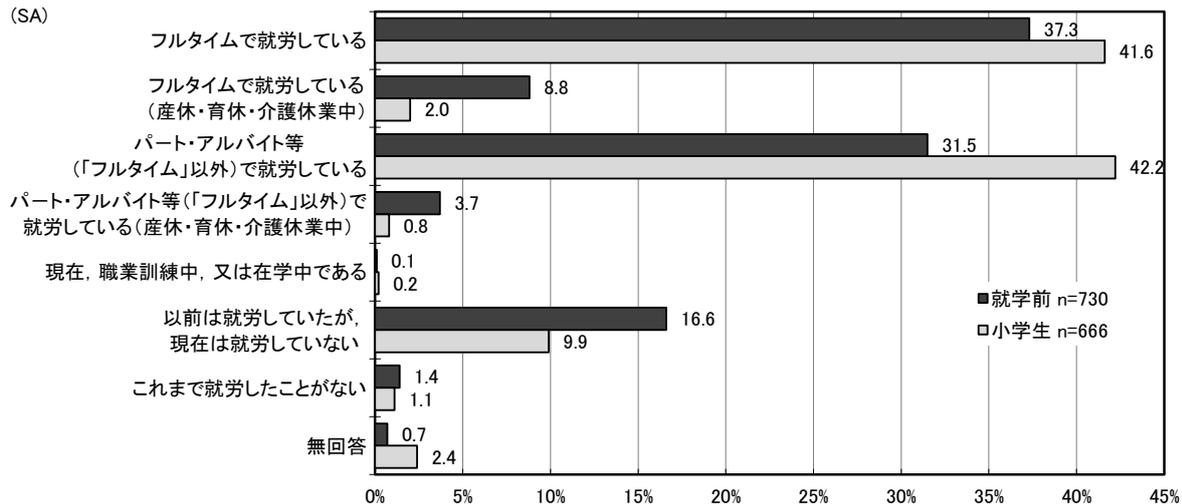


## ②仕事と育児の両立について

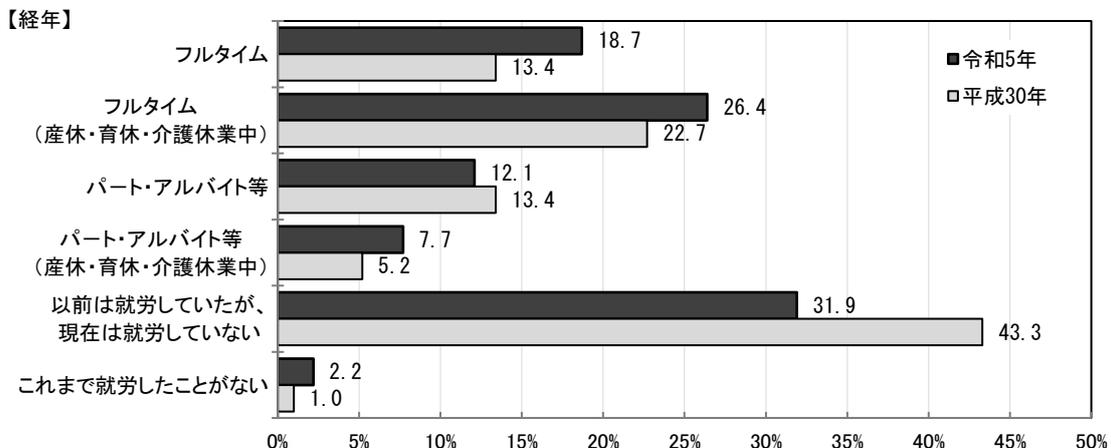
母親の就労状況をみると、小学生ではフルタイムやパート・アルバイト等就労している割合が就学前と比較して高くなっています。また、0歳児の母親の就労状況を経年で比較すると、休業中を含めフルタイムで就労している割合が高くなっています。

母親のフルタイムへの転換希望について、パート・アルバイト勤務の継続やフルタイム勤務の希望に加えて、退職を希望する割合もある程度みられます。多様な働き方に合わせて、就労希望を叶えるための子育てとの両立支援や、普段からの子育て負担の軽減など、希望するライフスタイルを実現するための多様な支援が求められます。

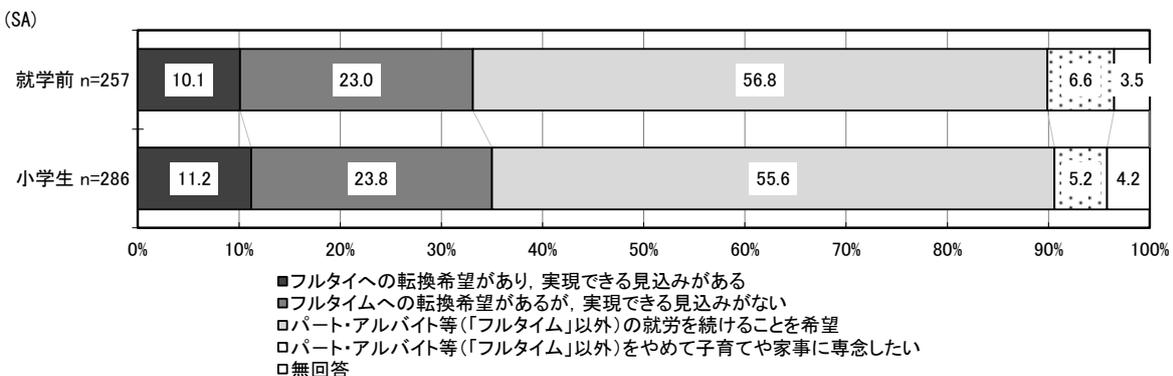
### ■母親の就労状況



### ■0歳児の母親の就労状況(経年比較)



### ■【パート・アルバイト就労の母親限定】母親のフルタイムへの転換希望

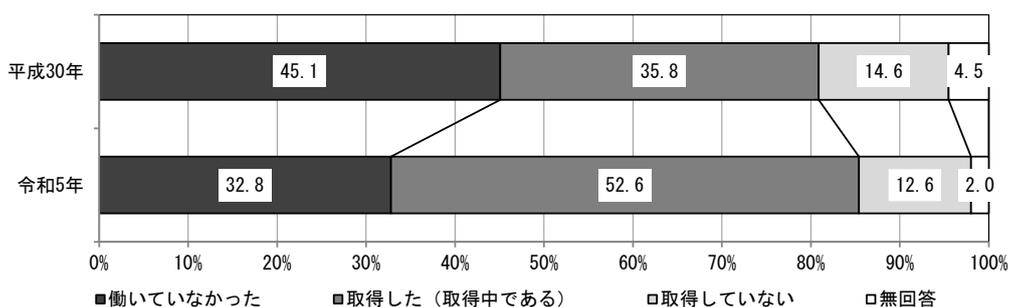


育児休業の取得状況について、経年で比較すると、母親・父親ともに取得した割合は高くなっていますが、父親の取得率は母親と比較すると依然として低い状況です。父親の育児休業の取得が進まない理由について経年で比較すると、「配偶者が無職、祖父母等の親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が大きく減少し、仕事の忙しさや職場の理解、経済的に苦しくなることの割合が高くなっています。

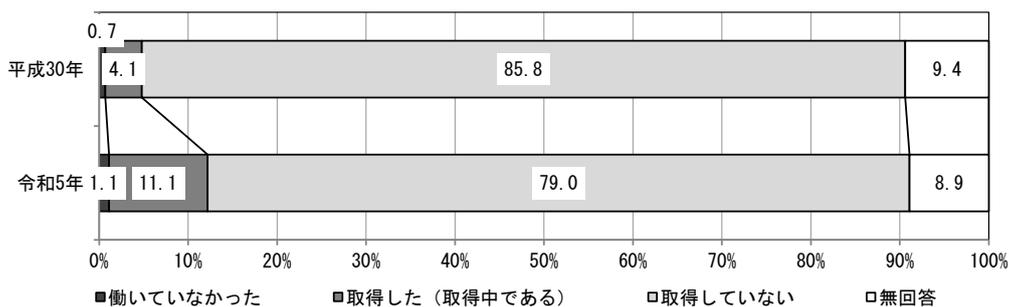
共働き世帯が増加し、祖父母世代の就業率が高まる中で、母親・父親ともに育児休業等の制度を活用し、仕事と育児を両立できる環境づくりが求められます。育児休業の取得促進に向けて、就業先の意識啓発や、育児休業給付等の制度を活用できるよう周知を進めることが重要です。

## ■ 育児休業の取得状況(就学前調査・経年)

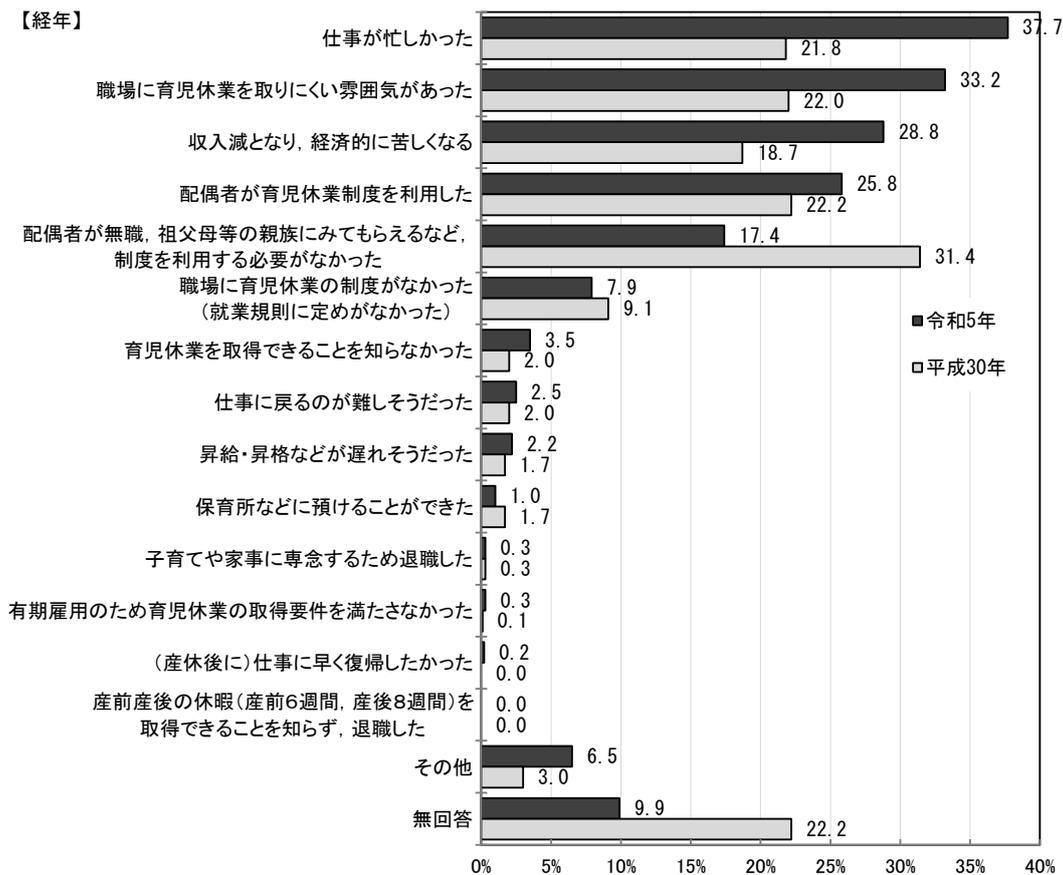
【経年(母親)】



【経年(父親)】



## ■父親が育児休業を取得しない理由(就学前調査・経年)



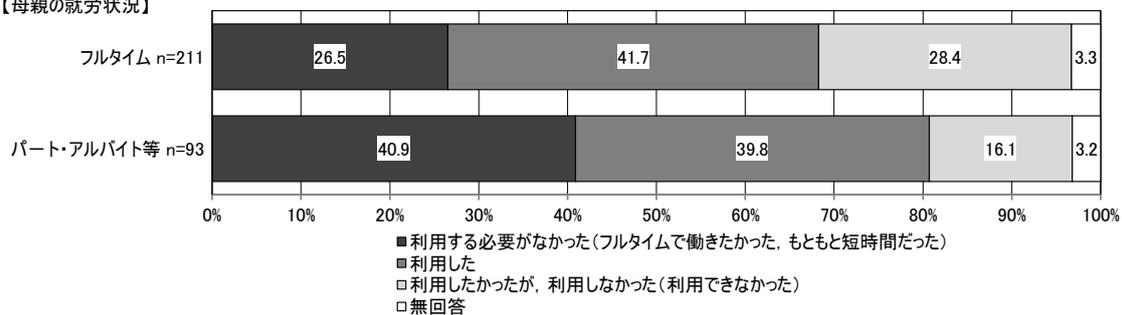
母親が育児休業からの復帰する際、就労状況を問わず、約4割が短時間勤務制度を利用しています。一方で、フルタイムでは3割程度が利用したいにも関わらず利用していない状況がみられ、その理由について母親の就労状況別にみると、フルタイムでは「経済的に苦しくなる」が6割程度となっています。

育児が始まり、お金のかかる時期に育児休業や短時間勤務で収入が減ることへの不安感により制度の利用をためらう状況となっていると考えられることから、安心して制度を利用できる対策が必要となっています。

また、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」はフルタイム・パートタイムともに高く、「仕事が忙しかった」はフルタイムにおいて高くなっています。仕事と育児の両立にあたっては、企業等における理解の促進や制度を利用しやすい環境づくりに取り組むことが重要です。

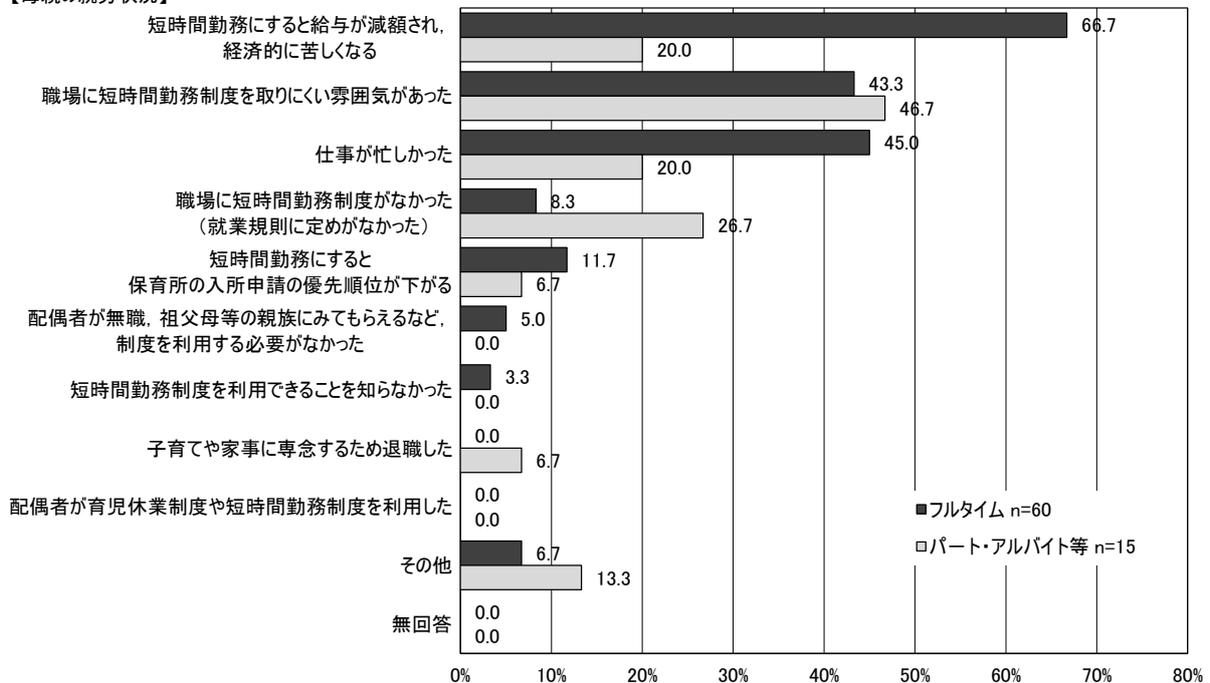
### ■母親の育児休業からの職場復帰時の短時間勤務制度利用状況(母親の就労状況別)

【母親の就労状況】



### ■上記短時間勤務制度の未利用理由(母親の就労状況別)

【母親の就労状況】

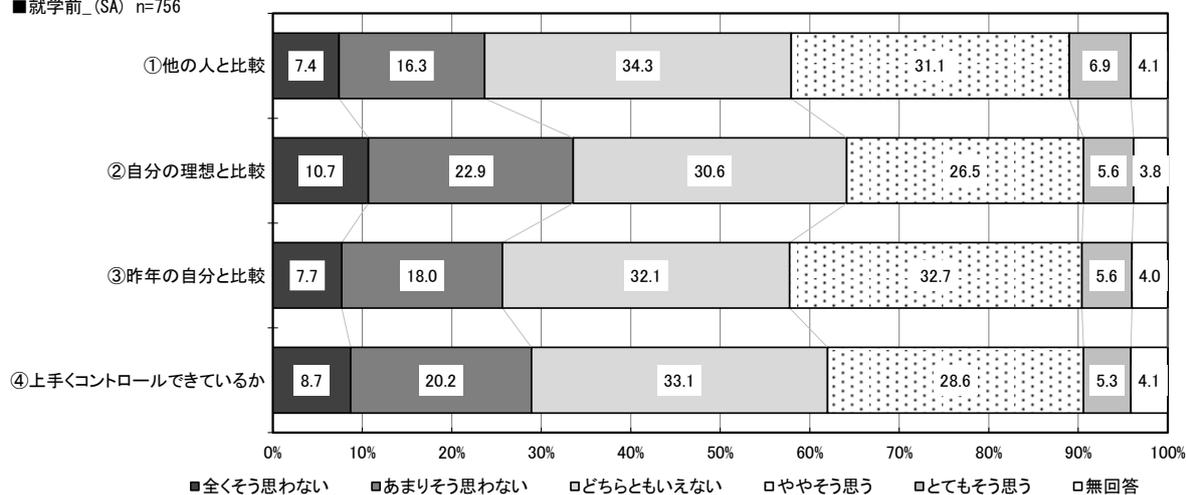


ワーク・ライフ・バランスを実現できている割合について、就学前、小学生ともに“自分の理想と比較”して「そう思わない」の割合が高くなっており、現状の仕事・家庭・地域生活の調和がうまくいっていると感じている保護者は半数に満たない状況です。

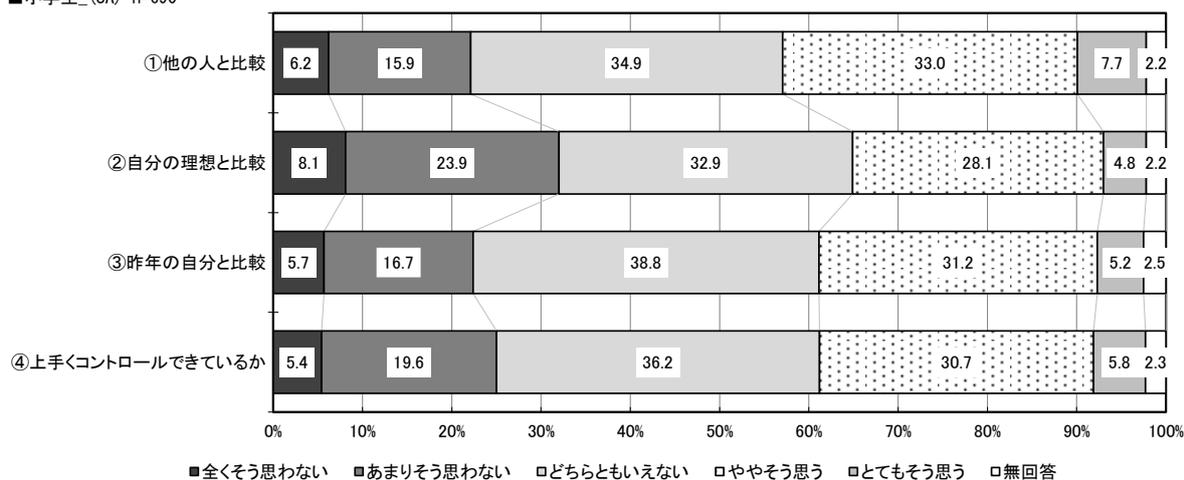
子育てと両立できる仕事の仕方等について、企業、各機関との連携を図ることが求められます。

■自分の仕事と家庭生活および地域生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の程度についてうまくできていると思うか

■就学前\_(SA) n=756



■小学生\_(SA) n=690

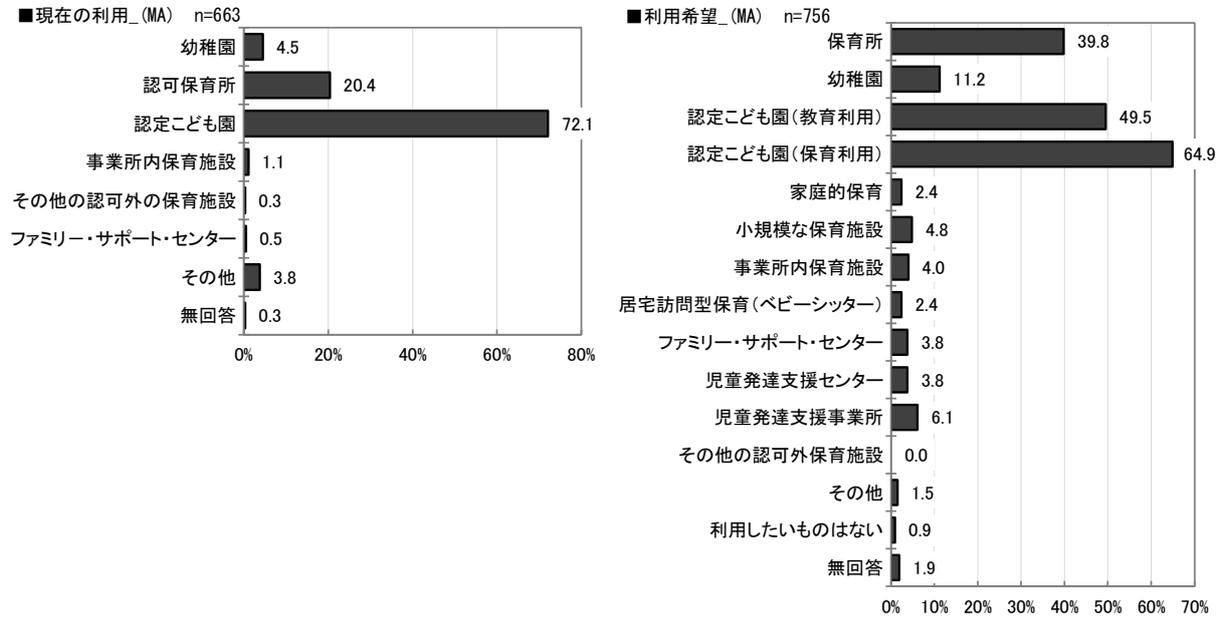


### ③教育・保育サービスについて

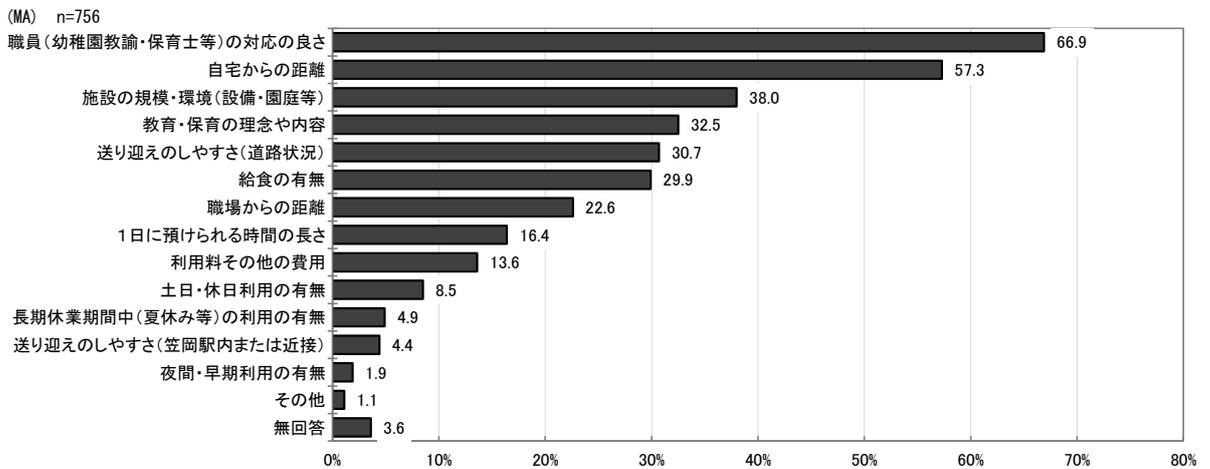
教育・保育サービスの利用について、母親のフルタイム勤務の希望や多様な働き方の拡大により、預かる時間の長い保育サービスのニーズが高まっています。

教育・保育事業を選ぶときに重視することとして、職員の対応の割合が最も高くなっており、職員の資質向上がより一層求められています。

#### ■教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望

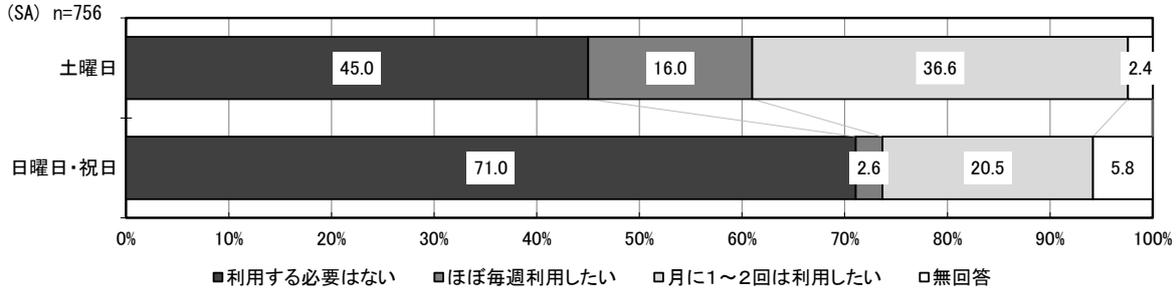


#### ■教育・保育事業を選ぶときに重視すること



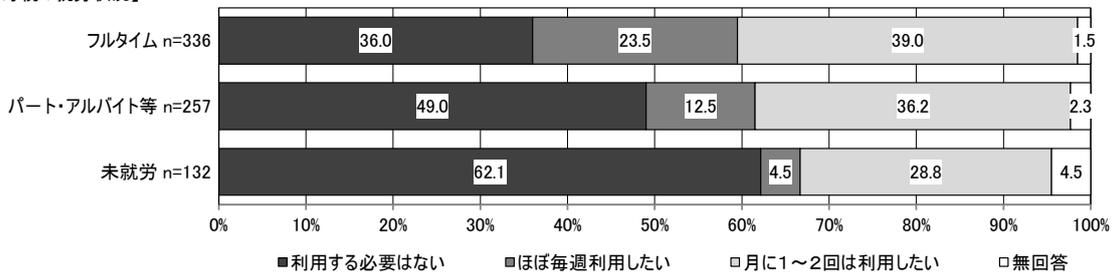
土曜・休日の保育サービスの利用希望について、土曜日の利用希望は「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせて過半数を超えており、日曜日・祝日も2割以上の利用希望がみられます。母親の就労状況別にみると、母親がフルタイム勤務の場合には、「毎週利用したい」が2割程度みられ、働き方の多様化による保育ニーズの変化に対応することが求められます。

■土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望



■土曜日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望(母親の就労状況別)

【母親の就労状況】

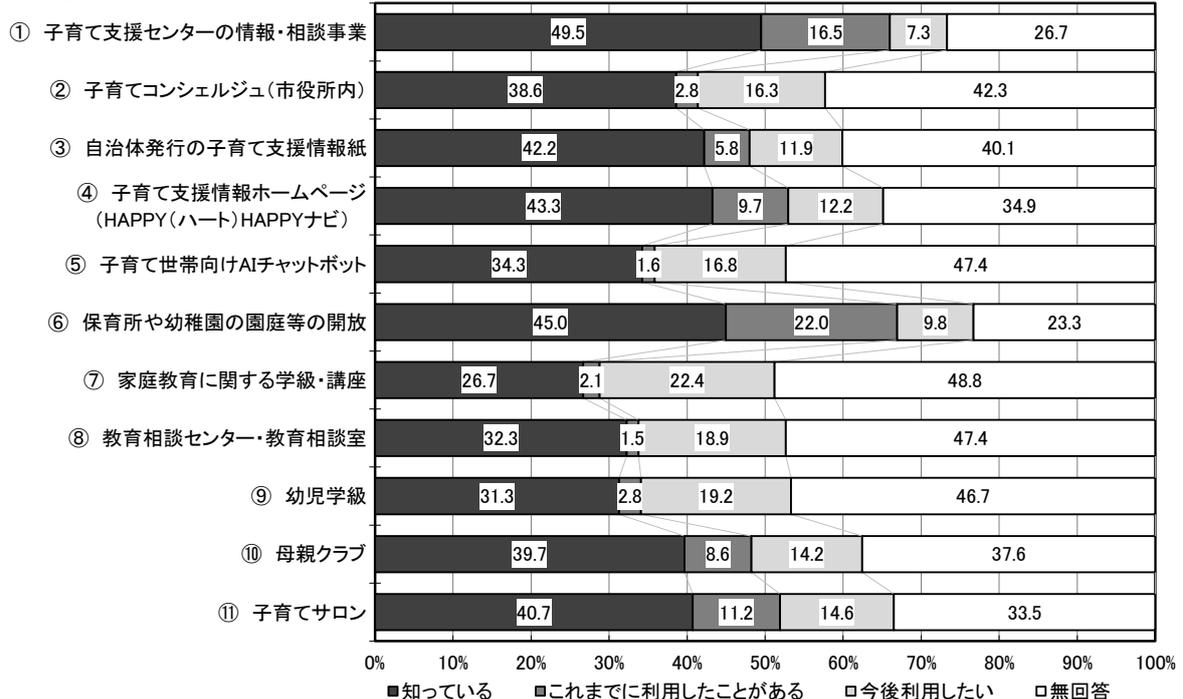


④様々な子育て支援サービスについて

子育て支援サービスの認知・利用の状況について、「子育て支援センターの情報・相談事業」以外のサービスは「これまで利用したことがある」より「今後利用したい」が高くなっており、潜在的なニーズは高いと考えられます。人材の確保や連携体制の構築により、対応拡大を図ることが望まれます。

■子育て支援事業の認知

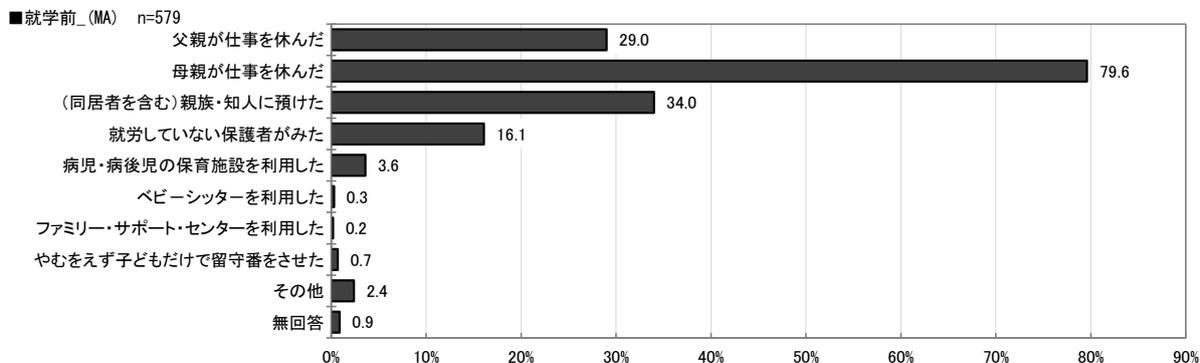
■就学前\_(SA) n=756



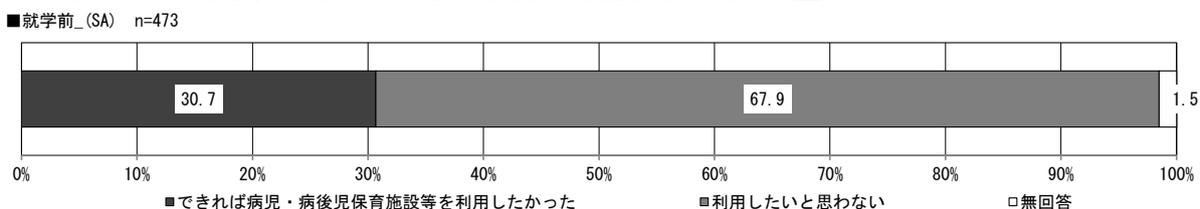
こどもの病気等により、幼稚園や保育所保育を利用できない場合の対応について、「母親が休んで対応する」が8割近くとなっています。保護者が仕事を休んで対応したと回答した人のうち、病児・病後児保育施設の利用を希望する割合は3割程度となっています。

病児・病後児保育施設の利用について、制度自体の周知をはじめ、より利用しやすい仕組みの構築など、利用者の実態に即した制度の在り方を検討する必要があります。

### ■こどもが病気等で幼稚園や保育所を利用できなかった場合の対応



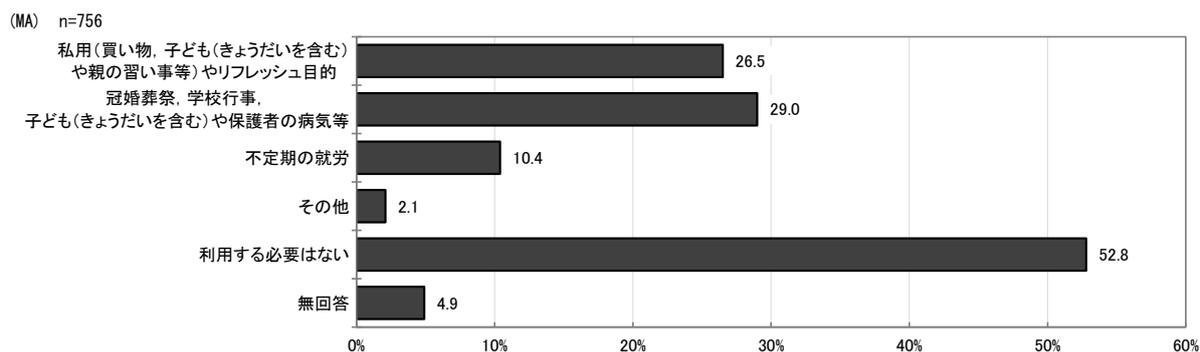
### ■両親が休んで対応する場合の病児・病後児保育施設等の利用希望



私用及び冠婚葬祭や行事等でそれぞれ4人に1人以上が利用を希望しており、不規則の就労についても1割程度の利用希望がみられます。

一定のニーズに応えるため、一時預かり事業に加えて、乳児等通園支援事業の実施施設等について保護者の利便性と地理的条件を踏まえて検討する必要があります。

### ■今後私用等でのこどもを預ける事業の利用意向(利用目的)



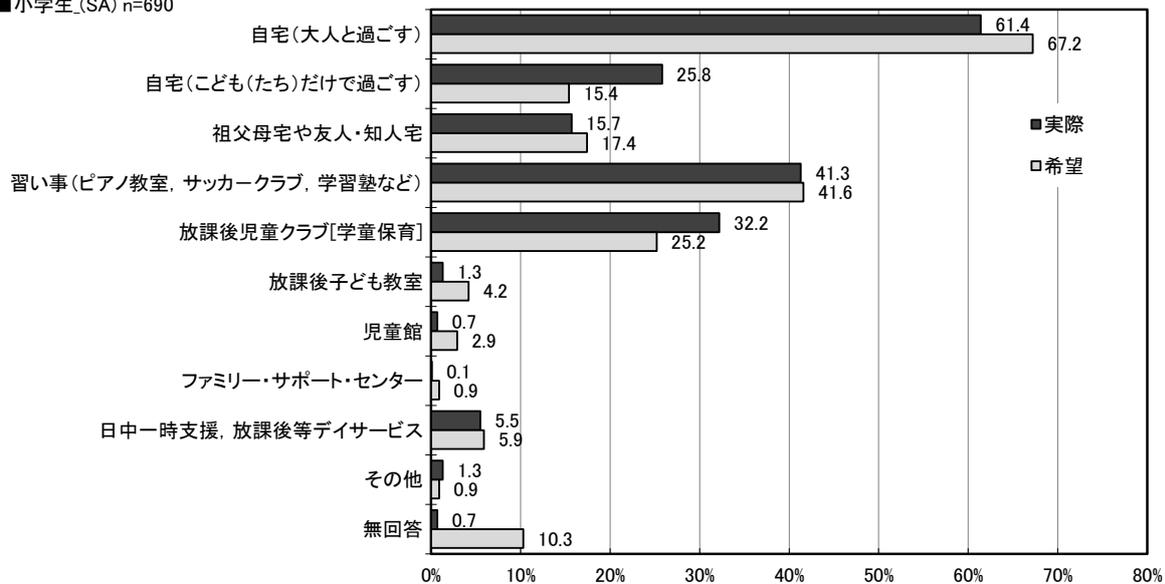
## ⑤小学生の放課後の過ごし方

放課後の過ごし方の希望と現状について、現状より希望の割合が高いものは「自宅（大人と過ごす）」、希望より現状の割合が高いものは「自宅（こども（たち）だけで過ごす）」、「放課後児童クラブ[学童保育]」となっています。

希望としては自宅で過ごさせたいが、放課後児童クラブを利用している傾向がみられます。また、希望とは異なるが、こどもだけで自宅で過ごさせている状況もみられることから、有償の児童保育サービスに限らない、こどもの安全な居場所の検討が必要です。

### ■放課後こどもが過ごしている場所、過ごさせたい場所

■小学生(SA) n=690

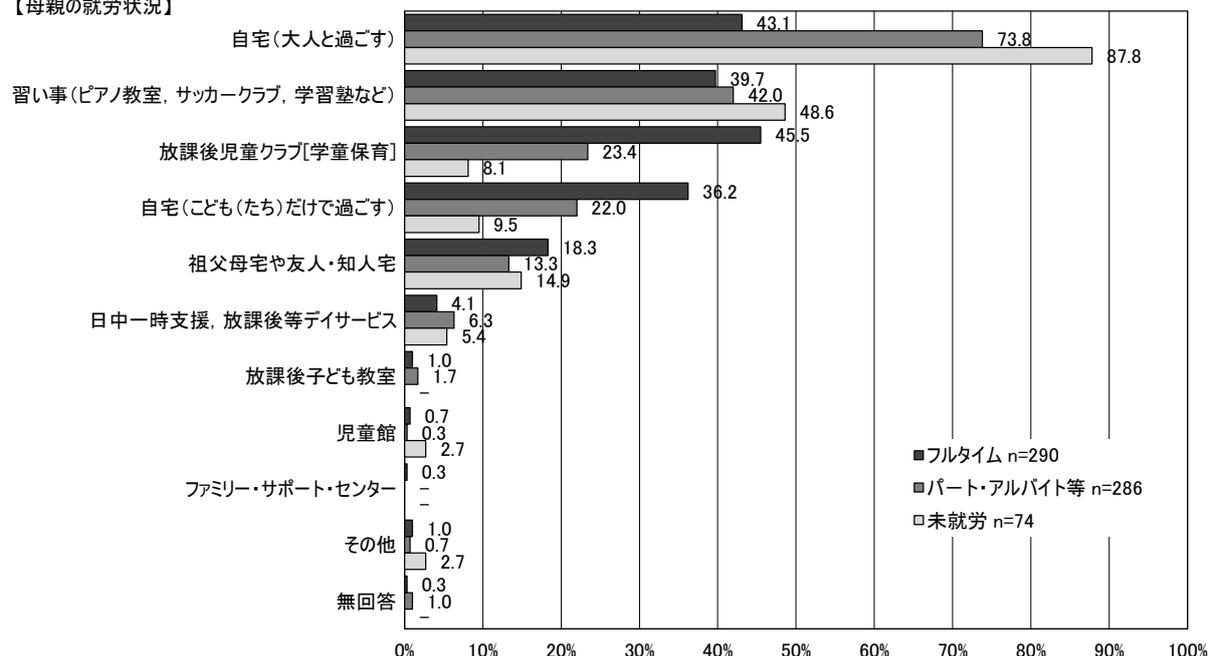


母親の就労状況別にみると、フルタイム勤務では放課後児童クラブの割合が高く、未就労では自宅の割合が高くなっています。

保護者の就労状況によってこどもの居場所が固定化されている状況がうかがえることから、こども本人や保護者の希望に応じて居場所を選択できるよう、多様な居場所づくりや仕事との両立支援に取り組むことが重要です。

### ■放課後こどもが過ごしている場所(小学生調査, 母親の就労状況別)

【母親の就労状況】

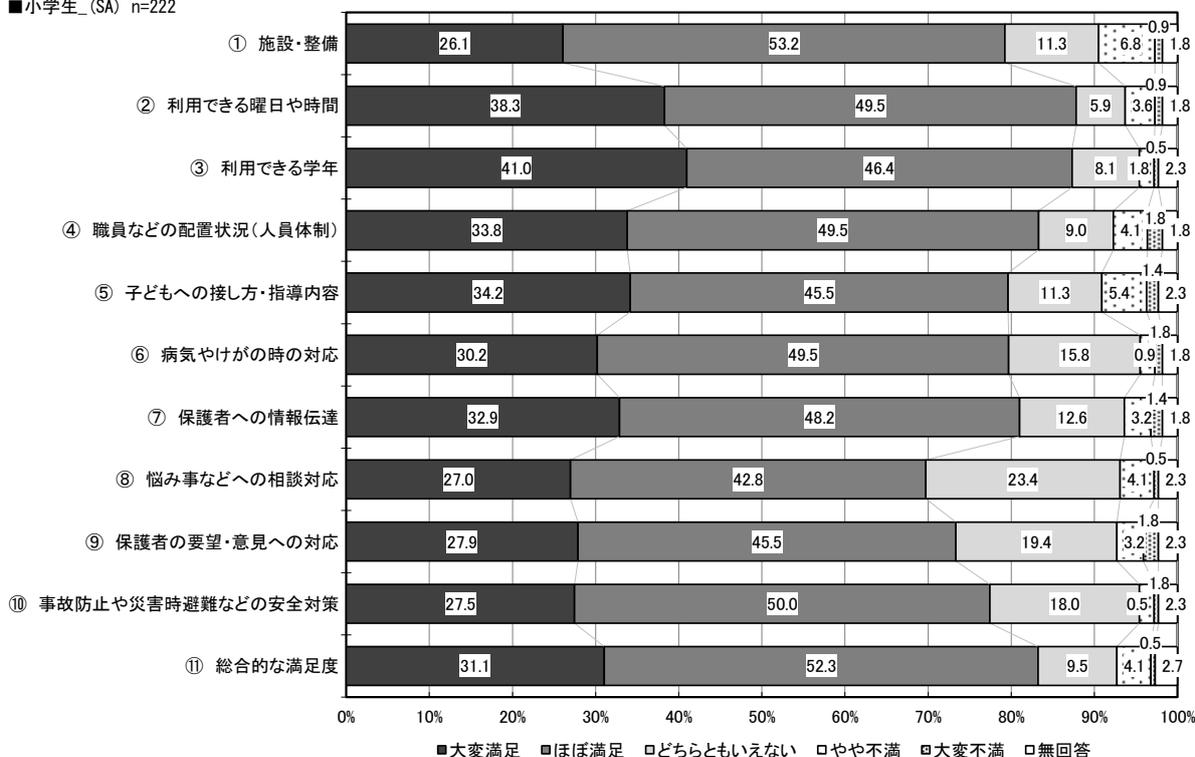


放課後児童クラブの満足度について「不満+やや不満」が高いのは「悩み事などへの相談対応」や「保護者の要望・意見への対応」となっています。

現在の放課後児童クラブは、保護者の相談支援の場としての役割が弱いことや、保護者のニーズに対応しきれていないことが想定され、別途相談支援機関や専門家との連携、保護者ニーズの把握と改善に向けた検討に努める必要があります。

### ■現在利用している放課後児童クラブの満足度

■小学生\_(SA) n=222



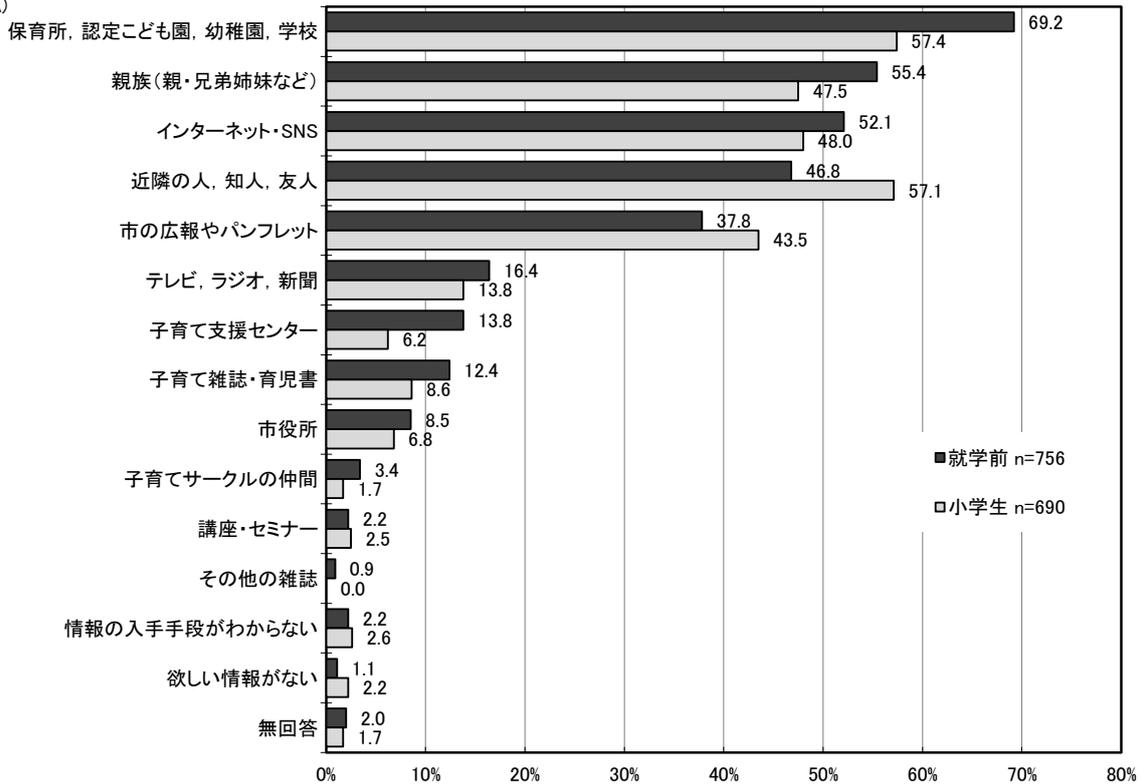
## ⑥情報の入手について

情報入手先については、就学前において「保育所、認定こども園、幼稚園、学校」「親族」が高く、小学生では「近隣の人、知人、友人」の割合が比較的高くなっています。また、インターネット・SNSから情報を得ている人は半数程度となっています。

友人・知人や、親族等から情報を得ている割合も高いことから、地域全体に向けて子育てをはじめとした必要情報の取得につながる広報機会を設けることで、子育て世帯にも情報を届けることが可能と考えられます。また、インターネットやSNSでは市の情報だけではなく、全国の情報を得られるようになっており、手厚く取り組んでいる自治体などとの比較もされやすいことから、子育て世帯に選ばれるような取組と情報発信を定期的に行うことが必要です。

### ■情報の入手先

(MA)

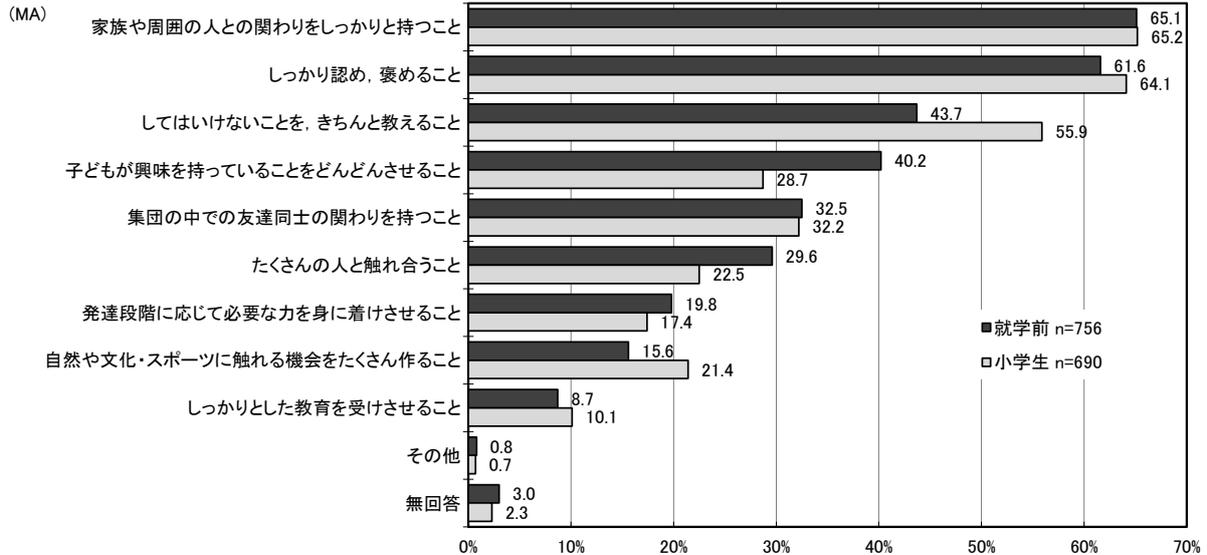


## ⑦子育てにおいて重要なことについて

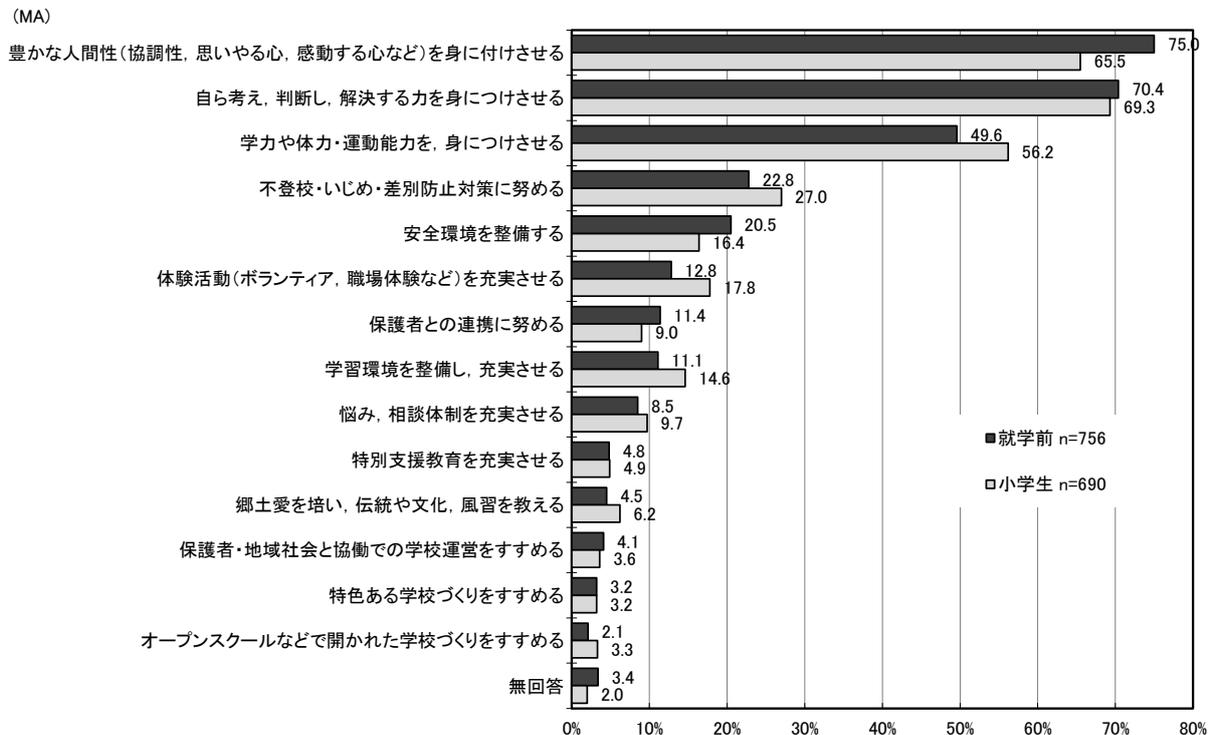
子育てで大切だと思うことでは、就学前では「こどもが興味を持っていることをどんどんさせること」が比較的高く、小学生では「してはいけないことを、きちんと教えること」が比較的高くなっています。また、保育・教育機関の役割として重要だと思うことでは、就学前で「豊かな人間性を身につけさせる」、小学生で「自ら考え、判断し、解決する力を身につけさせる」が最も高くなっています。

子育てで大切なこと、保育・教育機関の役割として重要だと思うことの両方において、就学前と小学生の年代によって保護者の求める内容に多少の違いがみられ、こどもの成長過程に応じた取組や対応を検討することが必要です。

### ■子育てで大切だと思うこと

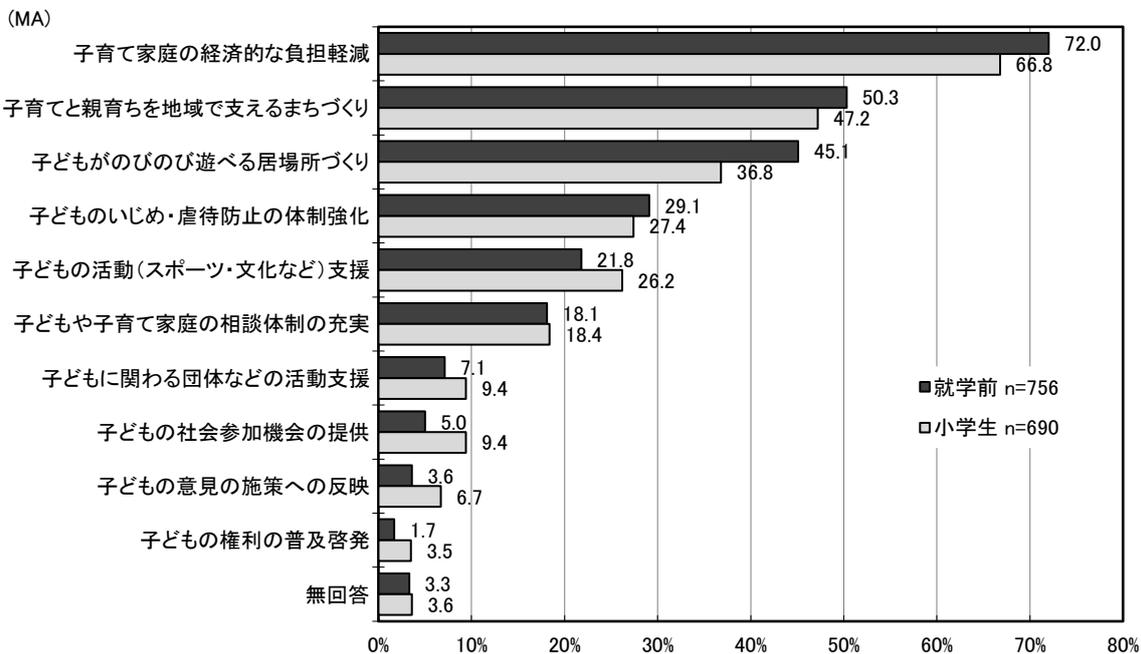


### ■保育・教育機関の役割として重要だと思うこと



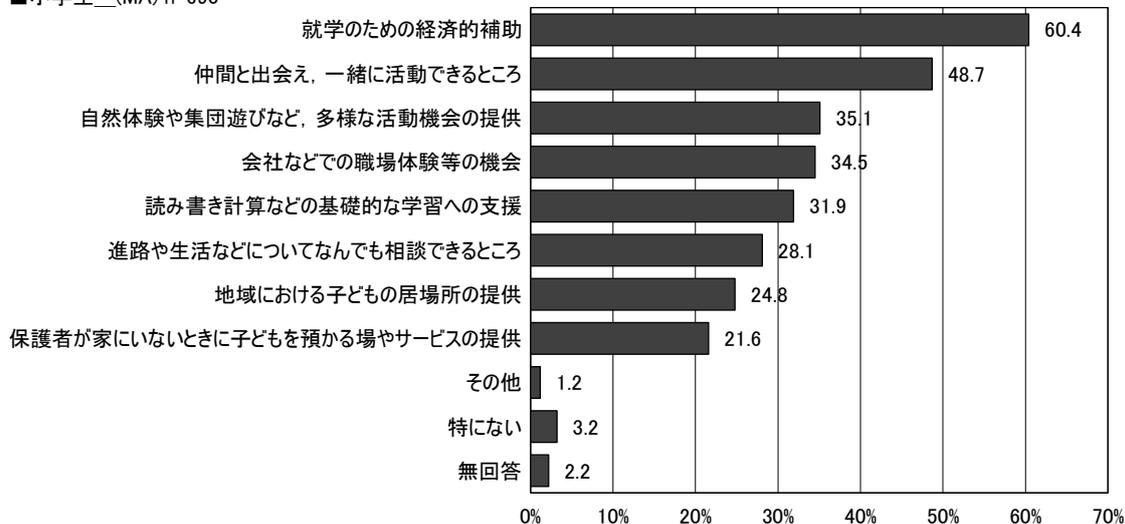
市役所の役割として重要なこととして、就学前、小学生ともに「子育て家庭の経済的な負担軽減」が高く、将来的にあってほしい支援についても「就学のための経済的補助」の割合が高くなっています。子育て世帯の負担軽減に向けて、子育て支援サービスの充実とともに、経済的負担の軽減についても検討することが必要です。

■市役所の役割として重要だと思うこと



■こどもにとって、現在または将来的にあってほしい支援(小学生のみ)

■小学生\_\_(MA) n=690



## 4 こどもの生活実態調査結果

- 調査対象者 : 令和6（2024）年3月1日現在、笠岡市内の小学5年生及び中学2年生
- 対象数 : 小学5年生 336人 中学2年生 352人
- 調査期間 : 令和6（2024）年3月21日～令和6（2024）年5月10日まで
- 調査方法 : 学校を通じた配布回収

### ■回収結果

	配布数	回収数	回収率
小学5年生	336件	152件	45.2%
中学2年生	352件	139件	39.5%
保護者調査	688件	455件	66.1%

## 1 こどもの貧困に関する状況(保護者調査)

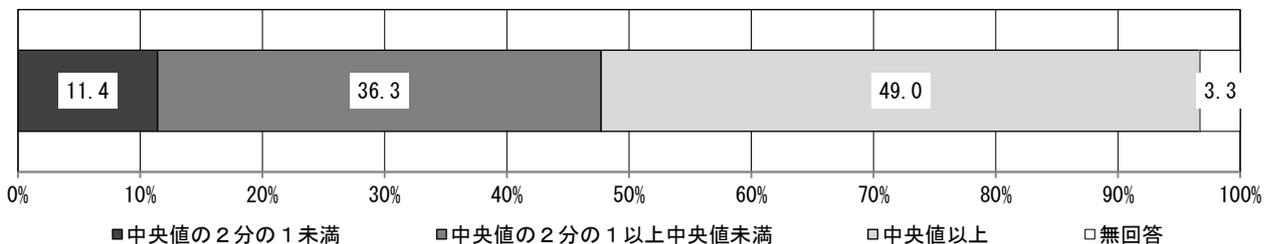
### ①世帯の経済状況

世帯の年間収入を同居家族の人数の情報も踏まえ、等価世帯収入とし、その中央値の半分を貧困線として定義し集計した結果、世帯の年間収入が中央値の半分に満たない割合は全体の約1割となっています。

父親の有無で比較すると、父親と生計が異なる世帯のうち、世帯の年間収入が中央値の半分に満たない割合は約4割となっています。このことから、母子世帯ではその他の世帯と比較して貧困率が高いことがうかがえます。

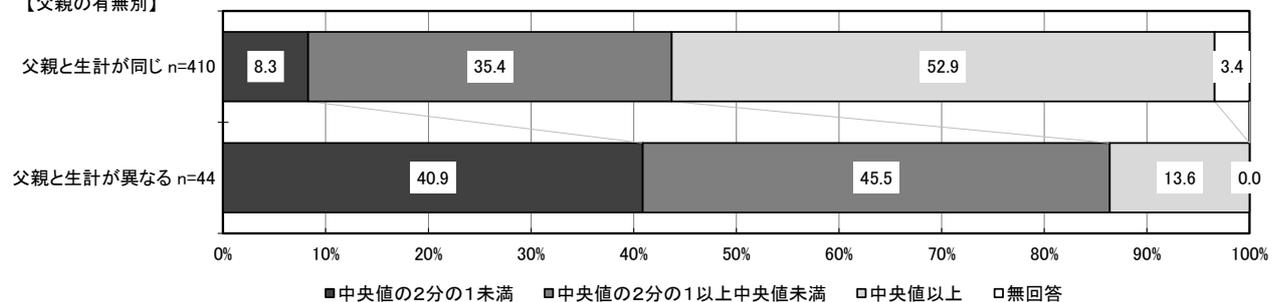
### ■経済状況(保護者調査)

(SA) n=455



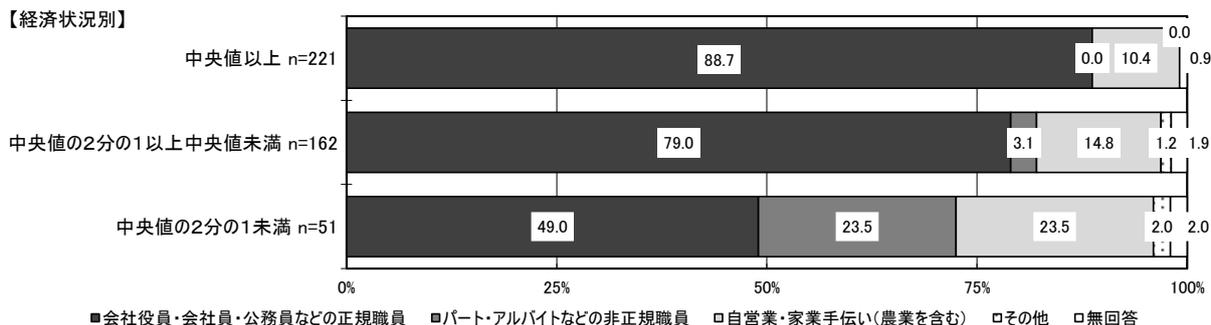
### ■経済状況×父親の有無(保護者調査)

【父親の有無別】



主に家計を支えている方の雇用形態を経済状況別にみると、世帯収入が低いほど正規職員の割合が低くなっています。

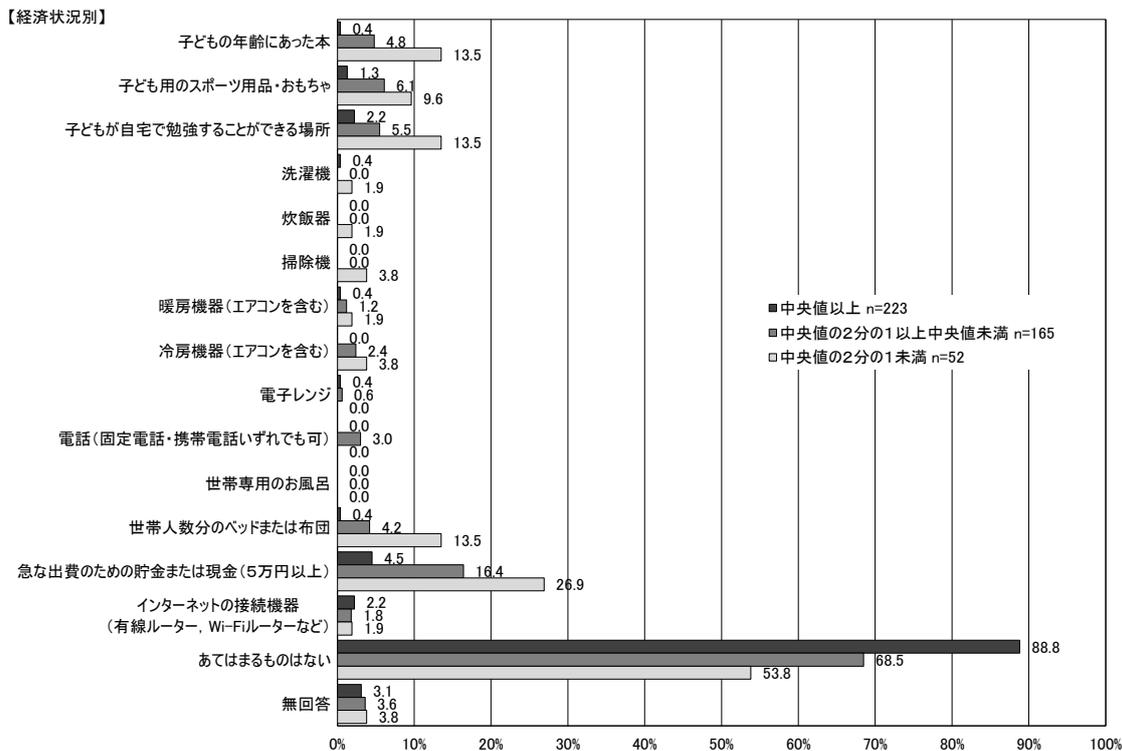
### ■主に家計を支えている方の雇用形態×経済状況(保護者調査)



生活に必要な物品等について、経済状況が中央値の2分の1未満の世帯では、こどものための本や勉強場所、寝具が十分ではない世帯が一定数みられます。

公共施設の利用などにより、こどものための本の提供や勉強する場所の確保ができることなどを周知していく必要があります。

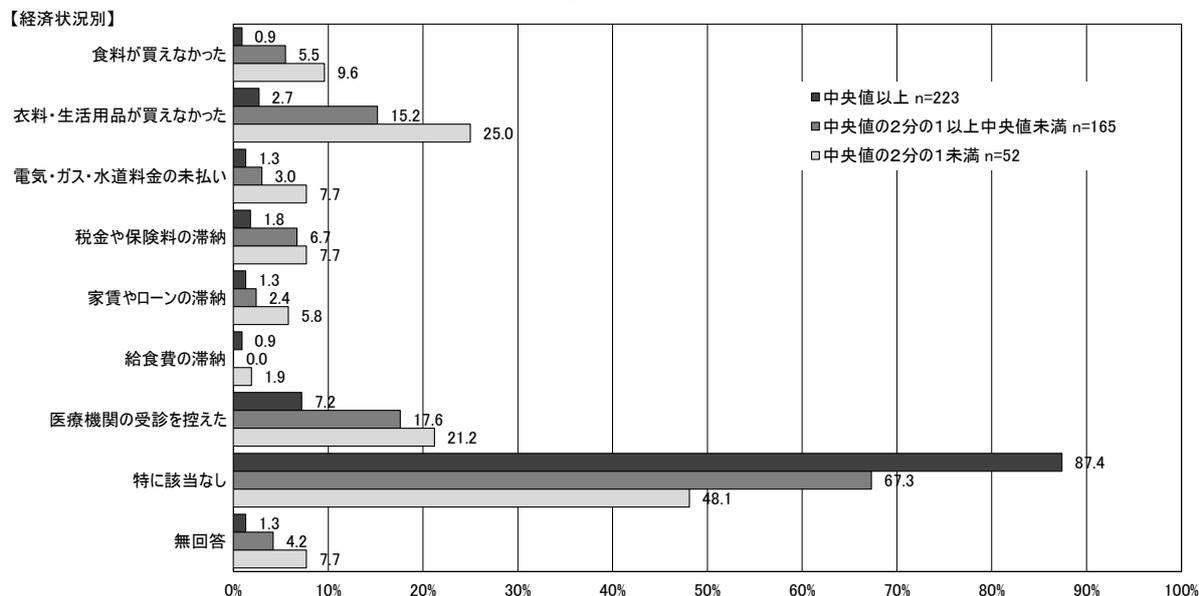
### ■あなたの家庭にないもの



経済的な理由で日用品等を買えなかった経験について、世帯収入が中央値の2分の1未満の世帯に着目すると、「衣料・生活用品が買えなかった」「医療機関の受診を控えた」の割合が高くなっています。

こどもの健やかな成長や保護者の心身の健康維持のためには、経済的な理由で生活必需品や医療機関の受診をためらうことがないように、様々な支援施策の充実とともに、支援を活用できるよう周知を図ることが求められます。

### ■経済的な理由で日用品等を買えなかった経験(過去1年以内)×経済状況(保護者調査)

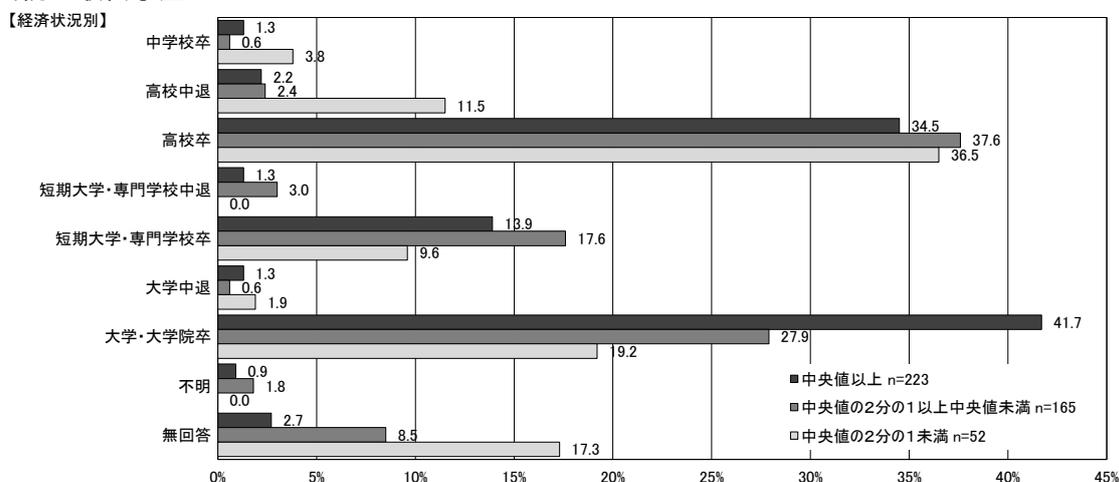


## ②父母の最終学歴と世帯の状況について

父母の最終学歴を世帯年収別にみると、最終学歴が高いほど、経済状況が豊かとなっている傾向がみられ、父親では高校卒、母親では短大・専門学校卒が、世帯の経済状況区分の節目であると想定されます。

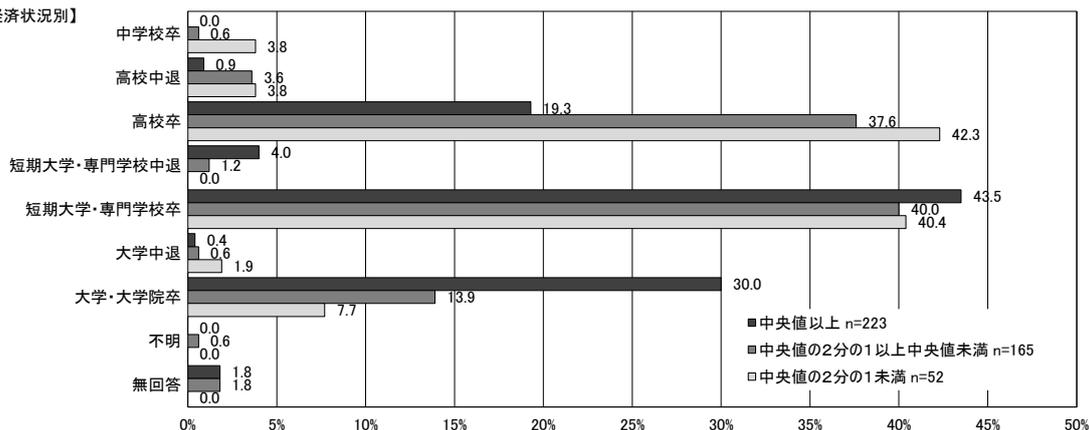
保護者の学歴によって世帯の経済に変化があり、こどもの進路にも影響することが考えられることから、こどもの進学希望を叶える支援の充実により、厳しい経済状況を次世代に引き継がない方策が必要です。また、学歴によらず本人の能力によって仕事を与えられるよう、企業等への啓発や理解が必要です。

### ■父親の最終学歴



## ■母親の最終学歴

【経済状況別】



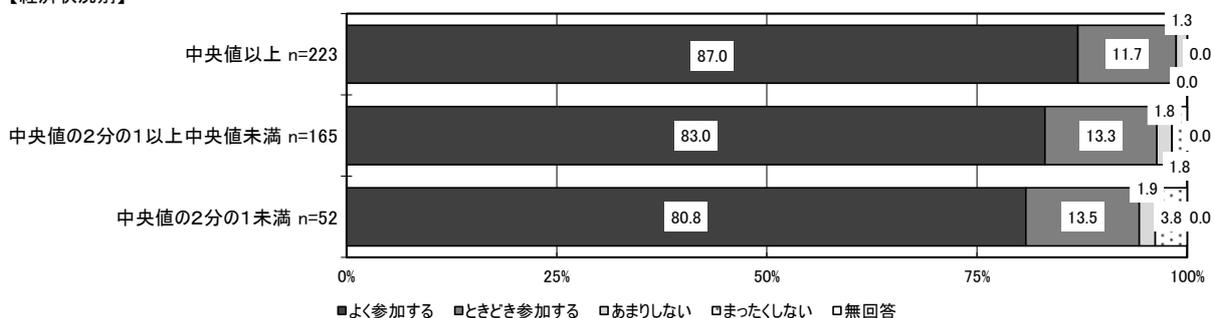
## ③学校・地域との関わりの状況

こどもの学校行事等への参加頻度について、世帯収入が低いほど参加頻度が低くなる傾向がみられます。子どもと一緒に地域行事に参加する頻度についても同様に、世帯収入が低いほど参加頻度が低くなる傾向がみられます。

誘い合いや子ども同士での参加が可能な催しを行うなど、地域とのかかわりやコミュニケーションを増やし、地域ぐるみの接点を増やすことで、地域で子どもや子育てを支え合える環境にしていくことが重要です。

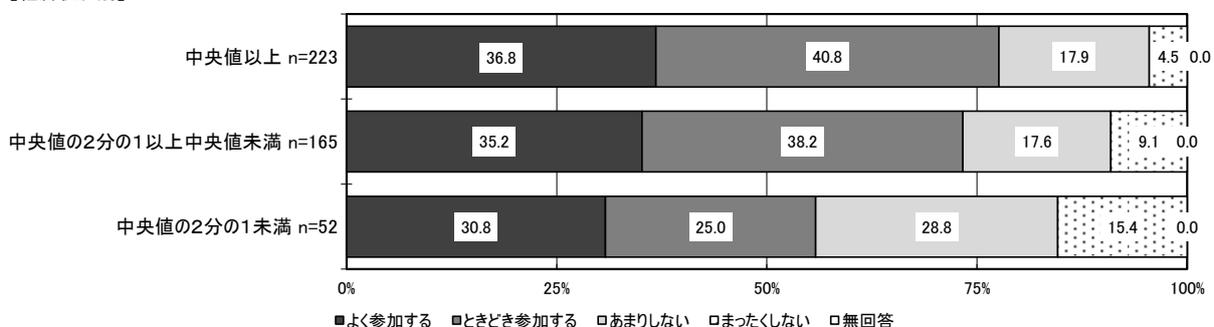
## ■こどもの学校行事等への参加頻度×経済状況(保護者調査)

【経済状況別】



## ■子どもと一緒に地域行事に参加する頻度×経済状況(保護者調査)

【経済状況別】



## 2 ひとり親のこどもの状況

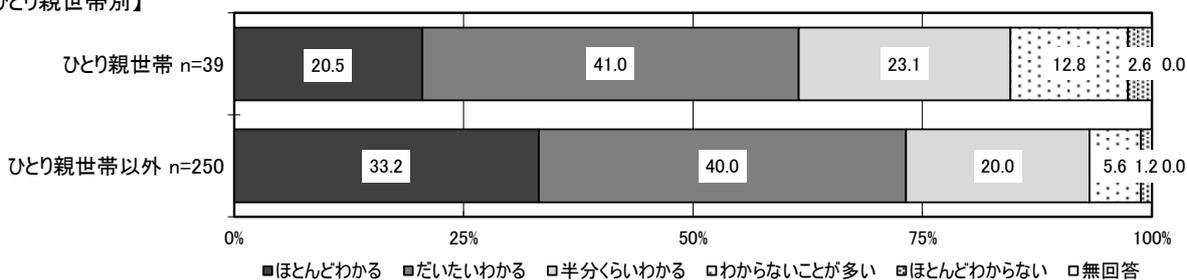
### ①学習の状況

こどもの学習の状況について、ひとり親世帯はそうでない世帯と比較して、授業の理解度では「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を合わせた割合が高く、放課後の勉強時間では「1時間より少ない」「まったくしない」を合わせた割合が高くなっています。読書の頻度についても同様に、ひとり親世帯はそうでない世帯と比較して、「まったくしない」の割合が高くなっています。

こうしたことから、家庭の状況に関わらず、こどもの希望に応じて学習ができる機会を提供できる環境整備が求められます。

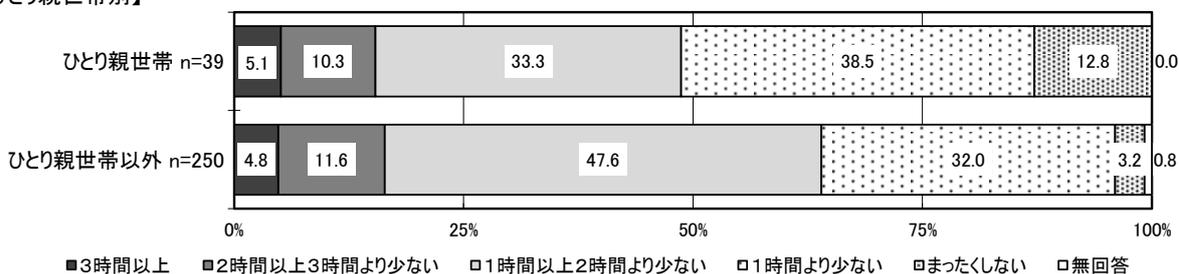
#### ■授業の理解度×ひとり親世帯別

【ひとり親世帯別】



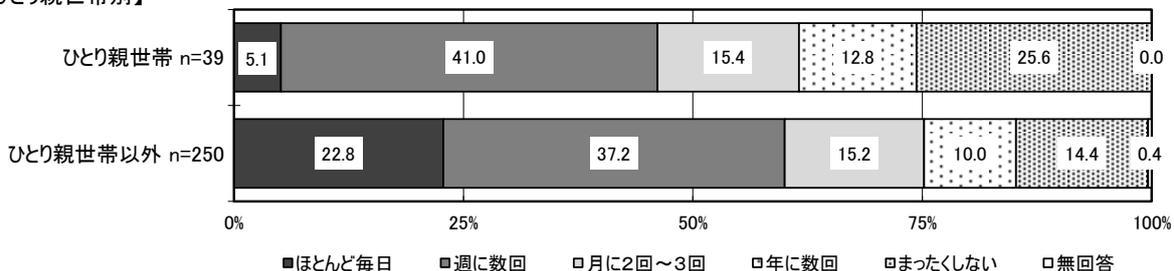
#### ■放課後の勉強時間×ひとり親世帯別

【ひとり親世帯別】



#### ■読書の頻度×ひとり親世帯別

【ひとり親世帯別】



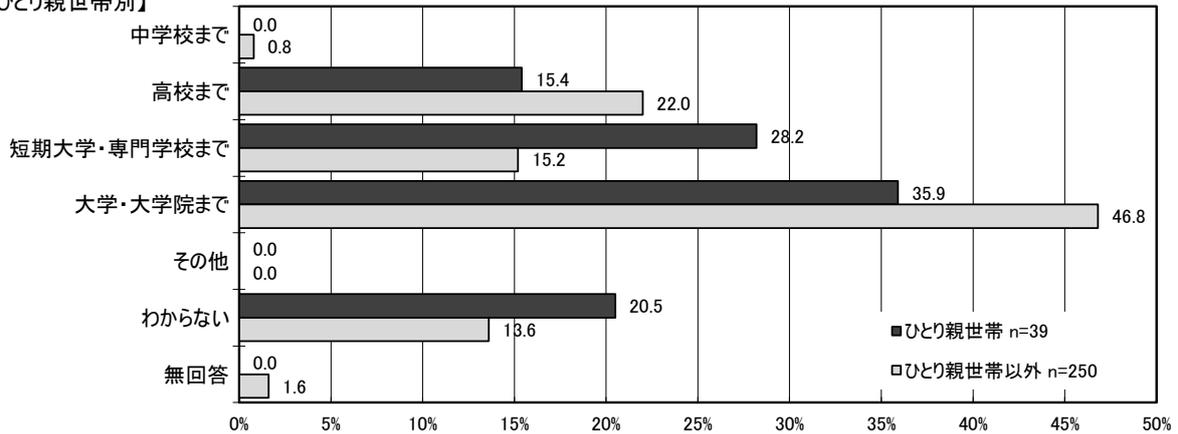
## ②進学希望について

進学希望について、ひとり親世帯のこどもはそうでない場合と比較して「大学・大学院まで」の割合が低く、「短期大学・専門学校まで」「わからない」の割合が高くなっています。また、こどもの将来のための貯蓄や学資保険の加入状況について、世帯年収が低いほど「したいが余裕がない」の割合が高くなっています。

世帯の状況によって望む進路が限定されることがないように、進学についての相談支援や経済的支援等を強化することが求められます。

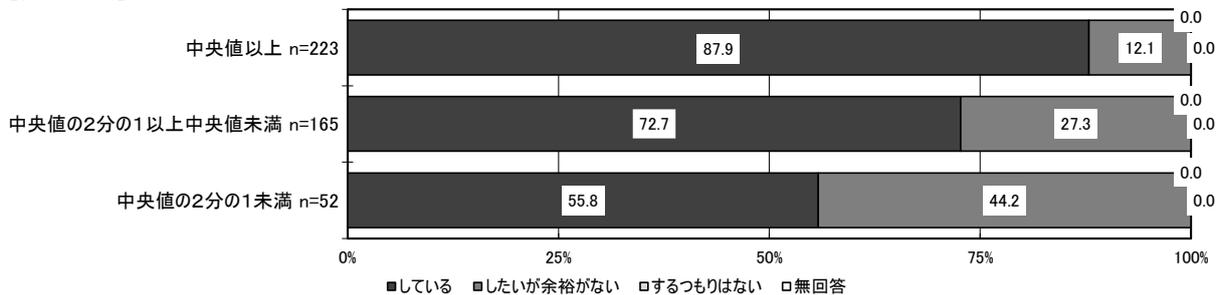
### ■将来どの学校まで行きたいか(小・中学生)

【ひとり親世帯別】



### ■こどもの将来のための貯蓄や学資保険の加入などの状況(保護者)

【経済状況別】

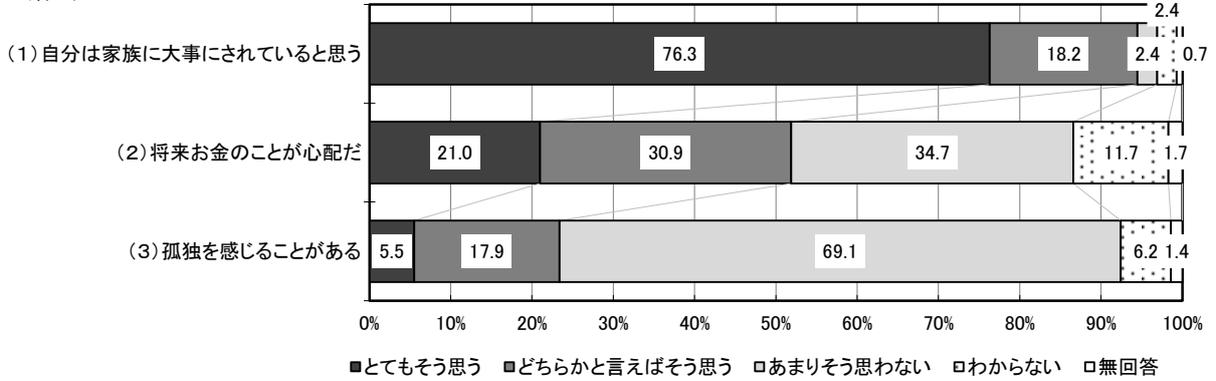


### ③家庭内の状況や将来について

家庭内の状況や将来について、ひとり親世帯では全体と比較して「将来お金のことが心配だ」において「とてもそう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせた割合が高くなっています。

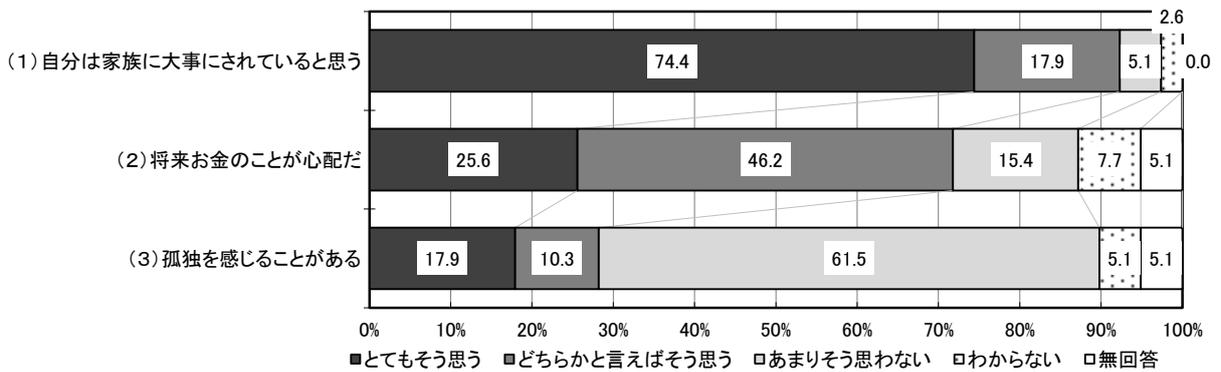
#### ■家庭内の状況や将来について

(各SA) n=291



#### ■【ひとり親世帯】家庭内の状況や将来について

【ひとり親世帯】 (各SA) n=39



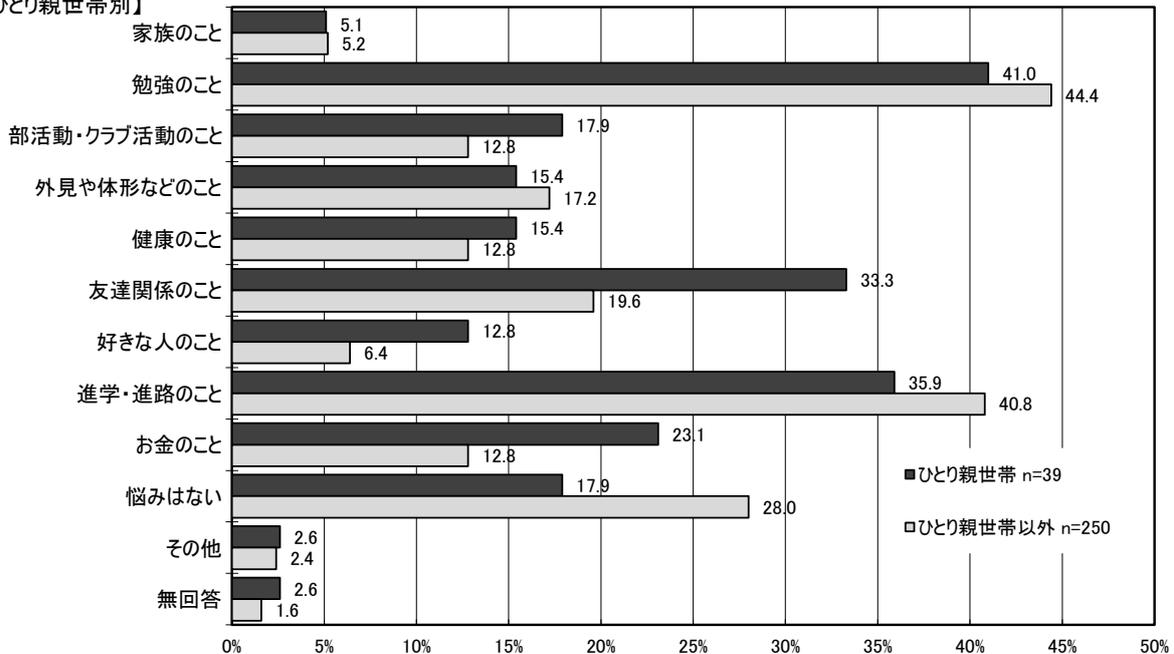
#### ④こどもの悩みごと、支えてくれる人について

こどもの悩みごとについて、ひとり親世帯の子どもでは「友人関係のこと」及び「お金のこと」についてそうでない世帯の子どもを大きく上回っており、「悩みはない」への回答は低くなっています。

家庭の状況により、こどもが抱える悩みや問題は多様化しており、ひとり親世帯かどうか（経済的状況と関連ありと仮定できる）によって「友達関係」や「お金」への悩みは高くなるため、支援の仕方や相談体制において配慮が求められます。

##### ■いま悩んでいること

【ひとり親世帯別】

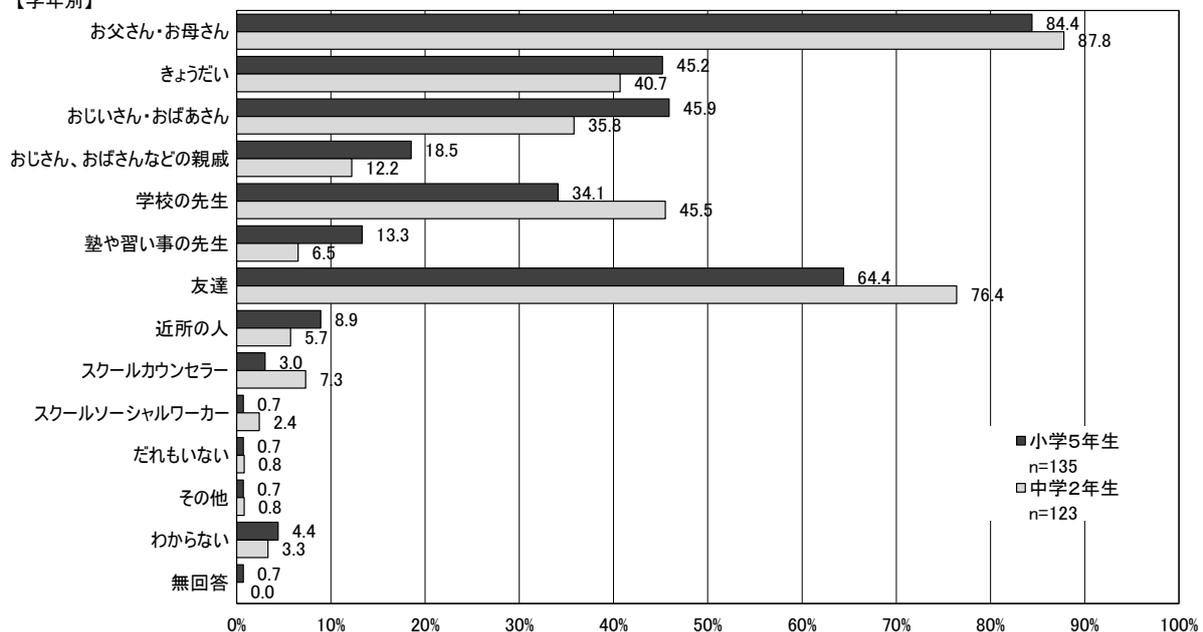


支えてくれる人について学年別にみると、小学生では親族関係者が比較的高くなっていますが、中学生では学校の先生や友人が高くなっています。

こどもの成長段階に応じて相談相手が身内から家族外に拡大しており、これらの傾向を踏まえたコミュニティ形成支援や相談支援の方針を立てていくことが望まれます。

##### ■いやなことや困ったことがあるとき、助けてくれたり、支えてくれる人

【学年別】

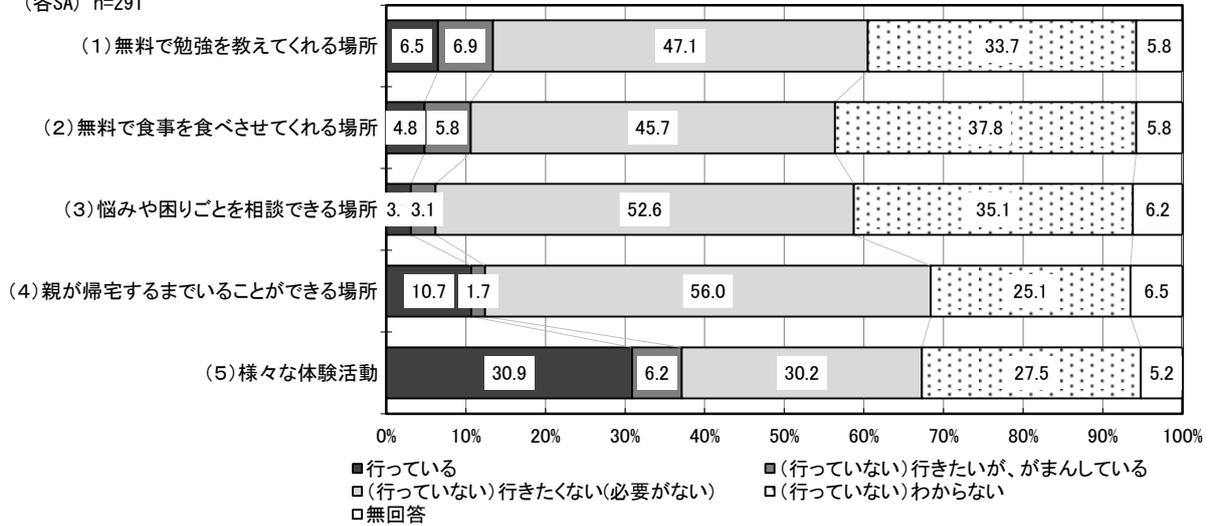


### ⑤こどもの居場所のニーズ

こども本人の行きたい（やってみたい）場所（こと）について、「行きたいが、我慢している」の割合が高いものは、「無料で勉強を教えてくれる場所」が6.9%、「様々な体験活動」が6.2%、「無料で食事を食べさせてくれる場所」が5.8%となっています。

#### ■身近にあれば行きたい（やってみたい）場所（こと）（児童・生徒調査）

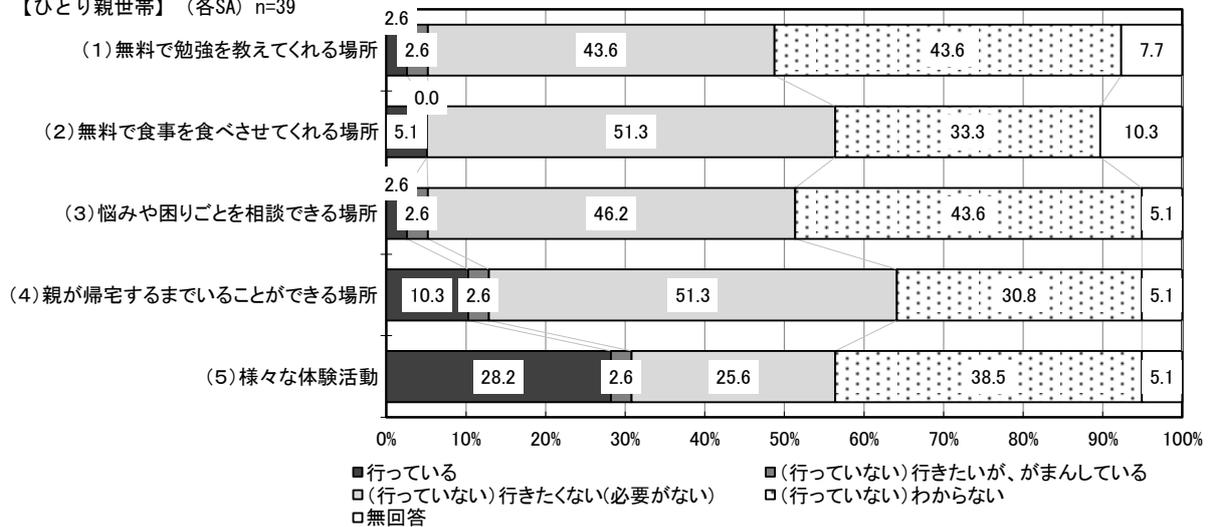
（各SA）n=291



ひとり親世帯のこどもでは、全体と比較して、ほとんどの項目において「わからない」の割合が高くなっており、地域の居場所や様々な支援に関する情報を十分に得られていない可能性があります。

#### ■【ひとり親世帯】身近にあれば行きたい（やってみたい）場所（こと）

【ひとり親世帯】（各SA）n=39



## 第3章 第2期計画の評価と課題点のまとめ

### 1 事業の実施状況及び数値目標の達成状況

#### 1 地域・子ども子育て支援事業(法定13事業)

地域・子ども子育て支援事業の数値目標については、実施しているすべての事業において達成しています。

事業名	単位	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値
利用者支援事業	施設数	2か所 (令和元年度)	2か所	2か所
基本型	施設数	1か所	1か所	1か所
母子保健型	施設数	1か所	1か所	1か所
延長保育事業	施設数	9か所	9か所	9か所
実費徴収に係る補足給付事業	実施の有無	なし	なし	あり
多様な主体参入促進事業	実施の有無	なし	なし	なし
放課後児童健全育成事業	施設数	17か所 (令和元年度)	19か所	19か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	施設数	1か所	1か所	1か所
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	状況把握率	100%	100%	100%
養育支援訪問事業	訪問実施率	100%	100%	100%
地域子育て支援拠点事業	施設数	5か所	6か所	5か所
一時預かり事業	施設数	8か所	12か所	8か所
うち一般型	施設数	2か所	2か所	2か所
うち幼稚園型	施設数	6か所	13か所	6か所
病児・病後児保育事業	施設数	1か所	1か所	1か所
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	施設数	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査事業	公費負担	14回分	14回分	14回分

### ①利用者支援事業

利用者支援事業は、計画通りに推移しています。

単位：か所

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績	2	2	2	2
見込み	2	2	2	2

### ②延長保育事業

通常の保育時間終了後は、9か所の保育所、認定こども園で延長保育を実施しています。年間の利用人数は、年々増加し、令和4（2022）年度以降は見込みを上回っています。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	7	9	9	9
実績（人）	257	259	286	297
見込み	293	279	272	263

### ③放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業の利用者数は、見込みを上回って推移している状況です。利用者のうち半数以上は低学年となっていますが、令和4（2022）年度以降は高学年も増加し200人以上となっています。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	15	15	16	15
【低学年】実績（人）	453	459	445	449
【高学年】実績（人）	178	174	206	204
【合計】実績（人）	631	633	651	653
見込み	536	530	501	481

### ④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、現在1か所で実施しており、年間の延べ利用人数は3人を見込んでいました。実績が見込みを下回って推移していますが、令和4（2022）年度には2人の利用がありました。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	1	1	1	1
実績（人）	0	0	2	0
見込み	3	3	3	3

### ⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問実施率は、令和5（2023）年度時点では99.5%となっています。訪問件数は、見込みを下回って推移しています。

単位：％，件

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（％）	96.6	92.1	92.9	99.5
実績（件）	196	163	171	185
見込み	239	229	218	209

### ⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問の実施率は100%を維持しています。訪問件数は見込みを上回って推移しており、年々増加しています。

単位：％，件

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（％）	100	100	100	100
実績（件）	56	84	92	123
見込み	25	25	25	25

### ⑦地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点の利用者数は、コロナ禍の影響もあり令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけては見込みを大きく下回っていましたが、令和5（2023）年度には利用者数が回復し、約10,000人となっています。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	5	5	5	6
実績（人）	6,716	5,526	5,095	10,307
見込み	20,726	20,153	20,497	19,638

### ⑧-1 一時預かり事業（一般型）

一時預かり事業（一般型）は、現在2か所で実施しています。年間の延べ利用人数は見込みを下回って推移しており、概ね減少傾向となっています。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	2	2	2	2
実績（人）	949	896	599	695
見込み	1,421	1,351	1,316	1,270

## ⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）の実施か所数は令和5（2023）年度時点で10か所となっています。利用者数は、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけては1,000人前後で推移してきましたが、令和5（2023）年度には約1,500人と増加しています。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	10	8	10	13
実績（人）	1,118	1,098	901	1,537
見込み	2,005	1,940	1,882	1,859

## ⑨病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、現在1か所で実施しています。年間の延べ利用人数は、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけては見込みを下回って推移していましたが、令和5（2023）年度は見込みを上回っています。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	1	1	1	1
実績（人）	156	249	237	336
見込み	331	316	305	294

## ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、現在1か所で実施しており、年間の延べ利用人数は見込みを上回って推移しています。

単位：か所，人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実績（か所）	1	1	1	1
実績（人）	727	504	599	741
見込み	325	325	325	325

## ⑪妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、利用者数が見込みを上回って推移しています。

単位：人，件

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
公費負担回数	14	14	14	14
実績（人）	320	282	296	265
実績（件）	2,282	1,943	2,158	1,940
見込み（人）	239	229	218	209
見込み（件）	3,346	3,206	3,052	2,926

※実費徴収に係る補足給付事業は、支援の必要な家庭に対して実施しています。  
多様な主体参入促進事業は未実施となっています。

## 2 その他事業

その他事業の数値目標について、総合指標は未達成となっています。

基本目標に対応した数値目標については、達成できたものが16項目、未達成の項目が5項目となっています。

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	
総合指標	笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	41.4%	31.9% (令和6年度)	増やす	
基本目標1 幼児期の教育・保育及びこどもの教育環境の充実	待機児童数	0人	0人	0人	
	保育所, 認定こども園(保育所部分), 事業所内保育所(地域枠) 定員	1,340人	1,244人	現状維持	
基本目標2 こどもの健やかな成長への支援の充実	笠岡市子ども条例の認知度	6.9%	6.5%	増やす	
	赤ちゃんの駅設置施設数	23カ所	24カ所	増やす	
	こども食堂など(箇所数)	6カ所	7カ所	増やす	
基本目標3 生まれる前からの切れ目ない支援の充実	乳幼児健康 診査受診率	乳児	97.8%	96.0%	95%以上 維持
		1.6歳児	98.5%	99.4%	
		3歳児	99.3%	97.7%	
	予防接種率	BCG	86.5%	92.2%	95%以上 維持
		麻疹・風疹	1期: 87.5% 2期: 94.2%	1期: 92.4% 2期: 90.2%	
虫歯有病率	1.6歳児	1.6%	0.6%	2.0%以下	
	3歳児	17.2%	12.9%	20%以下	
基本目標4 支援サービス及び情報提供の充実	休日保育事業実施箇所数	1施設	1施設	1施設	
	子育てコンシェルジュ ほっと★はぐ利用者数	645人/年	2,073人	増やす	
基本目標5 どの家庭も安心して子育てできる環境の充実	障がい児保育事業の実施施設状況	全園で受け入れ可能	全園で受け入れ可能	全園で受け入れ可能	
	児童発達支援の推進(実施施設数)	4施設	7施設	現状維持	
	母子・父子自立支援プログラム策定数	0件	0件	増やす	
基本目標6 親の子育て力の向上	子育てに係る講座の開催数	10回/年	13回	増やす	
基本目標7 子育てを支援する地域社会づくりの推進	地域子育て支援事業利用者数	20,603人	11,359人	増やす	
基本目標8 仕事と家庭の両立支援	育児休業取得率	母親	34.6%	46.1%	増やす
		父親	3.6%	7.1%	増やす

### ①待機児童数

待機児童数は、0人を維持しています。

単位：人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
待機児童数(人)	0	0	0	0

### ②休日保育事業

休日保育事業は、現在1か所で実施しています。延べ利用人数は、令和5(2023)年度に大きく増加し160人となっています。

単位：か所, 人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設数(か所)	1	1	1	1
延べ利用人数(人)	72	17	20	160

### ③障がい児保育事業

障がい児保育事業は、基本的には全園で受け入れが可能となっており、令和5(2023)年度の利用者数は27人となっています。

単位：人

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	20	10	10	27

### ④乳幼児健康診査の受診率

1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の受診率は、毎年度95%以上を維持しています。

乳児健康診査は、令和3(2021)年度は95%を下回っていますが、令和5(2023)年度には96.0%となっています。

単位：人, %

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
乳児健康診査	259	171	184	199
	246	160	175	191
	95.0%	93.6%	95.1%	96.0%
1歳6か月児健康診査	247	244	190	172
	235	238	180	171
	95.1%	97.5%	94.7%	99.4%
3歳児健康診査	218	243	208	263
	216	232	200	257
	99.1%	95.5%	96.2%	97.7%

### ⑤予防接種件数

ほとんどの予防接種の実施状況は、出生数の減少に伴い年々減少傾向にあります。子宮頸がん予防接種は令和4（2022）年度から積極的勧奨が再開したため、接種者が増加しています。

単位：件

種別	対象者	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
不活化ポリオ	3～90カ月未満	0	0	0	2
四種混合	3～90カ月未満	978	738	689	797
BCG	1歳未満	243	181	161	195
三種混合	1期	0	0	0	0
二種混合	2期	329	279	286	247
MR混合	1期	229	198	169	172
	2期	308	256	266	256
日本脳炎	1期	1004	589	719	668
	2期	444	184	184	303
ヒブ	2ヶ月～5歳未満	951	693	722	726
小児肺炎球菌	2ヶ月～5歳未満	938	692	722	722
水痘	12～36カ月未満	454	417	340	342
子宮頸がん	小学6年生～ 高校1年生	80	143	307	277
ロタウイルス	6週～32週	183	351	389	393
B型肝炎	1歳未満	695	509	515	542

### ⑥虫歯含有率

1歳6か月児の虫歯含有率は、年々減少しています。3歳児の虫歯含有率も令和4（2022）年度までは減少傾向にありましたが、令和5（2023）年度に再び増加し、12.9%となっています。

単位：%

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1歳6カ月児	1.7	1.3	0.6	0.6
3歳児	17.6	11.6	8.5	12.9

### ⑦職場体験に参加して有意義であったと感じた中学生の割合

令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけては職場体験の実施はありませんでしたが、令和5（2023）年度より再開しています。令和5（2023）年度には94.8%が職場体験に参加して有意義と感じています。

単位：%

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
有意義と感じた割合	実施なし	実施なし	実施なし	94.8

### ⑧ 1校当たりのいじめの認知件数

研修会等を通して「軽微ないじめも見逃さないようにする」という認識が全国的に周知・徹底され、小学校・中学校ともにいじめの認知件数は増加傾向にあります。

単位：件

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学校	1.13	1.73	2.07	2.29
中学校	2.11	2.00	4.62	5.38

### ⑨ 教育相談室・教育支援員等が関わっている不登校児童生徒の割合

小学校のすべての不登校児童には教育相談室・教育支援員等が関わっており、中学校の教育相談室・教育支援員等が関わっている不登校生徒の割合は9割を超えています。

不登校児童生徒に対して、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、その他の様々な機関等と連携して支援しています。

単位：%

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学校	100	100	100	100
中学校	96	94.7	98	92.7

### ⑩ 赤ちゃんの駅設置施設数

公共施設や民間の商店等に協力を依頼し、授乳やオムツ交換ができるコーナーや設備を整備しています。令和5（2023）年度時点の設置数は24か所となっています。

単位：か所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置施設数	24	24	24	24

### ⑪ 笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合 (市民意識調査)

令和6（2024）年度の調査では31.9%となっており、令和2（2020）年度以降、減少傾向となっています。

単位：%

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
割合	42.4	調査なし	38.2	調査なし	31.9

## 2 現状と課題

本市のこどもや子育てを取り巻く課題を、第2期笠岡市子ども・子育て支援事業計画の基本的な視点に基づき整理しました。なお、施策の評価基準は次の通りです。

評価	基準
○	達成
△	変化なし（経年の変化が小さく、回答者数の変化による誤差の範囲と考えられる場合）
×	未達成

### (1)こどもが健やかに育つ環境づくり

#### ①幼児期の教育・保育及びこどもの教育環境の充実

##### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価
基本目標1	待機児童数	0人	0人	0人	○
幼児期の教育・保育及びこどもの教育環境の充実	保育所、認定こども園（保育所部分）、事業所内保育所（地域枠）定員	1,340人	1,244人	現状維持	○

保育所等の定員について、ニーズに対応できる体制を維持しており、待機児童数についても0を維持しています。

##### ▼国の動向等

近年、全国的に共働きの子育て家庭が増加しており、就業率の高まりに合わせた保育サービスの充実が求められています。国においては待機児童の解消に向けて保育の受皿整備が進められてきました。その結果、令和5（2023）年4月現在、全国の8割以上の自治体で待機児童が解消されています。また、国では全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、親の就労形態に関わらず保育事業を利用できる「乳児等通園支援事業」を創設し、こどもの育ちを支援するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援の強化に取り組んでいます。

##### ▼笠岡市の現状と課題

笠岡市においても、フルタイムで就労している母親の割合は前回調査と比較して高くなっており、それに伴い保育サービスのニーズが高まっています。土日祝日や長期休暇中のサービスの利用についても、フルタイムで就労している母親の場合は利用意向が高くなっており、ニーズに対応できる体制を維持することが求められます。また、教育・保育事業を選ぶ際、職員の対応を重視する割合が最も高くなっており、保育サービスの量・質ともに充実を図ることが重要です。

## ②こどもの健やかな成長への支援の充実

### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価
基本目標2 こどもの健やかな 成長への支援の充 実	笠岡市子ども条例の 認知度	6.9%	6.5%	増やす	△
	赤ちゃんの駅設置 施設数	23カ所	24カ所	増やす	○
	こども食堂など (箇所数)	6カ所	7カ所	増やす	○

赤ちゃんの駅やこども食堂については増加していますが、笠岡市子ども条例については変化がみられない状況となっています。

### ▼国の動向等

近年、核家族化の進展やソーシャルメディアの普及、経済格差の拡大等により様々な課題が顕在化しており、ヤングケアラー問題やこどもの貧困、児童虐待、SNS上のトラブルなど、こどもの生活にも影響を及ぼしています。

こうした状況を受け、令和5年(2023)4月、国ではこどもたちの健やかな成長と権利を守ることを目的とし、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。すべてのこどもが安心して暮らせる社会の実現に向けて、こどもが必要な支援を受けられる仕組みづくりが求められます。

### ▼笠岡市の現状と課題

赤ちゃんの駅設置施設数やこども食堂の箇所数は若干増加しており、地域全体でこどもの成長を支える環境づくりが進んでいる状況です。一方で、子ども条例の認知度は変化がみられず、こどもの権利を尊重する意識の醸成に向けて、さらなる周知に取り組む必要があります。

こどもの貧困に関する状況として、笠岡市では小学5年生及び中学2年生のいる世帯のうち1割程度が貧困のおそれがある状態となっており、特に母子家庭において貧困率が高いことがうかがえます。

こどもの生活実態について、父親との同居別にみると、父親が同居していない世帯のこどもは学習面の課題を抱えやすく、大学への進学を希望する割合が低い結果となっています。世帯の家計状況に関わらず、こども本人の希望に応じた進路が選択できるよう支援が求められます。

## (2)子と親に対する支援体制づくり

### ①生まれる前からの切れ目のない支援

#### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価	
基本目標3 生まれる前からの 切れ目のない支援の 充実	乳幼児健康診 査受診率	乳児	97.8%	96.0%	95%以上 維持	○
		1.6歳児	98.5%	99.4%		○
		3歳児	99.3%	97.7%		○
	予防接種率	BCG	86.5%	92.2%	95%以上 維持	×
		麻疹・ 風疹	1期： 87.5% 2期： 94.2%	1期： 92.4% 2期： 90.2%		×
	虫歯有病率	1.6歳児	1.6%	0.6%	2.0%以下	○
		3歳児	17.2%	12.9%	20%以下	○

乳幼児健診受診率、虫歯有病率については目標を達成できていますが、予防接種率については未達成となっています。

#### ▼国の動向等

令和5（2023）年12月にこども家庭庁より示された「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、「子どもの誕生前から幼児期までこそが、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要であり、子どもの心身の状況や子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく支える必要がある」とされています。

また、令和6（2024）年4月に成立した改正児童福祉法において、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した総合的な相談支援機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。こども家庭センターにおいては妊産婦及び乳幼児の健康支援、妊産婦を含むこどもと家庭の福祉に関する支援を切れ目なく提供することとなっており、こどもと家庭のニーズに寄り添う支援を提供することが期待されています。

#### ▼笠岡市の現状と課題

子育てしやすい環境づくりに向けて必要なこととして、「こどもや子育て家庭の相談体制の充実」と回答した割合が約2割となっており、子育てについて気軽に相談できる先について、「相談先がない」という回答もわずかにみられました。

妊娠期から乳幼児期にかけては、ライフステージの変化も大きく、悩みや不安を抱えやすい時期となります。親の心身の健康はこどもの育ちにも影響すると考えられることから、笠岡市においてもこども家庭センターを中心とした包括的な支援体制を構築することが重要です。

## ②支援サービス及び情報提供の充実

### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価
基本目標4 支援サービス及び 情報提供の充実	休日保育事業実施箇所数	1 施設	1 施設	1 施設	○
	子育てコンシェルジュ ほっと★はぐ利用者数	645 人/年	2,073 人	増やす	○

休日保育事業実施箇所数，子育てコンシェルジュ，ほっと★はぐ利用者数ともに目標を達成しており，支援体制の維持・充実に取り組んでいます。

### ▼国の動向等

小学生児童数は減少傾向にある一方，共働き家庭の増加に伴い，学童保育を利用する児童の割合は年々増加傾向にあります。令和5（2023）年5月1日時点でも放課後児童クラブの待機児童数は過去最多となっており，放課後のこどもたちの生活の場や居場所の支援の充実が求められます。

また，子育て世帯にとって，経済的負担は大きな悩みとなっています。国では令和5（2023）年以降，児童手当の拡充や育児休業給付の拡充などの経済的支援に取り組んでおり，子育て世帯の経済的な負担を軽減することで，安心して子育てできる環境づくりを目指しています。

### ▼笠岡市の現状と課題

ニーズ調査では，前回調査と比較して養育可能なこどもの人数が減少しています。欲しいこどもの人数より養育可能なこどもの人数が少ない要因として，子育てや教育にかかる金額が高いことが前回と比較して高い割合となっており，経済的な理由でこどもをあきらめるケースも多いと考えられます。

共働き世帯の増加により，放課後児童クラブのニーズは今後も高い状況が続くと考えられます。今後も保護者のニーズに応えられるよう，体制の維持や拡充に取り組む必要があります。

情報の入手先について，就学前調査，小学生調査ともに半数程度がインターネット・SNS で情報を入手しています。子育て世帯に有益な情報が届けられるよう，インターネット・SNS を通じた情報発信の充実や，アプリを活用したプッシュ通知の導入の検討等が求められます。

### ③どの家庭も安心して子育てできる環境の充実

#### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価
基本目標5 どの家庭も安心して子育てできる環境の充実	障がい児保育事業の実施施設状況	全園で受け入れ可能	全園で受け入れ可能	全園で受け入れ可能	○
	児童発達支援の推進(実施施設数)	4施設	7施設	現状維持	○
	母子・父子自立支援プログラム策定数	0件	0件	増やす	×

障がい児への支援について、保育事業の実施施設数や児童発達支援の実施施設数は、目標を達成しています。

ひとり親家庭について、母子・父子自立支援プログラム策定数は申請がない等の理由により未達成となっています。

#### ▼国の動向等

国全体におけるひとり親の就業率は8割以上ですが、雇用形態別でみると父子家庭で約1割、母子家庭では約5割が非正規雇用となっています。ひとり親世帯では子育てと生計の維持を一人で担っていることから様々な困難を伴う場合があり、自立に向けた支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進しています。

全国的に神経発達症(発達障がい)のある(疑われる)こどもは増加傾向にあります。国では障がいのあるこどもとその家族への支援として、身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、様々な関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指しています。

#### ▼笠岡市の現状と課題

こどもの生活実態調査によると、父親と生計が異なる母子世帯において貧困率が高くなっている状況がみられます。貧困が疑われる世帯では、日用品やこどものための物品等が十分でない傾向がみられ、世帯の家計状況がこどもの生活にも影響していると考えられます。また、貧困が疑われる世帯では非正規雇用の割合が高くなっており、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、こども・子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが重要です。

障がい児への支援について、笠岡市では、障がい児の保護者に対する相談支援体制の充実や、児童発達支援及び、障がい児保育の充実等に取り組んでいます。障がい児への支援については、保育施設や学校、療育機関など障がい児に関わる機関の連携により支援をすることが重要であることから、支援体制の構築が求められます。

## ④親の子育て力の向上

### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価
基本目標6 親の子育て力の 向上	子育てに係る講座の開 催数	10回/年	13回	増やす	○

子育てに係る講座の開催数は、目標値を達成しています。

### ▼国の動向等

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てが孤立化することにより、こどもへの接し方が分からなかったり子育てに自信が持てず、育児不安や悩みを抱える保護者が多くいます。

国では、要支援児童・要保護児童及びその保護者や特定妊婦など、子育ての困難に陥りやすい家庭を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とした親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）を創設し、子育てが困難な世帯を支援することとしています。

### ▼笠岡市の現状と課題

笠岡市では、親の子育て力の向上に向けて、認定こども園等や小・中学校に通うこどもの保護者を対象に親育ち応援学習プログラムを実施したり、3歳から就学前のこどものいる保護者を対象にペアレント・トレーニングを実施するなどして、意識啓発に取り組んできました。ニーズ調査では、「家庭教育に関する学級・講座」について「今後利用したい」の割合が2割程度となっており、他の子育て支援サービスと比較して高い割合となっています。実施方法や内容など、保護者のニーズも踏まえながら検討し、参加を促すことが重要です。

### (3)地域全体で子育てを応援するまちづくり

#### ①子育てを支援する地域社会づくりの推進

##### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価
基本目標7 子育てを支援する地域社会づくりの推進	地域子育て支援拠点事業利用者数	20,603人	11,359人	増やす	×

地域子育て支援拠点事業利用者数は令和2（2020）年以降のコロナ禍を影響により、一時は大きく減少しました。そのため、数値目標は未達成となっていますが、近年は参加者数が増加傾向にあります。

##### ▼国の動向等

平成27（2015）年に地域子育て支援拠点事業が地域子ども・子育て支援事業に組み込まれて以降、全国的に拠点数は増加しており、地域で子育て世帯を支援する体制づくりが進んでいます。

地域ぐるみでの子育て支援が重視される中で、国では令和5（2023）年にこども家庭庁が創設され、社会全体でこどもの権利の尊重と健やかな成長を後押しする「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。この「こどもまんなか社会」の考え方が示されて以降、地域社会や企業など様々な主体において、こどもや子育て世帯を応援するための様々な取組が進められており、社会全体で子育てを支援する機運が高まっています。

##### ▼笠岡市の現状と課題

ニーズ調査では、子育てしやすい環境のために必要と思うことについて「子育てと親育ちを地域で支えるまちづくり」の割合が2番目に高くなっています。地域ぐるみの支援が求められる一方で、こどもの生活実態調査では、貧困の疑われる世帯において地域行事への参加が少なく、地域と関わる機会が少なくなっていると考えられます。

笠岡市では、市内6カ所に地域子育て支援拠点を設置しており、子育て家庭の交流促進や子育てに関する相談・援助、必要に応じて訪問支援を行うなど、地域子育て支援拠点を中心に地域での支援体制の構築に取り組んできました。今後も引き続き、地域と子育て世帯の関係づくりに向けた支援に取り組むとともに、地域参加の難しい子育て世帯に対する支援の強化が求められます。

## ②仕事と家庭の両立支援

### ▼施策評価

基本目標	項目	H30 (2018) 年度 現状値	R5 (2023) 年度 現状値	R6 (2024) 年度 目標値	評価	
基本目標8 仕事と家庭の両 立支援	育児休業取得率	母親	34.6%	46.1%	増やす	○
		父親	3.6%	7.1%	増やす	○

仕事と家庭の両立の機運が高まり、父親の家庭参画が進む中で、育児休業取得率は母親・父親ともに上昇しており、目標を達成しています。

### ▼国の動向等

近年の共働き世帯の増加に伴い、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識や長時間労働の慣行を見直す動きが活発になっています。国では、「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設や、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の公表の義務付けなど、各種法整備が進められています。しかし、令和5（2023）年版「男女共同参画白書」によると、令和3（2021）年度の男性の育児休業取得率は民間企業で14.0パーセント、国家公務員で34.0パーセント、地方公務員で19.5パーセントとなっており、女性の取得率（約8割）と比較すると、大きな差がある状況です。

### ▼笠岡市の現状と課題

女性の就業率について、平成27（2015）年度と令和2（2020）年度を比較すると、「M字カーブ」の状況は改善され、子どもが生まれても働き続ける女性が多くなっている状況が見受けられます。ニーズ調査においても、フルタイムで働く母親の割合は増加しており、育児と仕事の両立支援のニーズは高まっていると考えられます。

育児休業の取得状況について、前回調査と比較すると、共働き世帯の増加に伴い父親・母親ともに取得率は増加しています。しかし、父親と母親を比較すると、父親の取得率は母親と比較して低い状況にあり、父親が育児休業を取得しない理由としては、職場環境や経済的な不安の割合が高くなっています。

働きながら安心して子育てが続けられるよう、保育サービスなどの充実と合わせて、企業への意識啓発や活用できる制度に関する情報提供などの働きかけを通じ、仕事と家庭の両立支援の環境づくりを進めていくことが重要です。

## 第4章 計画の基本的な方向

### 1 計画の基本理念

平成30(2018)年より「第2期笠岡市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第2期計画)を策定し、社会をつくる存在である子どもが健やかに育ち、また、保護者が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指して、子ども・子育て支援のための取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、本市では平成30(2018)年に「第7次笠岡市総合計画(平成30(2018)年度～令和7(2025)年度)」を策定し、「元気・快適・ときめき・進化するまち笠岡」を目指す将来都市像として掲げ、施策を総合的に推進しています。その中で子ども・子育てについては、「未来戦略“輝く”」を基本戦略として掲げており、1人でも多くの子どもたちが笠岡市で生まれ、育つことのできる環境を整備します。

本計画では、これまでの子ども・子育て支援に関する取組や笠岡市の総合計画で定められた基本戦略を踏まえ、第2期計画の基本理念である「子どもは社会の未来です ～地域で支え 子どもと親がともに育つ 心ふれあうまち笠岡～」を継承し、社会情勢の変化や子どもの希望、保護者のニーズにも対応しながら、安心して子どもを産み育てることができる笠岡市を目指します。

#### 【基本理念】

**子どもは社会の未来です**

**～地域で支え 子どもと親がともに育つ**

**心ふれあうまち笠岡～**

イラスト

## 2 計画の基本的な視点

基本理念に沿ったこども・子育て支援施策を推進するための基本的な視点を定めます。

### 基本的な視点1 すべてのこどもの成長を支える切れ目のない支援

近年の社会情勢の変化は、こどもの生活や成長にも影響を及ぼしています。共働き世帯の増加による保育サービス、放課後児童クラブのニーズの増加、インターネット・SNSの普及による新たなトラブルの発生など、こどもを取り巻く環境の変化に合わせた取組が求められます。また、神経発達症（発達障がい）のあるこどもや不登校児童の増加、ヤングケアラーやこどもの貧困等の課題の顕在化など、支援を必要とするこどもへの対応が全国的に課題となっています。

家庭環境や障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、生まれる前から幼児期、学童期、思春期をはじめとし、心身の発達の過程にある者に対し、切れ目のない支援に取り組みます。

### 基本的な視点2 安心して子育てをするための家庭への支援

核家族化が進むとともに、共働きの子育て世帯は増加しており、家庭内での負担が大きくなっている傾向がみられます。家庭の子育ての負担軽減に向けては、保護者のニーズに応じて子育て支援を選択するためのサービスの充実や情報提供、経済的な負担の軽減などが求められます。家庭で安心して子育てができるよう、サービスの充実等に取り組むとともに、親の悩みや不安の解消に向けた相談支援や子育て力の向上に向けた取組を推進します。

また、ひとり親や外国人親子など、支援を必要とする家庭においても安心して子育てができるよう、支援の充実を図ります。

### 基本的な視点3 みんなでこどもと親を見守り、支え合う地域社会の構築

こどもは笠岡市の未来を担う存在であり、地域全体で育てることが重要です。国では社会全体でこどもと子育て家庭を支援する「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、地方公共団体や地域、企業、団体等あらゆる主体が「こどもまんなかアクション」に取り組んでいます。

こどもや子育て家庭が地域との関わりを持つことは、こどもだけでなく親の成長にもつながります。こどもや子育て家庭が地域と関わる機会をつくるとともに、子育て家庭、行政、教育機関、市民、企業・事業所、その他の様々な活動団体が協力し合い、地域が一体となってこどもの健やかな成長を支える環境をつくります。

### 3 施策の体系

【基本理念】 【基本的な視点】 【基本目標】 【施策の柱】

子どもは社会の未来です  
 ↓  
 地域で支え  
 ↓  
 子どもと親がともに育つ  
 ↓  
 心ふれあうまち笠岡

1 すべてのこどもの成長を支える切れ目のない支援	1 幼児期の教育・保育及びこどもの教育環境の充実	教育・保育の場の確保
		教育・保育の質の確保
		通学・通園への支援
	2 こどもの健やかな成長への支援の充実	思春期保健対策の推進
		こどもを取り巻く環境の整備
		児童虐待の予防, 早期発見, 再発防止対策の充実
		こどもの貧困対策の推進
		障がいがあるこどもへの支援の充実
	3 生まれる前からの切れ目のない支援	不登校及びひきこもり等対策の推進
		保健・医療体制の充実
健康診査・訪問指導等の実施		
2 安心して子育てをするための家庭への支援	4 支援サービス及び情報提供の充実	健康教育・相談の推進
		子育て支援サービスの充実
		情報提供体制の充実
		相談支援体制の充実
	5 支援を必要とする家庭への支援	経済的支援の充実
		ひとり親家庭への自立支援
	6 親の子育て力の向上	外国人親子に対する支援の充実
		親育ちの支援
		次代の親の育成支援
	3 みんなでこどもと親を見守り, 支え合う地域社会の構築	7 子育てを支援する地域社会づくりの推進
地域子育て支援ネットワークづくり		
地域活動・仲間づくりの場の確保		
ボランティア人材の確保		
8 仕事と家庭の両立支援の推進		こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成
		ワーク・ライフ・バランスの推進
		男女がともに担う子育ての推進

# 第5章 施策の展開

## 基本的な視点1

### すべてのこどもの成長を支える切れ目のない支援

#### 基本目標1 幼児期の教育・保育及びこどもの教育環境の充実

保護者が安心して子育てができる環境づくりや、こどもの健やかな育ちを支えるために、教育・保育施設の充実及び質の向上を図ります。また、認定こども園等及び小学校の連携を強化する接続カリキュラムを作成し活用することで、小学校生活への円滑な移行を目指します。

#### 【施策の柱1 教育・保育の場の確保】

主な取組	取組の概要	担当課
通常保育事業	保護者の就労等により家庭での保育ができないこどもを保育します。地域間のバランスに留意しながら、保護者が安心してこどもを預けられる施設や人材の確保に努めます。 【対象】保育を必要とするこども	こども育成課
教育・保育施設の整備の推進	老朽化が進む施設について、整備改修及び集約化を進め、こどもが安心安全に過ごすことのできる環境の確保に取り組みます。 【対象】就学前教育・保育施設	こども育成課
教育・保育施設の在り方の検討	今後の出生数、教育・保育の利用見込み、施設配置のバランスなど社会環境の動向を踏まえた施設のあり方の検討を行います。 【対象】就学前教育・保育施設	こども育成課
乳児等通園支援事業の実施	認定こども園等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、就労要件を問わず時間単位で柔軟に認定こども園等を利用できる「こども誰でも通園制度」の本格的実施に向けて体制を整備します。 【対象】未就園児	こども育成課

#### 【施策の柱2 教育・保育の質の確保】

主な取組	取組の概要	担当課
保育士及び保育教諭等の資質の向上	充実した教育・保育サービスを提供するため、知識や技術の習得など、職員の資質の向上に努めます。より多くの職員が参加できるよう、リモート研修など多様な方法での実施を検討し、資質向上の機会の確保に努めます。 【対象】保育士、保育教諭等	こども育成課 学校教育課
保育士及び保育教諭等の確保	充実かつ安定した教育・保育サービスを提供するため、今後のこどもの推移を念頭に置いた適正な人員の確保に取り組みます。 【対象】保育士、保育教諭等	こども育成課 学校教育課
発達支援の充実	増加傾向にある支援が必要なこどもに対し、関係機関との密な連携のもと、一人ひとりに応じた最適な支援及び一貫した支援の実施に努めます。 【対象】支援が必要なこども	こども育成課 学校教育課

主な取組	取組の概要	担当課
4歳児発達支援事業の推進	認定こども園等での集団生活の各場面で困り感を持つ4歳児(年中)に対し、関係機関が連携を図り、困り感が少なくなるように支援を行い、その支援の手だてを就学先に引き継ぎます。 【対象】4歳児	子育て支援課 学校教育課
きめ細かい指導体制の充実	児童生徒に豊かな思考力や表現力、確かな判断力を育成していくため、個別の学習状況や発達段階を把握し、一人ひとりのこどもに最適な指導を提供できる個別指導体制の充実を図ります。 【対象】教職員	学校教育課
教職員の資質の向上	小中の教職員が積極的に交流し、義務教育9年間を見通した指導の一貫性を確保する研修を行います。教員にとって実践的なスキルを習得できる場となるよう、研修内容の充実を図ります。 【対象】教職員	学校教育課

### 【施策の柱3 通学・通園への支援】

主な取組	取組の概要	担当課
安全な通学路の確保	防犯灯や交通安全啓発用看板等を設置し、安全な通学路の確保に努めます。 【対象】こども	協働のまちづくり課 建設管理課
交通安全意識の普及・啓発	幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の教育を実施し、交通安全意識を高めます。 【対象】こども	協働のまちづくり課 建設管理課
離島未就学児通所支援事業	島しょ部における子育て家庭の経済的負担軽減を目的とし、島から陸の保育所等の通所に係る船賃に対し一部補助します。必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な周知に努めます。 【対象】保護者	子育て支援課
離島高校生就学支援事業	笠岡諸島から高等学校に通学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、もって離島における生徒の修学の機会の確保に資することを目的とし、通学に要する経費に対して一部補助します。 【対象】保護者等	企画政策課
送迎に関する支援の周知	ファミリー・サポート・センター事業の内容や利用方法に関する周知を行うとともに、利用者のニーズに対応するため、提供会員の確保や他市町との連携体制の構築に努めます。また、必要とする人が利用しやすいように、支援する側と依頼する側の顔合わせの機会を提供します。 【対象】保護者	子育て支援課

## 基本目標2 こどもの健やかな成長への支援の充実

こどもの健全育成のための機会や環境づくりを進め、正しい知識の普及と理解を促進し、自ら正しい判断ができるように支援します。児童虐待は、こどもの心身や人格に重大な影響を与えることとなるため、育児不安の解消や虐待の早期発見に取り組むとともに、関係機関が連携して適切な支援を行い、問題解決を図ります。貧困については、ひとり親家庭の割合が高い傾向にあることから、支援が必要な家庭に対して、相談体制の充実、経済的負担の軽減事業などを中心に推進します。

### 【施策の柱1 思春期保健対策の推進】

主な取組	取組の概要	担当課
スクールカウンセリングの実施	児童生徒の様々な心の問題に対応するため、こどもの状況に合わせて継続的なサポートが可能となるよう、学校及び総合教育相談支援センターが連携し、カウンセリング機能及び支援体制の充実を図ります。 【対象】児童、生徒、保護者	学校教育課
喫煙、飲酒、薬物及び性に関する知識の普及	未成年者の喫煙、受動喫煙の害、飲酒、薬物乱用の防止や性について、学校において正しく理解させる教育を実施します。インターネットや SNS の低年齢利用が進む中で、こどもの心身に悪影響を及ぼすことがないよう対策を進めます。 【対象】児童、生徒	学校教育課
思春期に対応した相談の充実	学校生活や家庭、社会生活において、不登校、非行、人間関係や家族関係、障がい、引きこもり等、様々な子育ての悩みや不安への相談に応じます。複数の要因からなる複合的な課題を抱えるケースが増加しており、関係機関との連携をより一層強化するとともに、相談からすみやかに支援につなげられる体制の整備に努めます。 【対象】こどもと保護者	子育て支援課 学校教育課

### 【施策の柱2 こどもを取り巻く環境の整備】

主な取組	取組の概要	担当課
望ましいメディアとのつきあい方の普及・啓発	スマートフォンの普及により、電子メディア等に触れる機会が早期化・長期化の傾向にある中、電子メディア等と上手につきあうための知識の啓発に努めます。 【対象】こどもと保護者	子育て支援課 学校教育課
こどもの登下校時の安全確保の推進	地域住民による、こどもの登下校時の見守り活動や青パトの巡回活動等を積極的に推進します。 【対象】児童、生徒	協働のまちづくり課 学校教育課
防犯意識の啓発	不審者に対する対応指導や地域における防犯意識高揚の啓発に努めます。また、不審者情報を提供し安全の確保を図ります。 【対象】児童、生徒	協働のまちづくり課 学校教育課
良質な住宅、良好な居住環境の確保	こどもを抱える世帯やひとり親世帯、障がい者、生活困窮者など、あらゆる住民が安心して暮らせる住環境の改善や整備に努めます。 【対象】子育て世帯、ひとり親家庭	都市計画課
「笠岡市子ども条例」の普及・啓発	『子どもの幸せを第一に考える視点のもとに、次代を担う子どもが未来に夢と希望をもち、安心して心豊かに育つこと』を目的とした「笠岡市子ども条例」の積極的な普及啓発に努めます。 【対象】市民	子育て支援課

主な取組	取組の概要	担当課
大井児童館の利用促進	大井児童館ではこどもたちに健全な遊びを提供するとともに、こどもの健康増進や情操を豊かにすることを目的とした事業を実施し、施設の周知及び利用促進に努めます。 【対象】子育て世帯	子育て支援課
社会体験活動の推進	こどもの豊かな心や生きる力を育むためには、地域・家庭と学校が協力してこどもを育てる体制の構築が重要であることから、学校運営協議会を活性化し、ボランティア活動や職場体験などこどもたちの体験、交流、探究活動の充実を図ります。 【対象】児童・生徒	学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会
赤ちゃんの駅の整備	市内各所において、授乳やオムツ交換ができるコーナーや設備を整備します。利用者が気軽に利用できるよう、市内の協力機関の増加や利用者への周知に努めます。 【対象】商業施設等	子育て支援課
こどもの意見を反映する仕組みの構築	こどもの権利について、社会全体に広く周知を行います。様々な機会を通じてこどもが意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重されるような取組や支援を進めます。 【対象】こども	子育て支援課

### 【施策の柱3 児童虐待の予防、早期発見、再発防止対策の充実】

主な取組	取組の概要	担当課
「笠岡市子どもを虐待から守る条例」に基づく各種取組の推進	虐待の未然防止、早期発見及び早期対応、その他必要な事項を定めた「笠岡市子どもを虐待から守る条例」について、普及啓発に努めます。 また、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止月間にあわせて広報・啓発活動を実施します。 【対象】市民、関係機関	子育て支援課
児童虐待の予防及び早期発見	育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児健診等の機会を利用して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。 養育面でサポートが必要な家庭に対しては、状況に応じて専門職や関係機関等との連携のもと、支援を行います。 【対象】こどもと保護者	子育て支援課 こども育成課 学校教育課
笠岡市要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待に対して、医療、保健、福祉、教育、警察、民間団体等、関係機関で構成する「笠岡市要保護児童対策地域協議会」を核として、早期の対応及び切れ目のない支援ができる体制の充実を図ります。 また、転入・転出後も継続的に支援ができるよう、広域での連携体制の強化に努めます。 【対象】関係機関	子育て支援課 学校教育課
児童虐待防止啓発の推進	児童虐待の早期発見や虐待の予防に向けて、広報紙等による啓発や研修等を行うとともに、イベント等に合わせた普及啓発活動を行い、社会全体での認識を高めます。 【対象】市民	子育て支援課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問等で把握した育児ストレスや虐待の恐れがある家庭に対して、継続的に訪問し、相談・指導・助言など必要な支援を行います。 【対象】支援が必要な家庭	子育て支援課

主な取組	取組の概要	担当課
こども家庭センターの設置	妊産婦やこども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有し、妊娠期からの切れ目のない支援を行う上での中心となる「こども家庭センター」の設置について検討を進め、子育てに困難を抱える世帯への支援や、虐待の予防及び早期発見に取り組みます。 【対象】こどもと保護者	子育て支援課
子どもの未来応援ネットワーク事業	養育状況が気がかりな家庭を早期に発見するため、社会福祉士等が認定こども園等を巡回します。支援にあたっては、関係機関同士が共通認識をもって連携し、継続的な見守り・支援と養育状況の改善に努めます。 【対象】こども	子育て支援課

#### 【施策の柱4 こどもの貧困対策の推進】

主な取組	取組の概要	担当課
貧困に関する理解促進	こどもの貧困対策は、行政が積極的に取り組むべき課題であるとの認識のもと、地域に広く理解や協力を求めるためにこどもの貧困に関する周知・啓発を実施するほか、研修等を通じて、支援に関わる人材の育成を実施します。 【対象】地域全体	子育て支援課
各種経済支援の周知・実施	支援を必要とする人が経済的な支援を受けることができるよう、機会を捉えた周知や情報提供を図り、各種経済的支援につなげます。 【対象】こどもと保護者	子育て支援課
母子・父子支援員による相談支援	ひとり親家庭を総合的に支援する母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの多様な相談に応じます。相談しやすい環境づくりに向けて、オンラインでの相談実施など、実施方法の検討を進めます。 【対象】ひとり親家庭	子育て支援課
こどもの居場所づくり	こども食堂を始めとするこどもの居場所等の提供を目的とする事業を実施する団体に対し、支援を行います。 【対象】事業実施団体	子育て支援課
住まいの確保	こどもの貧困対策として、子育て世帯等の居住の安定を図ることにより生活の安定につなげるため、適切な助言を行うとともに、公営住宅等の関係各所へつなぐことで入居を支援します。 【対象】こどもと保護者	子育て支援課 都市計画課
ひとり親家庭への経済的支援の充実	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成、遺児激励金、遺児年金、奨学金など、ひとり親家庭の経済的支援の充実を図ります。また、笠岡公共職業安定所と連携し、ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定を図ります。 【対象】ひとり親家庭	子育て支援課 市民課 生涯学習課
自立支援事業の実施	ひとり親家庭の自立と安定した生活を支援するため、離婚前相談、母子・父子自立支援プログラム策定、養育費確保支援などの制度についてさらなる周知に努めます。 【対象】ひとり親家庭	子育て支援課
就学援助制度	小中学校において、家庭の事情で学用品等の経費負担が困難な児童生徒を対象に、一定の基準に基づいて就学援助を行います。 【対象】子育て世帯	学校教育課

主な取組	取組の概要	担当課
放課後児童クラブ利用者負担金補助事業	放課後児童クラブの利用者負担金について、市民税非課税世帯に対して、月額3,000円以内で補助します。負担の軽減に向けて、支払方法や補助額の見直しなど、状況に応じて随時見直しを行います。 【対象】子育て世帯	子育て支援課
子どもの未来応援ネットワーク事業(再掲)	養育状況が気にかかる家庭を早期に発見するため、社会福祉士等が認定こども園等を巡回します。支援にあたっては、関係機関同士が共通認識をもって連携し、継続的な見守り・支援と養育状況の改善に努めます。 【対象】こども	子育て支援課

### 【施策の柱5 障がいがあるこどもへの支援の充実】

主な取組	取組の概要	担当課
障がい児教育・保育の充実(補助含む)	集団教育・保育の必要性があり、集団教育・保育が可能な障がいがあるこどもに対して、認定こども園等において専門機関等と連携しながら対応し、健やかな発達を促します。また、私立認定こども園等での障がい児保育実施に対し助成します。また、保護者と園との関わりを深めるとともに、関係機関との連携のもと円滑な支援を行います。 【対象】障がいがあるこども	子育て支援課 こども育成課 学校教育課
放課後児童クラブへの受け入れ促進	地域の放課後児童クラブにおいて障がいがあるこどもの受け入れができるように、研修会の開催等により指導員の資質の向上を図るとともに、作業療法士の派遣を行うなど、こどもの特性に応じた環境づくりを促進します。 【対象】障がいがあるこども	子育て支援課
特別支援教育の充実	特別支援指導員の配置や、学校への助言、教職員への研修の実施などにより、多様なニーズへ対応できる体制の構築に取り組みます。 【対象】教職員	学校教育課
障がいがあるこどもを育てる家庭への支援の充実	障がいがあるこどもを育てる家庭に対して関係機関等と連携しながら継続的に相談・助言などの必要な支援を行います。 【対象】障がいがあるこどもを育てる家庭	子育て支援課 地域福祉課
障がいがあるこども等への経済的支援の充実	心身障がいがあるこどもとその家庭に対する経済的支援を行います。 【対象】障がいがあるこどもを育てる家庭	地域福祉課
障がいがあるこどもを育てる家庭の居場所の確保	障がいがあるこどもを育てる家庭の状況に応じて、安心できる居場所の情報提供や育児相談等の支援を行い、育児不安やストレスの軽減等に努めます。「笠岡市・里庄町自立支援協議会」などにおいて、障がいを持つこどもの居場所の検討を進めます。 【対象】障がいがあるこどもを育てる家庭	子育て支援課 地域福祉課
医療的ケア児に対する支援の充実	医療的ケア児支援についての連携を図るための「地域包括ケア会議」や「医療的ケア児支援チーム」において、医療的ケア児支援について検討をすすめます。 【対象】関係者	地域福祉課
児童発達支援の推進	発達や運動機能に心配のある児童へ自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う児童発達支援事業所の機能強化を図ります。 【対象】障がいがあるこども	地域福祉課

【施策の柱6 不登校及びひきこもり等対策の推進】

主な取組	取組の概要	担当課
家庭相談支援の実施	<p>学校生活や家庭, 社会生活において, 不登校, 非行, 人間関係や家族関係, 障がい, ひきこもり等, 様々な子育ての悩みや不安への相談に応じます。また, 必要に応じて関係機関や専門機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>【対象】子育て世帯(こどもと保護者)</p>	子育て支援課 学校教育課
不登校児童生徒の居場所の確保	<p>様々な事情で不登校になってしまった児童・生徒が自宅以外で気兼ねなく過ごせる居場所の確保に努めるとともに, 家庭や学校以外で人との関わりを持つことのできる機会づくりについて検討を進めます。</p> <p>【対象】児童, 生徒</p>	子育て支援課 学校教育課
ヤングケアラーへの支援	<p>核家族化の進行やひとり親家庭の増加など, 地域社会の変化等により, 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者(ヤングケアラー)が問題となっています。教育機関等と連携しヤングケアラーの把握に努めるとともに, 福祉, 介護, 医療, 教育等の関係者が情報共有・連携して家族支援の視点から必要な支援につなげます。</p> <p>【対象】児童, 生徒</p>	子育て支援課 学校教育課 まるごと支援推進課 地域福祉課 長寿支援課

### 基本目標3 生まれる前からの切れ目のない支援

安心して出産や子育てができるように関係機関との連携を強化し、母子保健事業を充実します。保護者のこどもの発達に対する悩みや不安を解消できるように相談先を充実するとともに、育児に関する学びの場を提供します。

#### 【施策の柱1 保健・医療体制の充実】

主な取組	取組の概要	担当課
不育治療に対する助成	不育治療の助成制度を推進し、経済的負担の軽減を図ります。 【対象】市民	子育て支援課
予防接種の推進	こどもに感染する恐れのある疾病の罹患や重症化を予防するため、予防接種を行います。また、予防接種に関する正しい知識の周知・啓発に努めます。 【対象】こども	子育て支援課
小児の救急医療体制の確保	夜間や休日診療に対する需要の伸びと合わせて、小児科の救急医療の充実が望まれています。県や近隣自治体と連携を取りながら小児医療体制の充実を図ります。 また、こどもの急病や怪我に関する基礎知識や対処法の周知に努め、保護者の不安の解消及び医療機関の適正受診を促します。 【対象】子育て世帯	子育て支援課 健康推進課
小児救急医療電話相談	岡山県が行っている小児救急医療電話相談（#8000）の広報に努め、その周知と活用に努めます。 【対象】子育て世帯	子育て支援課
妊娠期から子育て期にかけての包括的な支援の実施	妊婦やその配偶者へ伴走型相談支援を実施し、心身の状況や周囲の環境の把握、必要に応じた情報提供及び支援等を実施します。 また、経済的な支援を一体的に行い、すべての妊婦や子育て世帯にとって効果的な支援となるような工夫に努めます。 【対象】妊婦と配偶者、子育て世帯	子育て支援課

## 【施策の柱2 健康診査・訪問指導等の実施】

主な取組	取組の概要	担当課
妊婦健康診査	妊婦や胎児が安全で健やかに出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査受診券を交付し医療機関での健康診査を実施します。 【対象】妊婦	子育て支援課
産婦健康診査	産後うつを予防し、出産後の不安定な時期を心身共に健やかに過ごしていただくために、産婦健康診査受診券を交付し産科機関での健康診査を実施します。 【対象】産婦	子育て支援課
乳幼児健康診査	心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児(3～4か月児)、1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行います。未受診者の場合でも状況を把握できるよう努めます。 【対象】乳幼児	子育て支援課
産後ケア事業	産後うつ予防を目的に、育児の協力者がおらず、心身の不調や強い育児不安がある等育児支援の必要な方に、宿泊または日帰りでのサービス利用費の一部を助成します。また、母親のみの利用や、訪問での実施など、ニーズの変化に応じて事業内容を検討します。 【対象】産後12か月未満の母子	子育て支援課
妊婦に対する訪問指導	個別の支援を要するハイリスク妊産婦や特定妊婦等に対して家庭訪問を実施し、安全・安心な妊娠及び出産の確保を図ります。 【対象】妊婦	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するとともに、養育に関する相談に応じ、助言・援助を行います。 【対象】乳児のいる家庭	子育て支援課

## 【施策の柱3 健康教育・相談の推進】

主な取組	取組の概要	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産の安全・安心を確保するためには、妊婦が早期から健康診査等の母子保健サービスを受けることが重要であることから、早期の妊娠届出を啓発します。また、保健師の面接による相談・指導・情報提供を行い、妊婦の不安感や孤立感の解消に努めます。 【対象】妊婦	子育て支援課
電子母子健康手帳の普及	スマートフォン等で気軽に育児や子育て支援の情報を得ることができるアプリ(kasaoka★すくすくログ)の普及や機能の充実に努めます。 【対象】妊婦	子育て支援課
乳幼児期の栄養指導	妊娠中から乳幼児期にかけて栄養に関する知識と実践力を身に付けるため、栄養指導に取り組みます。 【対象】妊産婦	子育て支援課

主な取組	取組の概要	担当課
う歯(虫歯)予防の実施	<p>乳幼児健診や2歳歯科検診時に、こどもの成長に合わせた適切な歯磨きや仕上げ磨きの指導, 食生活等のアドバイスを行うとともに, う歯(虫歯)が発見された場合には治療の助言・指導を行います。</p> <p>また, 歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発するとともに, う歯予防に関する適切な習慣や, かかりつけ歯科を持つことの重要性について周知・啓発を行い, う歯予防を推進します。</p> <p>【対象】乳幼児と保護者</p>	子育て支援課
食育の推進	<p>令和7(2025)年3月に、「健康増進計画」「成育医療等に関する計画」「食育推進計画」「自殺対策推進計画」を一つにまとめた『笠岡市健康づくり計画』(第3期計画)を策定しており, 今後もこの計画に基づいて, 食育の更なる推進に努めます。</p> <p>【対象】子どもと保護者</p>	健康推進課 子育て支援課

## 基本的な視点 2

### 安心して子育てをするための家庭への支援

#### 基本目標4 支援サービス及び情報提供の充実

共働き世帯の増加や多様化するライフスタイルの中、子育て支援サービスや相談支援の需要は増加しています。多様化する利用者ニーズに応じたサービスの提供体制を整備するとともに、必要な人が相談支援や経済的支援を十分に活用できるように、子育て情報の定期的な発信や情報媒体の充実に努めます。

##### 【施策の柱1 子育て支援サービスの充実】

主な取組	取組の概要	担当課
延長保育事業	通常の保育時間終了後、希望する保護者を対象に児童を約1時間延長して預かり保育します。 【対象】認定こども園等へ通所する児童	こども育成課
放課後児童健全育成事業	昼間に保護者が仕事等でいない家庭の小学生を対象に、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して生活、遊び、学びの支援を行う放課後児童クラブについては、受入体制、開所時間、自主学習等について、事業実施団体や小学校等と連携を図り、多様化する保護者希望に添えるよう努めます。また、登録児童数や利用状況、施設の状況、学校規模適正化計画を踏まえて、必要に応じた施設整備を行います。 支援員の不足が課題となっていることから、人材の確保及び業務の効率化について検討を進めます。 【対象】小学6年生まで	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の傷病等でこどもの養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合に児童養護施設等で短期間、養育・保護を実施します。 【対象】こどもまたは母子	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等のために家庭での保育が一時的に困難になった場合に、一時的に乳幼児を預かる体制を整備します。 【対象】乳幼児	子育て支援課 こども育成課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリーサポートセンターでは、育児を応援したい人(提供会員)と応援してほしい人(依頼会員)の引き合わせを行います。また研修等を実施し、会員の資質向上を図ります。 より多くのニーズに対応するため、会員受入を行っている近隣市町村への周知や、提供会員の増加を図るための働きかけを行います。 【対象】提供会員、依頼会員、両方会員	子育て支援課
病児・病後児保育事業	こどもが病気の治療中や回復期にあり、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、適切に対応できる施設で保育を行います。 【対象】小学6年生までのこども	子育て支援課
休日保育事業	休日における保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等のために家庭での保育が一時的に困難になった場合に、一時的に乳幼児を預かる体制を整備します。 【対象】乳幼児	こども育成課

## 【施策の柱2 情報提供体制の充実】

主な取組	取組の概要	担当課
子育て応援読本の充実	妊娠や子育て家庭を対象として、保健・医療・福祉の相談窓口や社会資源、こどものライフステージに合わせた子育て支援事業等の情報をわかりやすくとりまとめます。 【対象】子育て世帯	子育て支援課
子育ての情報提供	必要な人に必要なサービスが提供できるよう、パンフレット作成やホームページ、アプリや SNS の活用等による積極的なPRに努めます。 【対象】子育て世帯	子育て支援課
イベントの情報提供	広く参加していただけるよう、広報紙や市のホームページのほか、アプリや SNS 等も活用して PR に努めます。 【対象】子育て世帯	子育て支援課 生涯学習課 企画政策課

## 【施策の柱3 相談支援体制の充実】

主な取組	取組の概要	担当課
子育て世代包括支援センター(こども家庭センター)	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、「子育て世代包括支援センター」(こども家庭センター)において支援を行います。また、ハイリスク妊産婦等、支援を必要とする対象者にはサポートプランを作成し、その内容に基づいて継続支援を行います。 【対象】子育て世帯	子育て支援課
利用者支援体制の整備	育児・保育に精通した専任職員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行い、適切なサービスの利用につなげます。 【対象】子育て世帯	子育て支援課
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭を総合的に支援する母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの多様な相談に応じます。様々なことを相談できるよう、相談の際にはプライバシーへの配慮に努めます。 【対象】ひとり親家庭	子育て支援課
専門職による相談支援	社会福祉士や保健師、家庭相談員等の専門職を配置し、親の事情やこどもの問題行動等による子育ての悩みや、児童虐待に関すること等、家庭の様々な困り事や悩みへの相談に応じます。支援を必要とする家庭に向けた各種支援の情報発信に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携による支援につなぎ、早期発見・早期対応を可能とする仕組みの構築を進めます。 【対象】子育て世帯(こどもと保護者)	子育て支援課
家庭相談支援の実施	学校生活や家庭、社会生活において、不登校、非行、人間関係や家族関係、障がい、ひきこもり等、様々な子育ての悩みや不安への相談に応じます。子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、家庭内のみで育児の負担を抱え込むことがないように、必要に応じて関係機関や専門機関等と連携しながら支援を行います。 【対象】子育て世帯(こどもと保護者)	子育て支援課 学校教育課

## 【施策の柱4 経済的支援の充実】

主な取組	取組の概要	担当課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給します。 【対象】国民健康保険の被保険者	市民課
児童手当の支給	児童を扶養している家庭の安定を図り、児童の健全な育成と資質の向上を目的として支給します。 【対象】高校生年代までのこどもを持つ家庭	市民課
子ども医療費給付事業	こどもの通院等にかかる医療費を助成し、保護者の負担の軽減を図ります。経済的負担の軽減のため、支援の拡充について検討を進めます。 【対象】通院:中学校修了まで(無料) 入院:高等学校修了まで(無料)	市民課
幼児教育・保育の無償化	3～5歳のすべてのこどもの保育料を無償とします。また、住民税非課税世帯については、0～2歳のこどもの保育料も無償とします。 さらなる経済的負担の軽減に向けて、近隣自治体とのバランスを踏まえつつ、市独自の取組として支援の拡充を検討します。 【対象】子育て世帯	こども育成課
就学援助制度(再掲)	小中学校において、家庭の事情で学用品等の経費負担が困難な児童生徒を対象に、一定の基準に基づいて就学援助を行います。 【対象】子育て世帯	学校教育課
放課後児童クラブ利用者負担金補助事業(再掲)	放課後児童クラブの利用者負担金について、住民税非課税世帯に対して、月額3,000円以内で補助します。負担の軽減に向けて、支払方法や補助額の見直しなど、状況に応じて随時見直しを行います。 【対象】子育て世帯	子育て支援課

## 基本目標5 支援を必要とする家庭への支援

ひとり親家庭や外国人の家庭等、様々な面で配慮が必要な家庭に対して必要なサービスや支援を受けることができるよう、関係機関と連携して支援体制を整えます。

### 【施策の柱1 ひとり親家庭への自立支援】

主な取組	取組の概要	担当課
母子・父子自立支援員による相談支援(再掲)	ひとり親家庭を総合的に支援する母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの多様な相談に応じます。様々なことを相談できるよう、相談の際にはプライバシーへの配慮に努めます。 【対象】ひとり親家庭	子育て支援課
ひとり親家庭への経済的支援の充実(再掲)	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成、遺児激励金、遺児年金、奨学金など、ひとり親家庭の経済的支援の充実を図ります。また、笠岡公共職業安定所と連携し、ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定を図ります。 【対象】ひとり親家庭	子育て支援課, 市民課, 生涯学習課

主な取組	取組の概要	担当課
自立支援事業の実施(再掲)	ひとり親家庭の自立と安定した生活を支援するため、離婚前相談、母子・父子自立支援プログラム策定、養育費確保支援などの制度についてさらなる周知に努めます。 【対象】ひとり親家庭	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金の支給	看護師や保育士、介護福祉士、作業療法士等の専門的な資格取得のため、養成機関で学ぶひとり親世帯の方を対象に、生活の負担軽減を図るための給付金を支給し、自立を促します。 【対象】専門職を目指すひとり親家庭	子育て支援課

## 【施策の柱2 外国人親子に対する支援の充実】

主な取組	取組の概要	担当課
日本語講座の充実	海外から来日した外国人に対して、日本語に早く慣れるよう日本語講座を定期開催するとともに、より多くの人に参加できるようニーズの把握に努めます。また、地域社会になじめるよう交流支援などに取り組む笠岡国際交流協会の活動を支援するとともに、外国人にも分かりやすい情報提供に努めます。 【対象】外国人親子	協働のまちづくり課
母子健康手帳の交付(外国語版)	必要に応じて外国語の母子健康手帳を交付します。今後はニーズに応じて対応言語を増やすとともに、様々な場面において言語面でのサポートができる体制の構築に努めます。 【対象】外国人親子	子育て支援課

## 基本目標6 親の子育て力の向上

核家族化の進行や地域のつながりが希薄となり、こどもと接する機会が少ないことで、子育てやこどもへの接し方をどのようにしてよいかわからない人が増えています。地域に住む人々がこどもと触れ合う機会を提供するとともに、子育てや育児に関する知識を普及し、子育てがしやすい地域づくりを進めます。

### 【施策の柱1 親育ちの支援】

主な取組	取組の概要	担当課
こどもの健やかな育ちに関する知識の充実	保護者の教育を通して、こどもの健康な育ちに関する知識を充実させるため、講演会、研修会及び健診時の個別指導を実施します。 【対象】保護者	子育て支援課
保護者支援プログラムの普及・啓発	保護者の、こどもに向き合うための技術を高めることを目的に、こどもへの関わり方の工夫等について学ぶ参加体験型の講座等を実施します。仕事等により参加の難しい保護者に対しては、ホームページでの情報提供や幼児健診時の資料配布など、幅広い周知に努めます。 【対象】保護者、関係機関	子育て支援課 生涯学習課

## 【施策の柱2 次代の親の育成支援】

主な取組	取組の概要	担当課
乳幼児とのふれあいの推進	ボランティア体験や職場体験を通して中高生等が乳幼児とふれあえる機会の創出に努めます。実施にあたっては、安全にふれあうことができるよう、地域・ボランティア等とも連携しながら、企画及び丁寧な指導を行います。 【対象】生徒	学校教育課 社会福祉協議会
子育て意識啓発事業	少子化の進行により、子どもや子育て世帯が減り、若い世代が将来家庭を持ち、親になることなど身近に意識する機会が少なくなっていることから、若い世代が妊娠・出産・子育てに関する理解を深めることで、自分の人生設計を意識し、自身が望む家庭生活を送ることができるよう、研修会等を実施します。 【対象】子ども	子育て支援課
若者による拠点施設の運営支援	若者会議(ぼっけーまち会議)のプロジェクトの中から生まれた拠点施設の積極的な活用を図り、若者をはじめ、多世代の地域住民が交流できる、みんなの居場所づくりを支援します。 【対象】若者	定住促進センター

## 【施策の柱3 家庭や地域の教育力の向上】

主な取組	取組の概要	担当課
読書活動の推進	乳児健診時に絵本の読み聞かせを通して赤ちゃんに絵本を開く楽しさを体験してもらったり、お気に入りの絵本をプレゼントすることで赤ちゃんと保護者が絵本にふれあうきっかけをつくります。また、関係各所で本に親しむ機会を提供し、子どもの時期からの読書活動の推進に努めます。 【対象】子どもと保護者	子育て支援課 子ども育成課 学校教育課 生涯学習課
子どもの学びの支援	子ども会、公民館、放課後子ども教室、PTA 等の各種活動を通して、地域や家庭においての子どもの学びを支援します。放課後子ども教室については、計画的に推進します。各活動について、より参加しやすい活動となるよう、実施方法や内容についてニーズの把握に努めます。 【対象】子どもと保護者	生涯学習課
地域交流活動の充実	多様性を尊重し、受容できる子どもの育成に向けて、季節行事等を通して地域の方々との世代間交流、小学生や未就園児との異年齢児交流を行います。 【対象】子ども	子ども育成課 学校教育課
子どもの社会性を育む地域づくり	子どもたちが成長の過程で必要な社会性やルールなどを自然と身に着けられるよう、子どもだけではなく、親や地域など大人も一緒になって身に付けていける環境づくりに取り組みます。 【対象】子どもと保護者、地域住民	子育て支援課 子ども育成課 学校教育課

## 基本的な視点 3

# みんなで子どもと親を見守り，支え合う地域社会の構築

### 基本目標7 子育てを支援する地域社会づくりの推進

様々な地域資源を活用して子育てしやすいまちづくりを進めます。子育て世帯だけでなく，地域住民が子どもと関わる活動に参加できるように，様々な主体の活動の支援や活動内容について発信し，子育て支援のネットワークを形成します。

#### 【施策の柱1 地域子育て支援ネットワークづくり】

主な取組	取組の概要	担当課
地域情報提供体制の充実	地域子育て支援拠点を情報発信の場と位置付け，認定こども園等と連携を図りながら，地域の情報提供に努めます。 【対象】子育て家庭	子育て支援課
子育てを支えるボランティアや団体の活動支援	地域で子育てを支えるボランティアや団体の活動を支援します。 【対象】子育てボランティアや団体	健康推進課 子育て支援課 生涯学習課
地域住民の子育てへの参加促進	地域に住む誰もが子育てに関わる，支援できることがあることを周知し，子どもや保護者と関わる団体や専門職を中心に子育てや子どもの見守りへの参加を促します。 【対象】地域住民	子育て支援課
地域資源を活用したこどもの居場所づくり	自然環境や地域の施設など，様々な地域資源を活用した居場所づくりに取り組む団体等と連携し，地域において子どもたちが居場所を選択することのできる環境づくりを推進します。 【対象】子ども，子育てボランティアや団体	子育て支援課 学校教育課

#### 【施策の柱2 地域活動・仲間づくりの場の確保】

主な取組	取組の概要	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互交流し，子育ての相談・情報提供・助言などが受けられる場所として地域子育て支援拠点を開設し，在宅で子育てをしている家庭の支援を行います。ニーズに応じて実施箇所数の増加等についても検討を進めます。 【対象】乳幼児と保護者	子育て支援課
子育てサークルへの加入促進	母親クラブ等の子育てサークルのPRに努め，加入を促すとともに，安定的な運営を支援します。 【対象】乳幼児と保護者	子育て支援課
子育てサロン等の開催	地域で子育て中の親同士が気軽に交流できる「子育てサロン」について，実施している団体に対して支援を行うとともに，より多くの子育て家庭が参加できるように周知等に努めます。 【対象】乳幼児と保護者	子育て支援課 社会福祉協議会
こどもの学びの支援(再掲)	子ども会，公民館，放課後こども教室，PTA 等の各種活動を通して，地域や家庭においてのこどもの学びを支援します。放課後こども教室については，計画的に推進します。各活動について，より参加しやすい活動となるよう，実施方法や内容についてニーズの把握に努めます。 【対象】子どもと保護者	生涯学習課

主な取組	取組の概要	担当課
こどもイベントの開催	社会教育関係団体、市民団体、こども関係団体等と行政が協働し、こどもと保護者向けのイベントを開催します。 【対象】こどもと保護者	子育て支援課 生涯学習課

### 【施策の柱3 ボランティア人材の確保】

主な取組	取組の概要	担当課
福祉の意識の向上、ボランティア活動の推進	笠岡市社会福祉協議会等と連携して、地域福祉に関するボランティアについての情報発信等を強化し、福祉に対するボランティア意識の向上に努めます。また、ボランティアについての養成や研修会を開きボランティア拡大に努めます。 【対象】市民	地域福祉課
日本語教育講座の指導ボランティアの育成支援	笠岡国際交流協会による日本語教育講座(日本語講座指導ボランティアの育成活動)を支援するとともに、養成講座受講者が成果を発揮できる機会の創出に努めます。 【対象】実施団体	協働のまちづくり課

### 【施策の柱4 こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成】

主な取組	取組の概要	担当課
こどもまんなか社会の周知啓発	あらゆる場面においてこどもの意思や権利及び主体性が尊重されるよう、こども基本法やこどもの権利等の周知・啓発に努めます。 【対象】市民	子育て支援課
こどもの意見を聞く機会の確保	こどもの意見を市の施策に反映できるよう、こどもの意見を聞く機会づくりに努めます。 【対象】こども	子育て支援課
あらゆる主体による「こどもまんなかアクション」の実施	行政だけでなく、市内の企業や団体等が主体となって「こどもまんなかアクション」に取り組めるよう、働きかけを行います。 【対象】企業、団体	子育て支援課

## 基本目標8 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事と家庭、子育てが両立できる環境を目指し、育児休業の活用促進や職場復帰しやすい環境づくりや出産後の再就職を支援するとともに、性別に関わらず子育てに参加できるよう男女共同参画の啓発及び推進を進めます。

### 【施策の柱1 ワーク・ライフ・バランスの推進】

主な取組	取組の概要	担当課
育児休業制度活用促進の啓発	事業所への制度の周知や、「笠岡市子育て応援企業」の認定による先進事例の周知に努め、気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりに向けた意識啓発に努めます。 【対象】事業所	子育て支援課 商工観光課

主な取組	取組の概要	担当課
育児休業給付の活用促進	育児休業の取得にあたって、経済的な不安なく休業を取得できるように、育児休業給付等の制度の周知徹底に努め、状況に応じた柔軟な制度の活用を促します。 【対象】市民, 事業所	子育て支援課 商工観光課
子育てしやすい職場環境づくりの啓発	子どもを持つ親を職場全体で支えられるよう、理解・協力を求めています。 【対象】事業所	子育て支援課 商工観光課
産休明けの職場復帰しやすい環境づくり	安定的に乳児保育を実施できるよう、年度初めから保育士を余剰に確保する私立の認定こども園等に対して支援します。 【対象】事業者	こども育成課
再就職に関する情報提供	事業所や関係機関と連携を図り、出産後の再就職を支援します。 【対象】再就職を希望する母親	子育て支援課 商工観光課

### 【施策の柱2 男女がともに担う子育ての推進】

主な取組	取組の概要	担当課
男女共同参画意識の啓発	家庭、地域、職場での性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発、広報活動を推進します。 【対象】市民, 事業所	人権推進課 学校教育課
男性の育児参画の推進	妊娠期から男性が育児へ積極的に参画できるように、指導を行います。産後パパ育休等の新たな制度についての周知を徹底し、育児参画の意識づくりに取り組みます。 【対象】市民, 事業所	子育て支援課 商工観光課

# 第6章 量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

### (1)設定の根拠(子ども・子育て支援法第61条)

子ども・子育て支援法では子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、市町村は教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を設定した上で、当該区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

### (2)設定の目標

子ども・子育て支援法に基づく基本方針において示されている、「地理的条件」、「人口、交通事情その他社会的条件」、「教育・保育を提供するための施設の整備状況」等をニーズ調査結果等や認定こども園等の施設の実態から総合的に勘案し、本市の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供基盤を向上かつ充実させて、必要なサービスを必要な時期に適切に提供していくことを目的として区域の設定を行います。

### (3)設定による効果

区域設定による基盤整備上の効果は主に次に掲げる事項となりますが、設定の前提として、区域を超えた利用ができないなど、実際の施設・事業等の利用にあたっての制限が生じることはありません。

- ①区域を設定することにより、各区域内の需要と供給を考慮した施設・事業の認可・認定の判断基準となります。
- ②区域内で供給が不足している場合は、各施設・事業の認可者は原則認可等を行わなければいけないとされています。
- ③区域内で供給が過多となっている場合は、認可等をしないことができます。いわゆる需給調整を行うことが可能であるとされています。
- ④保護者等の就労の有無などに関わらず、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を一体的に供給できる「認定こども園」へ幼稚園や保育所から移行する場合は、区域内で供給過多になっていても、事業者の移行希望等を踏まえ、量の見込みに加えて都道府県計画で定める数を設定する特例措置が設けられています。

### (4)本市の考え方

- ①現在、認定こども園等は通園区域を設定していません。
- ②地域子ども・子育て支援事業の法定15事業の多くは、認定こども園等などに付随する事業という性質であるため、区域を分ける必要性がありません。
- ③今回の提供区域の設定は、教育や保育等のサービスの利用を制限するものではありません。

## 2 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用ができるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用するという利点があります。中でも幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する”単一の施設”として制度が設計されています。

本市では、公立施設については、「笠岡市就学前教育・保育施設再編整備計画」を策定し、公立の就学前教育・保育施設の集約と認定こども園への移行を図る中で、令和6（2024）年度までに公立施設を18園から7園に再編しました。

また、並行して、私立施設に対して認定こども園への移行支援を行うことで、保育所1園・認定こども園8園となり、円滑な幼保一元化を推進することができました。

今後については、保護者ニーズの多様化、共働き世帯の増加・出生数の減少等に伴う社会情勢の変化、国の動向等を注視し、保育及び幼児教育にふさわしい提供体制を整えていきます。

## 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

本市における子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

具体的には、新制度未移行幼稚園の保育料、預かり保育利用料及び認定こども園等の預かり保育利用料については、各保育事業者の協力をいただき、無償化のメリットを実感いただけるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については償還払いを基本としています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、岡山県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく指導等の協力を要請し、連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

## 4 教育・保育の量の見込み・提供体制の確保

提供区域	年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定			
					合計	0歳	1歳	2歳
市内全域	令和5 (2023) 年度	実績①	131	596	425	101	144	180
		確保の内容②	701	765	509	114	179	216
		差引②-①	131	229	84	13	35	36
		保育利用率			89			
	令和7 (2025) 年度	見込み①	116	530	378	91	146	141
		確保の内容②	262	695	438	103	154	181
		差引②-①	91	165	62	14	8	40
		保育利用率			87			
	令和8 (2026) 年度	見込み①	103	468	357	91	112	154
		確保の内容②	207	695	438	103	154	181
		差引②-①	104	227	83	14	42	27
		保育利用率			95			
	令和9 (2027) 年度	見込み①	98	447	319	90	109	120
		確保の内容②	207	695	438	103	154	181
		差引②-①	109	248	121	15	45	61
		保育利用率			107			
	令和10 (2028) 年度	見込み①	92	417	312	90	105	117
		確保の内容②	207	695	438	103	154	181
		差引②-①	115	278	128	15	49	64
		保育利用率			111			
	令和11 (2029) 年度	見込み①	85	388	304	89	103	112
		確保の内容②	207	695	438	103	154	181
		差引②-①	122	307	136	16	51	69
		保育利用率			116			

※量の見込み：年間の利用実人数

※認定区分：1号認定 幼稚園，認定こども園（3～5歳）

2号認定 保育所，認定こども園（3～5歳）

3号認定 保育所，認定こども園（0～2歳）

※実績：年間の実利用人数

※確保：定員数

※保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める認定こども園等の満3歳未満のこどもの利用定員の割合

### 【事業の概要】

教育・保育に関する施設・事業としては、小学校就学前のこどもが日常的に通う施設「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分され、市内施設等は次のとおりです。(令和6(2024)年4月1日現在)

幼稚園：公立1園(定員55人)

保育所：私立1園(定員70人)

認定こども園：公立6園(1号定員106人, 2・3号定員284人)

私立8園(1号定員101人, 2・3号定員736人)

事業所内保育事業所：市内3か所(従業員・地域枠の定員43人)

### 【今後の方針】

令和5(2023)年度に就労による認定を行うための最低就労時間を64時間から48時間に緩和して保護者の保育ニーズに応じてきましたが、今後も既存施設にある程度の余裕が見られ、待機児童は発生しない見込みです。引き続き、保育を希望する全てのこどもを預けられる体制の確保を図ります。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期

### ①利用者支援事業

#### 【事業の概要】

育児・保育に精通した専任職員を子育て支援課等の窓口配置し、こども及びその保護者等、または妊娠している方やその配偶者等に対し、妊娠期の心身の状況や周囲の環境の把握に努めるとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の必要な子育て支援サービスの情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行い、適切なサービスの利用につなげます。

#### 【今後の方針】

こども家庭センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援に向けた機能強化を図ります。

単位：か所		直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
基本型	量の見込み	1	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	1	
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1	1	
	確保方策	1	1	1	1	1	1	
妊婦等包括相談支援事業型	量の見込み(回)		420	402	384	372	357	
	確保方策	こども家庭センター(回)		420	402	384	372	357
		上記以外(回)		0	0	0	0	0

## ②時間外保育事業（延長保育事業）

### 【事業の概要】

通常の保育時間終了後、希望する保護者を対象に約1時間延長して児童を預かり、保育を行います。

実施施設：市内私立保育所1か所、私立認定こども園8か所

### 【今後の方針】

現在、市内の認定こども園等で充足しており、今後も事業を継続しサービスを提供します。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	297	347	338	334	338	339
確保方策	297	347	338	334	338	339

## ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業の概要】

笠岡市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けたこどもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園において、「食事の提供（副食の提供に限る。）」を受けた場合に、その保護者に対し月額4,500円を上限に給付します。

対象者：・年収360万円未満相当世帯のこども  
・小学校第3学年修了前の第3子以降のこども

### 【今後の方針】

支援が必要な家庭に対し、今後も継続して実施します。

## ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【事業の概要】

保育所などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進する事業です。

### 【今後の方針】

本市では保育の需要量と供給量のバランスがとれており、更にこれからの少子化が進むと考えられますので、民間事業者の参入の必要性は低いと考え、実施しないこととします。

## ⑤放課後児童健全育成事業

### 【事業の概要】

授業の終了後、昼間に保護者がいない家庭の小学生を対象に、小学校の空き教室などで預かりを行います。

実施施設：11小学校区15か所

《笠岡》笠岡ゆうゆうクラブ、笠岡児童クラブ「きらきら」、まや児童クラブ

《中央》中央あいあいクラブ、和光学童クラブ

《大井》大井のびのびクラブ、若竹ひまわりクラブ

《吉田》吉田どんぐりクラブ

《新山》新山つくしんぼクラブ

《北川》北川キララ

《金浦》金浦にこにこクラブ

《城見》城見なかよしクラブ

《陶山》陶山わくわくクラブ

《神内》神内すまいるクラブ

《大島》大島学童クラブ

### 【今後の方針】

各小学校区での実施を継続することで充足が見込まれます。また、笠岡市立小・中学校の学校規模適正化計画を踏まえて、不足が生じた場合は実施場所の確保を図ります。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	653	669	673	660	652	633
1年生	166	132	154	144	140	133
2年生	144	164	127	151	142	138
3年生	139	145	145	113	135	127
4年生	85	105	117	119	93	111
5年生	82	80	73	82	83	65
6年生	37	43	57	51	59	59
確保方策	755	755	755	755	755	755

## ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

### 【事業の概要】

保護者が病気などでこどもの養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合に児童養護施設等で短期間、養育・保護を行います。

実施施設：児童養護施設「悲眼院」

### 【今後の方針】

現在、実施事業で充足しており、継続してサービスを提供します。引き続き、児童養護施設で対応します。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	0	14	14	14	14	14
確保方策	366	365	365	365	366	365

## ⑦乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要】

保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

### 【今後の方針】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	185	140	134	128	124	119
確保方策	—	保健師7名で実施				

## ⑧養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### 【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した養育に支援が必要な家庭を保健師が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

### 【今後の方針】

引き続き養育に支援が必要な家庭に対して、十分な訪問支援を実施します。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	123	99	95	90	88	84
確保方策	—	保健師7名で実施				

## ⑨地域子育て支援拠点事業

### 【事業の概要】

乳幼児とその保護者が気軽に集まり相互の交流を行う場所を開設し、専任職員が子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行います。

実施施設：まや子育てサポートセンター（まやこども園内）

笠岡中央子育て支援センター（和光みらい園内）

わかたけ地域子育て支援センター（若竹こども園内）

子育て支援センターまんまる（つばくろ認定こども園内）

子育てひろば「あおぞら」（認定NPO法人ハーモニーネット未来内）

子育てひろば「おひさま」（大井児童館内）

### 【今後の方針】

現在市内6箇所での事業で充足しており、今後も継続しサービスを提供します。

		直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
施設数 (単位:か所)	量の見込み	6	6	6	6	6	6
	確保方策	6	6	6	6	6	6
利用者数 (単位:人)	量の見込み	10,307	14,493	13,061	12,065	11,405	10,745
	確保方策	10,307	14,493	13,061	12,065	11,405	10,745

## ⑩-1 一時預かり事業（一般型）

### 【事業の概要】

認定こども園入所児童以外の乳幼児を対象に、保護者の仕事などの都合や心理的・身体的負担のため、家庭での保育が一時的に困難になった場合に認定こども園等で一時的に預かります。

実施施設：（１）和光みらい園  
（２）子育てひろば「あおぞら」（認定 NPO 法人ハーモニーネット未来）

### 【今後の方針】

現在の提供体制で充足しており、今後も事業を継続しサービスを提供します。

単位：人		直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	見込み量(1)	615	525	453	392	354	321
	見込み量(2)	80	77	69	64	61	57
確保 方策	確保方策(1)	615	525	453	392	354	321
	確保方策(2)	80	77	69	64	61	57

## ⑩-2 一時預かり事業（幼稚園型）

### 【事業の概要】

通常の教育時間終了後等に在籍園児等を対象に、家庭での保育が一時的に困難になった場合に認定こども園等で一時的に預かります。

### 【今後の方針】

現在、市内の認定こども園等で充足しており、今後も事業を継続しサービスを提供します。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	1,537	1,366	1,207	1,154	1,075	1,001
確保 方策	1,537	1,366	1,207	1,154	1,075	1,001

## ⑪ 病児・病後児保育事業

### 【事業の概要】

こどもが病気の治療中や回復期にあり、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、適切に対応できる施設で保育を行います。

実施施設：病児保育すこやかキッズルーム（笠岡第一病院内）

### 【今後の方針】

本市における需要に対して、現在の施設で十分な供給量が見込まれるため、引き続き事業を継続します。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	338	308	277	256	242	228
確保 方策	984	972	968	972	984	984

## ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【事業の概要】

地域で子育てを応援してほしい人（依頼会員）と応援したい人（提供会員）が会員登録し、提供会員の居宅等で子どもを預かったり、保育施設等までの送迎を行います。

実施施設：笠岡市ファミリーサポートセンター

### 【今後の方針】

ファミリー・サポート・センター事業により対応しており、本市における供給量は現状でも充足していると考えられることから、今後も継続してサービスを提供します。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	741	541	519	486	460	428
確保方策	741	541	519	486	460	428

## ⑬妊婦健康診査事業

### 【事業の概要】

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっているかなどを確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行います。

### 【今後の方針】

妊娠初期から出産までの健診のうち14回分（多胎児の場合は19回分）について、公費負担で実施しており、今後も継続します。

		直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	人数(人)	265	208	200	191	185	177
	回数(回)	1,940	1,540	1,474	1,408	1,364	1,309
確保方策	人数(人)	265	208	200	191	185	177
	回数(回)	1,940	1,960	1,876	1,792	1,736	1,666

## ⑭乳児等通園支援事業

### 【事業の概要】

認定子ども園等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間の範囲で就労要件を問わず柔軟に認定子ども園等を利用できる事業です。

### 【今後の方針】

本市は、令和6年度から本事業の実施に向けた試行的事業である誰でも通園制度を国のモデル事業として公立私立含めた4施設で実施しています。

現在の需要に対しては現体制で賄っていますが、社会動向を踏まえながら、全ての事業利用希望者が利用できる体制の整備に努めます。

単位：人日	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	—	1	1	1	1
確保方策	—	1	1	1	1

## ⑮産後ケア事業

### 【事業の概要】

産後1年未満の母親と乳児に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児のサポート等を行います。

### 【今後の方針】

出産後12か月未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる体制を整えます。本市においては需要に対して利用体制は充足しており、引き続き体制の維持と事業内容の充実に努めます。

単位：人	直近の実績 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	56	58	56	53	52	49
確保方策	56	58	56	53	52	49

## 6 事業目標

### 1 地域・子ども子育て支援事業

事業名	単位	2023年度 (令和5年度) 現状値	2029年度 (令和11年度) 目標値
利用者支援事業	施設数	2か所	2か所
基本型	施設数	1か所	1か所
こども家庭センター型	施設数	1か所	1か所
時間外保育事業（延長保育事業）	施設数	9か所	9か所
実費徴収に係る補足給付事業	実施の有無	なし	あり
多様な主体参入促進事業	-	なし	なし
放課後児童健全育成事業	施設数	15か所	15か所
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	施設数	1か所	1か所
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	状況把握率	100%	100%
養育支援訪問事業	訪問実施率	100%	100%
子育て世帯訪問支援事業	※本市では現在、実施できる体制が整備されていない状況のため、関係機関と連携して今後の対応について検討します。		
児童育成支援拠点事業			
親子関係形成支援事業			
地域子育て支援拠点事業	施設数	6か所	6か所
一時預かり事業	施設数	13か所	8か所
うち一般型	施設数	2か所	2か所
うち幼稚園型	施設数	11か所	6か所
病児・病後児保育事業	施設数	1か所	1か所
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	施設数	1か所	1か所
妊婦健康診査事業	公費負担	14回分	14回分
妊婦等包括相談支援事業	面接実施率	※令和7年 4月1日施行	100%
乳児等通園支援事業	施設数	※令和7年 4月1日施行	4か所
産後ケア事業	必要者の 利用率	※令和7年 4月1日施行	100%

## 2 その他事業

基本目標	項目	2023年度 (令和5年度) 現状値	2029年度 (令和11年度) 目標値	
総合指標	笠岡市は安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合	31.9% (令和6年度)	増やす	
基本目標1	待機児童数	0人	0人	
幼児期の教育・保育及びこどもの教育環境の充実	保育所, 認定子ども園(保育所部分), 事業所内保育所(地域枠) 定員	1,244人	現状維持	
基本目標2	笠岡市子ども条例の認知度	6.5%	増やす	
こどもの健やかな成長への支援の充実	赤ちゃんの駅設置施設数	24か所	増やす	
	こども食堂など(箇所数)	7か所	増やす	
基本目標3 生まれる前からの切れ目ない支援の充実	乳幼児健康 診査受診率	乳児	96.0%	95%以上維持
		1.6歳児	99.4%	
		3歳児	97.7%	
	予防接種率	BCG	92.2%	95%以上維持
		麻疹・風疹	1期: 92.4% 2期: 90.2%	
	虫歯有病率	1.6歳児	0.6%	減らす
3歳児		12.9%	減らす	
基本目標4	休日保育事業実施箇所数	1施設	現状維持	
支援サービス及び情報提供の充実	子育てコンシェルジュ ほっと★はぐ利用者数	2,073人	増やす	
基本目標5 どの家庭も安心して子育てできる環境の充実	障がい児保育事業の実施施設状況	全園で受け入れ可能	全園で受け入れ可能	
	児童発達支援の推進(実施施設数)	7施設	現状維持	
	母子・父子自立支援プログラム策定数	0件	増やす	
基本目標6 親の子育て力の向上	子育てに係る講座の開催数	13回	増やす	
基本目標7 子育てを支援する地域社会づくりの推進	地域子育て支援事業利用者数	11,359人	増やす	
基本目標8 仕事と家庭の両立支援	育児休業取得率	母親	46.1%	増やす
		父親	7.1%	

# 第7章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1)計画の推進体制

子育てを社会全体で支援していくためには、市民、教育・保育施設関係者、学校関係者、事業所、行政及びその他子育ての関係団体・関係機関等を含め、地域社会全体で連携することが求められます。本計画の推進に当たっては、認定こども園等を始め、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及びその他関係団体・関係機関等との連携や情報の共有化を図ります。

また、家庭・地域・学校園等・事業所・行政等それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、そして協働して、子育て支援に関わる各種施策を計画的・総合的に推進します。

### (2)国・県との連携・働きかけ

本計画の取組には、市の単独事業に加えて、子ども・子育て関連3法等の法律や制度に基づく事業もあるため、国、県及び周辺の市町との連携を強化し、必要に応じて協力して計画を推進します。

また、子ども・子育て支援や次世代育成支援の充実にかかせない社会全体で取り組むべき課題としては、働き方の見直しや仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現があります。したがって、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりに向けた取組については、社会全体で推進する必要性を発信し、国や岡山県に対して働きかけるよう努めます。

## 2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の目標を達成するためには、市民や様々な主体の協力が必要であり、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。したがって、本計画の内容は、ホームページや市広報紙で周知するとともに、進捗状況についても毎年公表することとします。

本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について、笠岡市子ども・子育て推進会議において、毎年度点検・評価を行います。事業計画策定後には、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況の管理・評価に当たっては、利用者の視点に立って点検・評価し、施策の改善につなげます。計画における量の見込みや確保方策等に変更の必要が生じた場合は、途中で内容を見直します。

# 資料編

## 1 用語解説

用語	解説
核家族	夫婦のみの世帯または、夫婦もしくはひとり親と子どもから成る世帯のこと。
合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもの産むかを表す数値。
子育てコンシェルジュ	児童、保護者、妊婦の方の相談を伺い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業など、その方にとって最適なサービスを紹介する。
こども家庭センター	母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を目的とする施設。
こどもまんなか社会	子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンのこと。
産後うつ	出産直後の数週間、ときに数か月までの時期にみられる強い悲嘆とそれに関連する心理的障害が起きていることをいう。
スクールカウンセラー	学校で子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理士等のこと。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。
待機児童	認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた児童のこと。
パブリック・コメント	政策に関わる情報を中心に市の持っている様々な情報を市民と共有し、さらに市民からの意見を聴取する制度としている。また、「笠岡市パブリック・コメント手続規則」を平成20（2008）年10月1日から施行している。
PDCA サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動に当たって、計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画や事業に生かそうという考え方。

用語	解説
ヤングケアラー	「ケアラー」とは、心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人などに対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行う方のことであり、そのうち 18 歳未満の方がヤングケアラー。
ライフスタイル	生活の習慣や人生観・価値観などを含めた個人の生き方のこと。
ライフステージ	人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域活動等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。